

第5次小田原市総合計画

おだわらTRYプラン



トライ おだわらTRYプラン

平成22年度地域づくり総務大臣表彰 受賞



市民の力で
未来を拓く
希望のまち

小田原市



第5次小田原市総合計画

再生紙を使用しています



環境にやさしい大豆インキを使用しています

市民の力で未来を拓く希望のまち

このたび、平成23年度を初年度とする12か年のまちづくりの指針となる新たな総合計画としての「おだわら^トTRY^イプラン」を策定いたしました。

本市では、これまで総合計画「ビジョン21おだわら」に基づき、『世界にきらめく「明日の1000年都市おだわら」』を目指し、さまざまな施策に取り組んでまいりました。この間、人口減少や少子高齢化をはじめ、世界的な金融危機の影響による地域経済の悪化、地球温暖化に伴う異常気象など、本市を取り巻く社会経済環境は大きく変化しております。こうした状況のなか、人々が心豊かに安心して暮らすことができ、持続的に発展し続けることができる地域の創出が強く求められております。

そこで、いかなる変化にも柔軟かつ的確に対応し、中長期的な視点で総合的かつ計画的な行政運営を進めるため、「新しい公共をつくる」、「豊かな地域資源を生かしきる」、「未来に向かって持続可能である」の3つの命題のもと、将来都市像である『市民の力で未来を拓く希望のまち』の実現を目指し、新たに総合計画「おだわら^トTRY^イプラン」を策定したものです。

今後この計画に基づき、市民生活に密着した基礎自治体としてふさわしい市民自治を実現し、市民の皆様がいきいきと希望にあふれて暮らすことができるまちづくりを進めてまいります。

本計画の策定にあたりましては、無作為に抽出された市民の皆様が暮らしに身近なテーマを主体的に議論していただく「おだわらTRYフォーラム」の実施や、市内にある25の地区自治会連合会の区域ごとに検討委員会を設置しての「地域別計画」の策定といった新たな市民参画手法を取り入れました。

また庁内では、施策ごとに未来に向けたストーリーを描く「シナリオ・プランニング」や、職員が本音で自由に未来を語りあえる「オープン・スペース・ミーティング」を実施するなど、計画づくりに対する職員の新たな関わり方を模索し、役職や組織、年代などの垣根を越えた議論を行いながら計画づくりに取り組みました。

そして、計画策定におけるこうした一連の取組が高く評価され、平成22年度地域づくり総務大臣表彰を受賞したことは、本市としての誇りであり、今後への大きな励みとなります。

本計画の策定にあたりましては、多くの市民の皆様にご参画いただくとともに、市議会や総合計画審議会から多くの貴重なご意見を賜りましたことを、心からお礼を申し上げます。

総合計画は「新しい小田原」を実現するための設計図であり、工程表です。市民の皆様の思いをどこまで汲み取れたかは謙虚に考える必要がありますが、実践段階では市民の力・地域の力を最大限発揮していただき、確実に形にしていきたいと考えております。

私は、本計画を着実に推進するため、今後も市民の皆様と共に知恵を絞り、汗を流してまいる覚悟ですので、いっそうのご理解とご協力をお願いいたします。

平成23年3月

小田原市長

加藤 憲一



小田原市民憲章 (昭和51年7月20日制定)

わたくしたちは、黒潮おどる相模灘^{さがみ かなた}にのぞみ、梅の香におう天守閣をあおぐ「小田原」の市民です。

わたくしたちは、先人の残した文化を誇りにし、西湘^{せいしやう}の近代都市としての限りない発展に願いをこめて、ここに市民憲章を定めます。

- 1 健康で明るい生活を大事にし、豊かな心をそだてましょう。
- 1 元気で働くことを喜び、しあわせな家庭をきずきましょう。
- 1 隣人と仲良くし、だれにもやさしく親切にしましょう。
- 1 きまりを守り、力をあわせ、住みよいまちをつくりましょう。
- 1 緑と水を大切に、平和な明日の繁栄につとめましょう。

小田原市平和都市宣言 (平成5年10月1日制定)

歴史的文化遺産を守り続けている城下町小田原市は、美しい地球と輝かしい人類の未来を守り、世界平和を実現するため、次のように宣言する。

わが国は、世界で唯一の核被爆国であり、国民は、日本国憲法にもとづく恒久平和の実現をめざし、世界から核兵器を廃絶することを共通の願いとしています。

わたくしたちのまち小田原は、過去に戦災を被るといふ悲しい歴史をもっています。そして多くの歴史的文化遺産を守り続けているわたくしたちには、こうした惨禍をくり返すことのないよう、平和を守り、きらめく城下町を次の世代へ引き継いでいく責務があります。

小田原市は、美しい地球を大切に、輝かしい人類の未来を信じ、世界平和を実現するため、ここに永久に平和都市であることを宣言します。

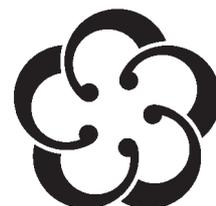
小田原市教育都市宣言 (平成16年4月1日制定)

小田原市民は、子どもたちが希望を持ち、健やかに成長してほしいと願っています。世界に目を開く地球市民であり、郷土の文化と伝統を誇りにしたいと思っています。一人ひとりが自立し、家庭、学校、地域が支え合う社会を築きたいと願っています。

小田原市と小田原市教育委員会は、市民のこうした思いや願いを実現するために、ここに教育の行き届いたまち、教育都市を宣言します。

- 1 一人ひとりが、尊い命です。心身ともに健康で思いやりのある人の育成に努めます。
- 2 家庭は、心を育みます。家族の絆を紡ぎ、人としての心がまえを養う家庭づくりを支えます。
- 3 学校は、生きる力を培います。児童生徒の確かな学力を育成し、社会の仕組みの基礎を教えます。
- 4 地域は、支え合いながら、繁栄します。青少年が社会の一員であることを自覚し、社会活動に参加できる地域づくりに努めます。
- 5 地球のすべてのものは、結ばれています。かけがえのない文化や伝統を受け継ぎ、自然や国際社会との交流を深める実践活動を進めます。

市紋章



(昭和16年6月26日制定)

市の木：くろまつ



(昭和51年7月20日制定)

市の花：うめ



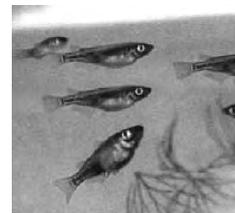
(昭和51年7月20日制定)

市の鳥：コアジサシ



(平成7年8月1日制定)

市の魚：メダカ



(平成13年3月1日制定)

市の魚：アジ



(平成13年3月1日制定)

目次

序論	
1 計画の構成と期間	8
(1) 基本構想	
(2) 基本計画	
(3) 実施計画	
2 計画策定への市民参加	10
(1) 市民アンケート	
(2) おだわらTRYフォーラム	
(3) 地域別計画	
(4) パブリックコメント	
3 社会経済環境の変化	14
(1) 人口減少・少子高齢・多世帯社会	
(2) グローバル化・地域間競争	
(3) 環境問題	
(4) 地域主権・地域運営	
(5) 地域コミュニティ	
(6) 安全・安心	
(7) ICT（情報通信技術）	
(8) 成熟社会	
4 計画の基礎条件	16
(1) 将来人口と年齢構成	
(2) 土地利用	
(3) 財政状況	

基本構想	
序章	
1 位置	24
2 地形・気候	24
3 基本構想の目的	24
4 基本構想の目標年次	24
第1章 基本理念	
1 恵まれた条件	25
2 厳しい社会情勢と山積する地域課題	25
3 新しい小田原へ3つの命題	25
4 実現する将来都市像	27
5 まちづくりの目標	28
(1) いのちを大切にす小田原	
(2) 希望と活力あふれる小田原	
(3) 豊かな生活基盤のある小田原	
(4) 市民が主役の小田原	
第2章 まちづくりの目標と政策の方向	
1 いのちを大切にす小田原	29
(1) 福祉・医療	
(2) 暮らしと防災・防犯	
(3) 子育て・教育	
2 希望と活力あふれる小田原	29
(1) 地域経済	
(2) 歴史・文化	
3 豊かな生活基盤のある小田原	30
(1) 自然環境	
(2) 都市基盤	
4 市民が主役の小田原	30
(1) 市民自治・地域経営	

基本計画

序章

- 1 計画の目的…………… 34
- 2 計画の構成…………… 34
- 3 計画の期間…………… 34

第1章 未来への投資（先導的施策）

- 1 目的…………… 35
- 2 構成…………… 35
 - (1) 未来を担う子どもを育む
 - (2) ものを生み出す力を育てる
 - (3) 都市の顔をつくる
 - (4) 自然環境を再生する
 - (5) 文化力を高める
 - (6) 地域のつながりを再生する

第2章 施策の展開

- 計画の体系…………… 42

- 1 いのちを大切にす小田原…………… 48
 - (1) 福祉・医療
 - 1 地域福祉の推進…………… 50
 - 2 高齢者福祉の充実…………… 52
 - 3 障がい者福祉の充実…………… 54
 - 4 健康づくりの推進…………… 56
 - 5 地域医療体制の充実…………… 58
 - 6 市立病院の機能拡充と健全経営…………… 60
 - (2) 暮らしと防災・防犯
 - 7 共生社会の実現…………… 62
 - 8 災害に強いまちづくり…………… 64
 - 9 消防・救急体制の充実…………… 66
 - 10 安全・安心の地域づくり…………… 68
 - (3) 子育て・教育
 - 11 子育て環境の充実…………… 70
 - 12 青少年育成の推進…………… 72
 - 13 学校教育の充実…………… 74

- 2 希望と活力あふれる小田原…………… 76

- (1) 地域経済
 - 14 産業振興と就労環境の整備…………… 78
 - 15 小田原ならではのものづくりの振興…………… 80
 - 16 商業の振興…………… 82
 - 17 観光まちづくりの推進…………… 84
 - 18 農林業の振興…………… 86
 - 19 水産業の振興…………… 88
- (2) 歴史・文化
 - 20 歴史資産の保存と活用…………… 90
 - 21 文化・芸術の振興…………… 92
 - 22 生涯学習の振興…………… 94
 - 23 生涯スポーツの振興…………… 96

- 3 豊かな生活基盤のある小田原…………… 98

- (1) 自然環境
 - 24 環境再生・保全活動の推進…………… 100
 - 25 廃棄物の減量化・資源化の推進…………… 102
 - 26 良好な生活環境の保全と形成…………… 104
 - 27 自然環境の保全と再生…………… 106
- (2) 都市基盤
 - 28 快適で魅力ある生活空間づくり…………… 108
 - 29 安全で円滑な地域交通の充実…………… 110
 - 30 安定した水供給と適正な下水処理…………… 112

- 4 市民が主役の小田原…………… 114

- (1) 市民自治・地域経営
 - 31 協働による地域経営…………… 116
 - 32 市民活動の促進…………… 118
 - 33 情報共有の推進…………… 120
 - 34 行財政改革の推進…………… 122
 - 35 地域主権の時代における市職員の育成…………… 124
 - 36 広域行政の推進…………… 126

- 資料編…………… 128



序論

「雨ふり」北原白秋

雨雨、ふれふれ、母さんが
蛇の目でおむかうらしいな。
ピッチピッチ チャップチャップ
ランランラン。

かけましょ、鞆を母さんの
あとからゆこゆこ鐘が鳴る。
ピッチピッチ チャップチャップ
ランランラン。

あらあら、あの子はずぶぬれだ、
柳の根かたで泣いている。
ピッチピッチ チャップチャップ
ランランラン。

母さん、僕のを貸しましょか、
君君この傘さしたまえ。
ピッチピッチ チャップチャップ
ランランラン。

僕ならいいんだ、母さんの
大きな蛇の目にはいってく。
ピッチピッチ チャップチャップ
ランランラン。

1 計画の構成と期間

おだわら^{トライ}プラン（第5次小田原市総合計画）は、基本構想、基本計画及び実施計画をもって構成し、地区自治会連合会の区域ごとに作成した地域別計画と一対で本市のまちづくりを進めます。

（1）基本構想

基本構想は、本市のまちづくりにおける基本理念や目標と、これを実現するための政策の方向を示すもので、平成23年度（2011年度）を初年度として、平成34年度（2022年度）を目標年次とします。

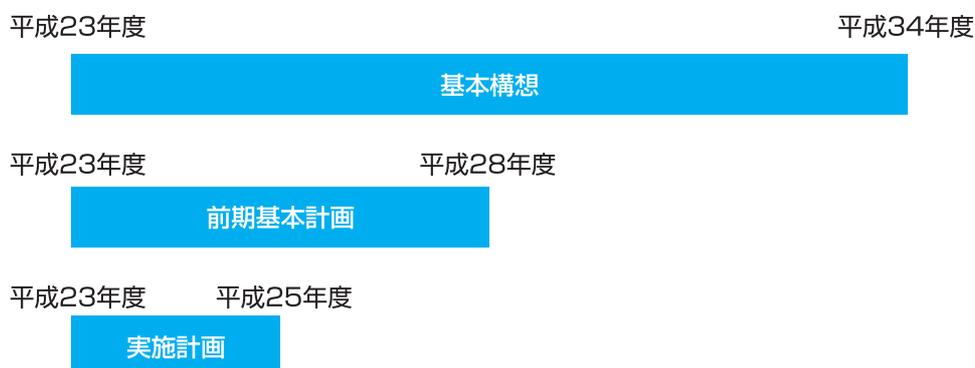
（2）基本計画

基本計画は、基本構想で定めた将来都市像の実現と目標の達成に向けたまちづくりの施策の方向を体系的に示すもので、計画期間は平成23年度（2011年度）から、前期分となる平成28年度（2016年度）までの6年間とします。

（3）実施計画

実施計画は、基本計画に基づき、個々の事業を具体化するための計画として策定するもので、計画期間は平成23年度（2011年度）から3年間とし、社会情勢や財政状況の変化などに対応しつつ、計画内容の見直しを行います。

総合計画の計画期間



まちづくりの推進

総合計画

基本構想 ……将来都市像

基本計画 ……施策の方向

実施計画 ……具体的事業

地域別計画

緑地区	山王網一色地区
新玉地区	下府中地区
万年地区	桜井地区
幸地区	豊川地区
十字地区	上府中地区
足柄地区	下曾我地区
芦子地区	国府津地区
二川地区	酒匂・小八幡地区
東富水地区	片浦地区
富水地区	曾我地区
久野地区	前羽（橘南）地区
大窪地区	橘北地区
早川地区	



おだわらTRYフォーラム



地域別計画策定



職員の主体的関与の取組

2 計画策定への市民参加

(1) 市民アンケート

① 調査目的

第5次小田原市総合計画におけるまちづくりの基本理念や将来都市像を定める際の基礎とするため、小田原の都市イメージや魅力などに関するアンケート調査を実施しました。

② 調査方法

学校、企業、各種団体などにアンケートの配布及び回収を依頼するとともに、本市ホームページや公共施設への配架による調査を平成20年9月中旬から11月中旬までの期間で実施しました。

結果として、7,030のアンケート用紙を配布し、4,401件の回答を得ることができました。

③ 調査結果

◆ 本市の都市イメージ

現在の本市の都市イメージとしては、「城下町」、「歴史」、「小田原城」に関する記述が最も多く、「小田原城を中心とした歴史あるまち」が都市イメージとして挙げられます。また、「海」、「自然」、「温暖な気候」といった自然環境に関する記述も多く、「豊かな自然に恵まれたまち」といった都市イメージも挙げることができます。

◆ 目指すべき将来都市像

「小田原がどのような都市になればよいのか」という問いでは、「子育て」、「防災」、「防犯」に関する記述が最も多く、「安全で安心して暮らせるまち」を望んでいることがうかがえます。

◆ まちづくりへの課題

本市がまちづくりを進めるうえで課題となることや改善すべき点については、交通渋滞や狭あい道路、バス路線の減回といった道路交通に関すること、小田原駅周辺の活性化に関すること、子どもの遊び場の確保や小児医療の充実といった子育て環境に関すること、あるいは公共施設の老朽化や地域資源の有効活用など、さまざまな意見が寄せられました。

(2) おだわらTRYフォーラム

おだわらTRYフォーラムは、無作為抽出によって選ばれた市民で構成する討議会を開催することで、サイレントマジョリティ^(※1)といわれる大多数の市民の声を掘り起こすための新たな市民参画手法です。討議の際には行政及び市民活動団体などからの情報提供を行うとともに、市民活動団体などからは行政に対してテーマに係る提言が出されました。

討議は、1970年代にドイツで考案されたプランニングスツェレ^(※2)の方式を活用し、情報提供、参加者による討議、発表・投票といった一連の流れで行われました。

おだわらTRYフォーラムの実施により、市民が日々の暮らしのなかで感じていることや、生活者としての視点からのアイデアを行政がしっかりと受け止め、政策立案や施策の推進にあたり具体的手段として活用していきます。

討議テーマは、①福祉・医療、②暮らしと防災・防犯、③子育て・教育、④地域経済、⑤歴史・文化、⑥自然環境、⑦都市基盤、⑧市民自治・地域経営の8つの分野から抽出し、計63のテーマについて討議を行いました。

討議は、平成21年6月27日から8月29日までの期間で実施し、初日はオープニングテーマとして「小田原の魅力って何だろう」を、最終日はエンディングテーマとして「あなたは、どんな小田原であれば住みたいと思いますか？」について全体で討議を行いました。

参加者の年齢構成

年 代	男	女	計
10代	5人	13人	18人
20代	16人	20人	36人
30代	16人	18人	34人
40代	15人	14人	29人
50代	23人	14人	37人
60代	14人	13人	27人
70代	6人	9人	15人
80代	4人	0人	4人
計	99人	101人	200人

※1 サイレントマジョリティ
自ら手を挙げて市政に参加するまでには至らない大多数の市民。

※2 プランニングスツェレ
無作為に抽出された市民が、まちの課題などについて討議を重ね、自らの発案のもとに解決策を探るものである。英語ではプランニングセル、日本語では計画細胞と訳すことができる。

2 計画策定への市民参加

(3) 地域別計画

① 趣 旨

市民一人ひとりが身近な地域のまちづくりについて考え、主体的に関わりを持つことで、地域固有の課題を解決するうえでの担い手が地域のなかで育成されるとともに、地域住民の創意と工夫による住民主導のまちづくりを目指します。

② 計画区域

地区自治会連合会の区域を単位として市内25地域において地域別計画を策定しました。

③ 検討組織

地域のまちづくりについて検討する組織を設置し作業を行いました。なお、検討組織の構成は地域の実情に応じた形となっており、自治会役員を中心に地域に関わりの深い各種団体の役員などにより構成されました。



(4) パブリックコメント^(※1)

平成22年4月1日から30日の期間で、基本構想及び基本計画素案に対するパブリックコメントを行ったところ、メール、ファックス、手紙などにより25人の方から96件のご意見が寄せられました。

該当部分		件数
基本構想		8
基本計画	先導的施策	1
	福祉・医療	8
	暮らしと防災・防犯	2
	子育て・教育	13
	地域経済	13
	歴史・文化	4
	自然環境	9
	都市基盤	9
	市民自治・地域経営	11
その他		18
合計		96

※1 パブリックコメント
市役所などの公的な機関が政策や規則などを定めるときに、その影響が及ぶ対象者などに広く意見・情報・改善案などを求める手続き。

3 社会経済環境の変化

(1) 人口減少・少子高齢・多世帯社会^(※1)

人口減少や少子高齢化の進行により、労働力人口の減少や経済規模の縮小など、社会経済、ひいては地方財政に大きな影響を及ぼすことが予想されます。また、人口が減少する一方で世帯数は増加しており、あわせて多世帯社会への対応も求められています。

(2) グローバル化・地域間競争

経済活動などのグローバル化により、人やモノ、金、情報の交流が活発化し、これまで以上に地域間競争が激しくなってきます。魅力ある都市として自立するためには、地域の潜在的な経済力を最大限に発揮させ、知恵と工夫で競争力を高めていくとともに、地域内の経済循環も生み出していくことが求められています。

(3) 環境問題

地球規模で環境に対する意識が高まっており、企業活動や農業分野においても環境に配慮した生産活動に取り組んでいます。地域においても資源の地域内循環や持続可能なライフスタイルの実現など、次世代に配慮した対応が求められています。

(4) 地域主権・地域運営

地域主権の確立に向けた取組が進められるなか、地方公共団体においては、「自己決定」と「自己責任」の原則のもと、限られた財源と人材を有効に活用しながら、地域住民の協力と創意工夫によって地域運営を進めていくことが求められています。

同時に、市民ニーズの多様化、複雑化などにより行政需要が増大するなか、画一的な行政施策では対応することが困難になってきています。そこで、生活の基盤となる地域において「自分たちの地域は自分たちでつくる」という考えのもと、持続可能な地域社会をつくっていくことが必要となっています。

※1 多世帯社会
ひとり暮らし世帯、夫婦のみの世帯などの小規模な世帯が増加し、多種多様な世帯が共存している状態。

(5) 地域コミュニティ

急速な少子高齢化の進行、地域経済の低迷、人口の流出などにより、地域全体の活力低下が懸念されています。また、高度情報化の進展、産業構造・就業構造の変化などによりライフスタイルやニーズが多様化し、生活空間としての地域内のつながりが希薄になってきています。そこで、今まで家族やコミュニティが担ってきた役割について再考するとともに、地域において課題を共有し、多様性のなかの連携や地域運営の仕組みの再編に取り組む必要があります。

(6) 安全・安心

地震や台風、集中豪雨などの自然災害が多発しており、自然災害に対する体制や組織を強化することが求められています。また、凶悪犯罪の低年齢化や、振り込め詐欺、リフォーム詐欺などに見られる詐欺事件の多発が社会問題となっており、行政のみならず地域社会が一丸となって、暮らしの安全を確保していくことが必要です。

さらに、安心して子どもを産み育てられる環境や、安定した社会保障制度に支えられながら過ごす老後の環境づくりなど、安心と希望に満ちた暮らしを地域社会で実現していくことが求められています。

(7) ICT（情報通信技術）

ICT（情報通信技術）の発展は、利便性の向上やライフスタイルの多様化の促進をもたらし、豊かさを実感できる生活の実現に寄与している一方、人間関係の希薄化をもたらす負の側面も指摘され、人と人とのつながりにも影響を与えています。行政においても、事務の効率化や住民サービスの向上の観点から、ICT（情報通信技術）を最大限に活用することが求められています。

(8) 成熟社会

経済的な豊かさを重視してきた生き方から、心豊かに自分らしく暮らせるライフスタイルを求めるようになってきていることから、自由な時間や第二の人生としての老後の過ごし方が重視され、多様な価値観のなかで、スポーツ・レクリエーション活動、生涯学習、ボランティア活動などに費やす時間の充実に対する人々のニーズが高まっています。

また、快適でゆとりある住環境、美しく落ちつきのあるまちなみ、緑や水辺空間の再生など質の高い生活空間へのニーズが高まっています。

4 計画の基礎条件

(1) 将来人口と年齢構成

本市は、昭和30年（1955年）の国勢調査で約11万人であった人口が、年々増加し続け、平成7年（1995年）の国勢調査では20万人に達しました。その後も人口は増加傾向にありましたが、平成11年（1999年）の200,587人をピークに減少に転じ、以後は、緩やかな減少傾向を示しています。

わが国が人口減少社会に突入し、同時に少子高齢化が急速に進んでいることから、国民の将来への不安がいつそう膨らんできており、本市においても人口減少とあわせて少子高齢化傾向が今後も続く予想されます。

（単位：人）

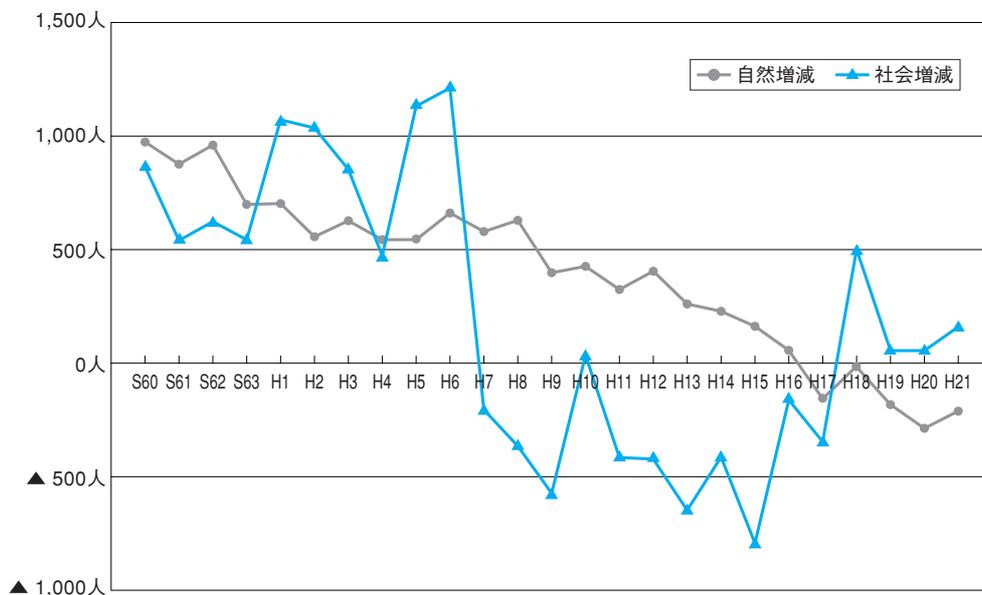
	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
総人口	185,941	193,417	200,103	200,173	198,741
0歳～14歳	39,204	34,031	31,138	28,985	27,116
15歳～64歳	128,333	136,927	141,420	137,655	132,060
65歳以上	18,404	22,459	27,545	33,533	39,565

国勢調査（年齢不詳人口は、年齢別の割合に応じて按分）

① 人口の推移

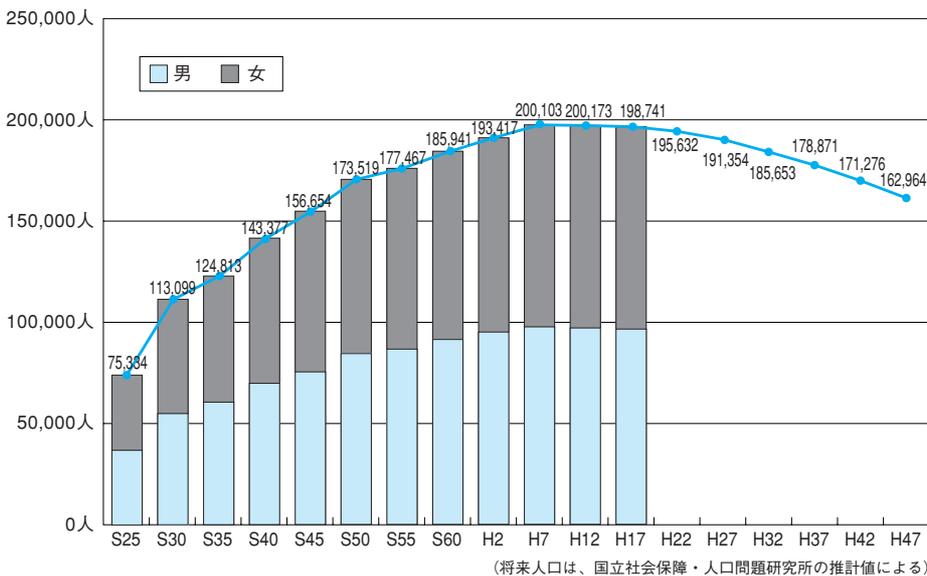
本市は、出生者数が死亡者数を上回る自然増、さらには転入者数が転出者数を上回る社会増といった傾向により人口が順調に増加してきましたが、平成7年（1995年）には社会減の傾向が表れ、平成17年（2005年）には自然減の傾向も表れ始めました。その後、社会減から社会増に持ち直しているものの、依然として予断を許さない状況です。

人口動態の推移



国立社会保障・人口問題研究所による推計人口（平成20年12月推計）では、本市の将来人口は、平成32年（2020年）には185,653人、平成37年（2025年）には178,871人となっています。

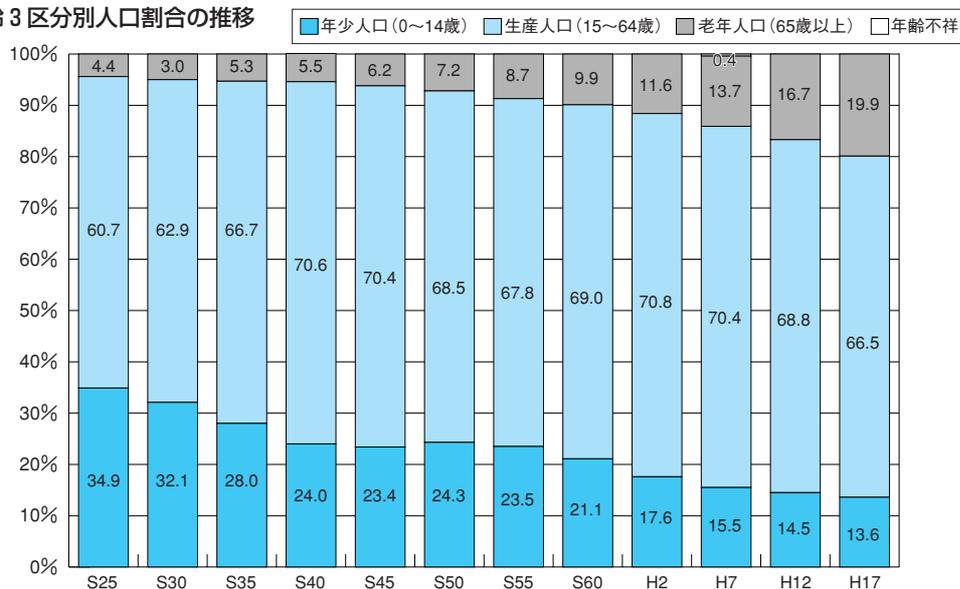
将来人口推計



② 年齢構成

本市の人口構成を国勢調査の数値をもとに見てみると、年少人口（0～14歳）の割合が減少する一方で、老年人口（65歳以上）の割合が急速に増加していることが分かります。また、生産年齢人口（15～64歳）の比率も減少傾向にあることから、この傾向が続くとすれば、人口減少、少子高齢化はいっそう加速すると思われます。

年齢3区分別人口割合の推移



4 計画の基礎条件

(2) 土地利用

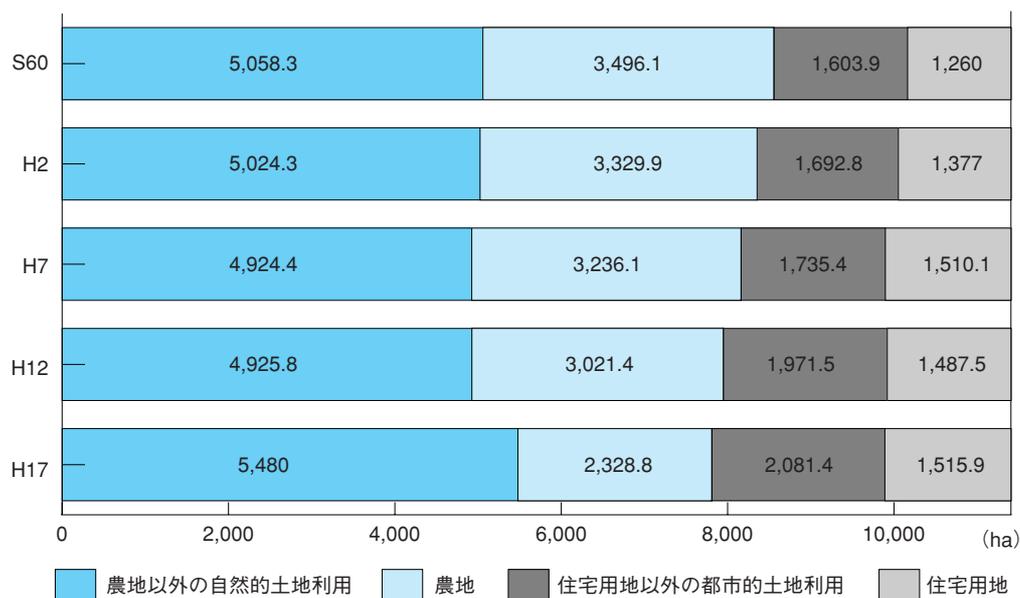
① 現 状

本市は、千数百年前から集落が形成され、その後の城下町、東海道の宿場町、富士箱根伊豆への玄関口として、常に拠点としての役割を果たしながら発展してきました。

都市構造は、歴史的経緯を踏襲しつつも、土地利用の状況は、ライフスタイルの多様化や経済活動のグローバル化に伴い、郊外部の市街化が進展し、農地を含めた自然的土地利用から都市的土地利用への転換が進んでいます。社会インフラも、住む人の利便性向上のための整備が交流の促進にも資するという考えのもと、都市化の進展に応じて整備されてきました。

今後の土地利用の方向性については、急速な高齢化と人口減少、財政難という厳しい条件のもとで、生活の質を支えてきた地域の多様な資産を減らすことなく次世代へと引き継いでいく、持続可能な都市の実現に向けた取組が求められています。

土地利用分類別面積（都市計画基礎調査）



② 土地利用の基本方針

人口減少、少子高齢化が進むなか、都市的土地利用の量的拡大から質的充実を目指す時代になってきました。そこで本市では、豊かな田園環境の維持に向けた農林業的土地利用と都市的土地利用が調和した均衡ある持続可能な土地利用を計画的に進めるとともに、既存のインフラを生かしながら都市機能を集約化し、それぞれの地域がネットワークで有機的に連携したまちづくりを目指します。

○ 都市的土地利用の方向

- 広域交流拠点として多様な都市機能の集積を図るとともに、中心市街地の活性化や産業振興に配慮した適正な土地利用を進めます。
- 歴史や文化と調和した潤いと安らぎのある空間を形成するとともに、個性と魅力ある良好な市街地環境を創出します。
- 緑地の保全や景観に配慮しながら、秩序ある土地利用を進めます。

○ 自然的土地利用の方向

- 本市には、酒匂川水系を中心に、豊かな生態系や植生が残っています。地域の魅力であり、いのちの源である貴重な自然環境を積極的に保全します。
- 都市化の進展や森林の放置などにより減少、荒廃しつつある自然環境を、水資源のかん養^(※1)や防災などの観点からも保全に努めるとともに、レクリエーションの場としての活用を図り、人と自然が共生する土地利用を進めます。
- 海岸地域については、自然とふれあえる貴重な場としての保全と活用に努めます。

○ 農林業的土地利用の方向

- 農業の健全な発展を図るとともに、水源のかん養^(※1)や洪水の調整などのさまざまな機能の有効活用を図るため、優良農地^(※2)の保全に努めます。
- まとまりのある優良農地を有し、農村環境と共存する集落のある地域については、生活基盤、生産基盤の計画的な整備に努めます。
- 自然や景観などの地域資源を活用しながら、豊かな自然環境との調和を保ちつつ、都市住民との交流が可能な土地利用を進めます。
- 計画的な造林や育成など総合的な森林資源の管理と林産物の生産地としての整備を進めます。

※1 水資源(水源)のかん養
森林に降った雨水を土壌で貯留し、ゆっくりと流れ出すことにより、河川の流量を安定させ、水質を浄化すること。

※2 優良農地
集団的に存在する農地や農業生産基盤の整備により良好な営農条件を備えた農地。

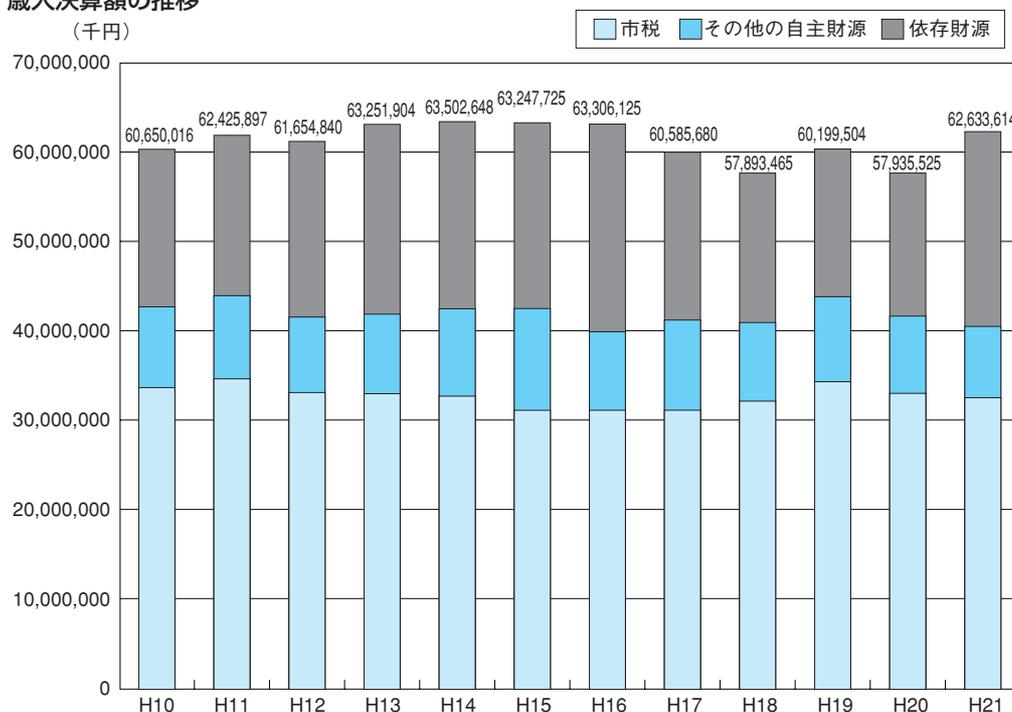
4 計画の基礎条件

(3) 財政状況

本市の財政状況を決算で見ると、自主財源比率^(※1)は全国の類似都市と比較しても高い水準にあります。しかし、歳入面での規模は縮小傾向にあり、内訳を見ると、市税をはじめ使用料や手数料、財産収入といった自主財源は、法人市民税の大幅な落ち込みなどにより減少傾向が顕著になっています。また、国や県からの補助金などの依存財源についても減少傾向にあり、地域主権の時代の到来に加え、人口減少、少子高齢化といった社会動向を考え合わせると、本市の財政状況はいっそう厳しさを増していくと推測されます。

なお、平成21年度の依存財源については、定額給付金給付事業の実施により増加しています。

歳入決算額の推移
(千円)

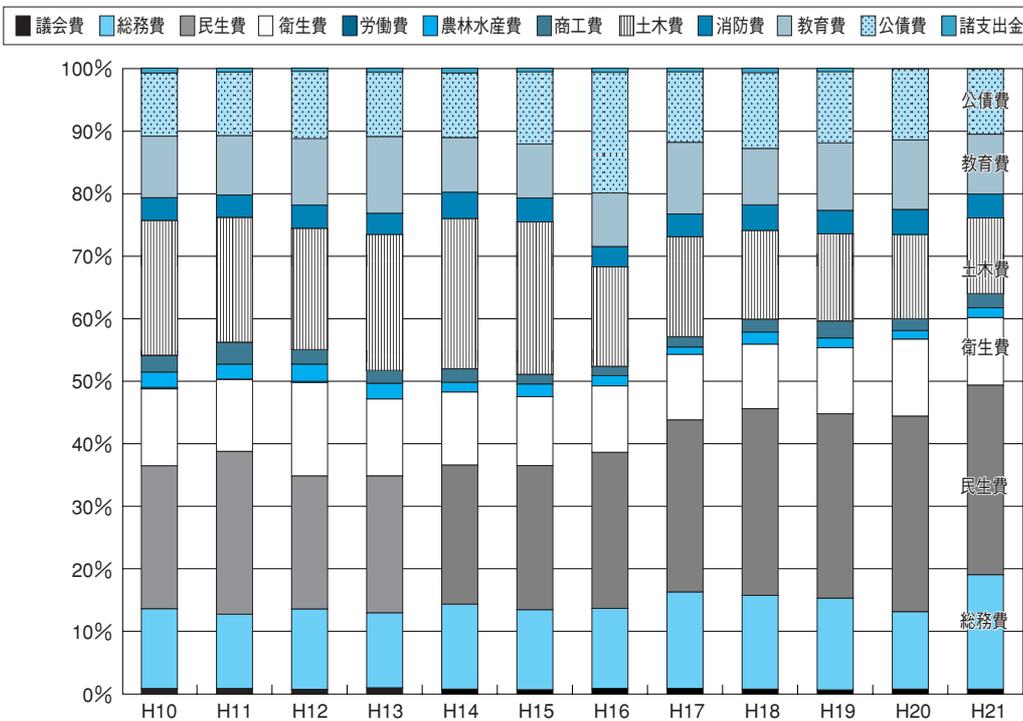


※1 自主財源比率

自主財源とは、市税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、寄付金など地方公共団体が自主的に収入し得る財源であり、これらが歳入全体に対して占める割合。

歳出における内訳を構成比で見ると、民生費の比率が増加し、また、公債費^(※2)も10%を超える状況にあり、土木費などの他の経費を圧迫していることが分かります。急速な高齢化の進行や公債費の高い水準での推移などにより、今後も同様の状況が続くと推測されます。

歳出決算額の構成比の推移



※2 公債費
市が特定の事業の財源として、あるいは収入減を補うことを目的に借り入れた資金の返済金とその利息。

基本構想

「この道」 北原白秋

この道はいつか来た道、
ああ、そうだよ、
あかしの花が咲いてる。

あの丘はいつか見た丘、
ああ、そうだよ、
ほら、白い時計台だよ。

この道はいつか来た道、
ああ、そうだよ、
母さんと馬車でいったよ。

あの雲はいつか見た雲、
ああ、そうだよ、
山査子（さんざし）の枝も垂れてる。

序 章

1 位置

本市は、神奈川県西部に位置し、市庁舎は北緯35度15分41秒、東経139度9分21秒にあります。

市域は、東西17.5km、南北16.9kmで、南西部は真鶴町、湯河原町、箱根町と、北部は南足柄市、開成町、大井町と、東部は中井町、二宮町とそれぞれ境を接しています。

面積は114.06㎦で、神奈川県の面積の4.7%を占め、県内の市としては、横浜市、相模原市、川崎市に次いで4番目の広さを有しています。

2 地形・気候

市域の南西部が箱根連山につながる山地であり、東部は大磯丘陵につながる丘陵地帯になっています。市の中央には酒匂川が南北に流れて足柄平野を形成しており、南部は相模湾に面しています。この風光明媚な自然環境と夏は涼しく冬は暖かいという気候により、明治から昭和初期にかけて、保養地（避暑地・避寒地）として多くの著名人に愛されてきました。黒潮の影響を受けた温暖な気候と適度な雨量が、生活の快適さだけでなく、梅やみかんをはじめとした多くの農産物の成長を支えています。

3 基本構想の目的

基本構想は、将来の本市のまちづくりの指針となるものであり、地域資源を生かした新しい小田原の将来都市像を描き、その実現のために市民と行政が協働^(※1)してまちづくりに取り組むにあたり、目指す都市の姿を明らかにするものです。

4 基本構想の目標年次

基本構想は、平成34年度（2022年度）を目標年次とします。

※1 協働

相互の立場を尊重し、役割及び責任を分任し、力を存分に出しあい、協力しあうこと。

第1章 基本理念

1 恵まれた条件

私たちのまち小田原は、山、森、川、田園、海などあらゆる自然環境を備えています。そして、温暖な気候と豊かな自然が生み出す大地の恵みは私たちの生存を支えています。

本市は、首都圏に位置しながら富士箱根伊豆方面に開かれ、交通至便性^(※2)にも優れており、商業集積地から豊かな自然に囲まれた農村地帯まで地域の表情は多様性に富んでいます。そして、小田原城を中心とする城下町・宿場町としての顔や、多数の政財界人が別邸を構えた地としての顔を持ち、長い歴史のなかで育まれた多彩な文化、なりわい^(※3)などは全国に誇りうる市民共有の財産です。

こうした背景から、小田原を舞台にしたさまざまな物語が生まれ、交流人口を獲得するうえでは国内でも屈指というべき多くの条件に恵まれています。

2 厳しい社会情勢と山積する地域課題

明治以来の第三の転換期^(※4)といわれる現在、自然環境の悪化、人口減少や少子高齢化、景気の低迷と産業の空洞化、雇用の不安定化、社会的格差の拡大、国や地方の財政悪化などにより経済情勢や社会構造が大きく変転し、従来の考えや手法の延長線上にわが国の未来を描くことが難しくなっています。

また、私たちが暮らしている小田原にも、福祉制度や医療体制に関わる不安、未来を担う子どもたちを取り巻く諸問題の深刻化、地域経済の低迷、中心市街地のにぎわいの喪失、水源となる山林の荒廃、身近なコミュニティの衰退と担い手不足など解決しなくてはならないさまざまな課題が山積しています。

このようななか、私たちは未来に対して閉塞感を持ち、ともすれば豊かな地域資源に裏打ちされた小田原の無限の可能性を忘れ、郷土への誇りや希望、まちづくりへの意欲を失いかねない状況にあります。

3 新しい小田原へ3つの命題

愛する郷土・小田原をより美しくより活気にあふれたまちにしたい、家族や友人たちと健やかに暮らしたい、と市民誰もが思っています。今を生きる私たちには、この地で育ち未来を担う次世代のために、より豊かなまちとして守り、つくり、育てる使命があります。そして、市民が力を合わせて新たな取組に挑戦することが、今日の厳しい局面を乗り越え、市民の思いや願いを形にする最も確かな道です。

未曾有の困難に直面する今こそ、新しい小田原へと進化していく機会と捉え、まちづくりに関わるすべての人々が共に知恵を絞り、共に汗をかきながら目の前の課題を克服し、より豊かな未来へとつなげる時です。

※2 交通至便性

公共交通機関や道路など、人や物の移動が便利であるという特性。

※3 なりわい

自然環境や歴史との密接な結びつきのうえに成り立ち、地域の生活文化を特徴づける地場の産業。かまぼこ、ひもの、塩辛、漆器、梅干、和菓子、寄木、木象がんなど。

※4 明治以来の第三の転換期

第一の転換期：明治維新
第二の転換期：第二次世界大戦後。

第1章 基本理念

この歩みを進めるうえで、私たちがしっかりと意識すべき命題^(※1)が3つあります。

第一は、「**新しい公共をつくる**」ということです。現在、国は権限と財源の地方への移譲を進め、地域のことは住民自らが責任を持って決めることのできる活気に満ちた地域社会の実現を目指しています。本市においても、自分の暮らしや地域を自らがつくり出すことで郷土愛や地域コミュニティが醸成され、それが次世代へと受け継がれていく地域社会を築く必要があります。

これまで、公共的機能の大部分を行政が主体となって担ってきましたが、社会構造が複雑化するなか、さまざまな市民ニーズに的確に対応するためには、市民や市民団体、地域に根ざした企業など地域に関わるすべての人々が課題解決の当事者として知恵と力を発揮する必要があります。市民の力・地域の力を核として、住民福祉増進の中心的な主体である行政との協働^(※2)を育てながら、さまざまな公共的機能を市全体として担うことのできる新しい公共をつくる必要があります。

第二に、「**豊かな地域資源を生かしきる**」ということです。本市では、先人から受け継がれてきた素晴らしい財産を地域の誇りとして守り、各地でさまざまな取組が行われてきました。しかし私たちは、あまりに身近なところに豊かな地域資源が存在しているがゆえに、その価値を意識したり、感謝をしたり、磨きをかけたり、さらにはより豊かにして次世代へと手渡す努力をしたりすることが十分であったか考える必要があります。私たちの足元には、産業、文化、自然、まちなみ、市民活動、郷土愛、人を思いやる心など可能性に満ちた多様な資源があります。それらを徹底して形にすることで、私たちは未来への希望と活力を手にすることができます。そして、人と人、人と地域資源、あるいは地域資源同士が連携することで新たな小田原の価値を生み出し、地域の発展へとつながっていきます。

第三は、「**未来に向かって持続可能である**」ということです。私たちがつくり上げる地域の営みが、自然環境を損ねることなく、むしろ健やかに守り育てながら続いていく。また、私たちの経済活動が、小田原が有するさまざまな資源をより豊かに育て、人や技を育みながら循環していく。そして、私たちのいのちと暮らしを支えるさまざまな活動が、その担い手をしっかり育て、つながりや支えあいにより確かに受け継がれていく。このような、環境面、経済面、社会面での持続可能性があつてこそ、より豊かに成長しながら受け継がれていく地域の営みとなります。

※1 命題
課せられた（自らに課した）
問題。

※2 協働
相互の立場を尊重し、役割
及び責任を分任し、力を存
分に出しあい、協力しあう
こと。

4 実現する将来都市像

新しい小田原への3つの命題に取り組むことで、市民生活に関わる身近な課題の解決が進むとともに、これまで眠っていた多彩な地域資源が花開き、地域の魅力と活力が高まります。これによって、市民のなかに安心が生まれ、小田原に対する自信や誇り、そして希望が育ちます。

私たちが描く未来の小田原は、市民一人ひとりのいのちが大切にされ、生きる喜びを実感しながら地域社会で暮らし続けることができる市民自治のまち^(※3)です。

私たちは、歴史の連年りのなかで先人が培い、磨き上げてきた小田原固有の文化やものづくりの技術をしっかりと受け継ぎ、次代へと継承していきます。また、地域に根ざした産業の振興を図り、新たな価値を創造することで、地域経済に希望と活力があふれます。

自然、歴史、都市機能が調和した豊かな生活基盤を整えることで、快適で利便性の高い暮らしや経済活動が営まれます。

そして、活気に満ちた住みよいまちで市民が主役となっていきいきと暮らしていることは、来訪者にとっても大きな魅力となり、交流人口が拡大し、さらには定住人口の増加へとつながることが期待できます。

わが国が人口減少社会に入ったなか、住みよい・訪れてよいまちづくりを進めることにより、20万都市を堅持することを目標に掲げます。そして、市民の力・地域の力を核とした新しい公共により、小田原の豊かな地域資源を十全に生かしながら、持続可能なまちづくりを進め、「**市民の力で未来を拓く希望のまち**」をつくります。



※3 市民自治のまち
より豊かに暮らすための地域の営みを、市民の力・地域の力が土台となってつくり上げているまち。

第1章 基本理念

5 まちづくりの目標

将来都市像を実現するために、4つのまちづくりの目標を定め、総合的かつ計画的なまちづくりを進めます。

(1) いのちを大切にす小田原

地域での支えあいを大切に育て、地域医療体制の充実を図るとともに、福祉と医療が連携した包括的なケア体制をつくることにより、生涯を通じ安心していきいきと暮らすことのできるまちを目指します。また、子どもを産み育てる環境をしっかりと整え、未来を担う子どもたちが地域で見守られながら健やかに成長できるまちを目指します。

(2) 希望と活力あふれる小田原

恵まれた自然環境を生かした農林水産業や、優れた技術を誇るものづくり産業を地域全体で支え、歴史と文化のなかで育まれた多様かつ活発な市民活動を支援します。そうした営みが形づくる魅力を市内外に発信することで、多くの交流人口を獲得するとともに、地域に根ざした経済が循環する活気に満ちたまちを目指します。

(3) 豊かな生活基盤のある小田原

市民生活を豊かに包む小田原の自然を守り育てることにより、生活環境に潤いと安らぎのあふれるまちを目指します。また、交通の結節点、観光振興の拠点、県西地域の商業拠点、神奈川県西の玄関口としての都市機能と利便性を高めるとともに、歴史的景観に配慮した風格のあるまちを目指します。

(4) 市民が主役の小田原

市民の基礎生活圏^(※1)である地域コミュニティを基本として、地域の課題を地域自らが解決できるような市民の力や地域の力を醸成していきます。そして、市民と行政との信頼関係に基づいた協働^(※2)型のまちづくりや地域運営、開かれた行財政運営を進めることで、市民の考えや願いがしっかりと市政運営に反映されるまちを目指します。

※1 基礎生活圏
住民が日常生活を営んでいる範囲。

※2 協働
相互の立場を尊重し、役割及び責任を分任し、力を存分に出しあい、協力しあうこと。

第2章 まちづくりの目標と政策の方向

1 いのちを大切にす小田原

(1) 福祉・医療

福祉施設や医療機関などの包括的なネットワークを構築し、地域福祉や地域医療を充実させることにより、市民が優しさに支えられながら元気で暮らせるまちをつくります。

(2) 暮らしと防災・防犯

地震や火災などに強い安心して暮らせるまちをつくります。また、地域のつながりにより、災害時の被害が軽減されるとともに、犯罪が未然に防止され、安全に安心して暮らせるまちをつくります。

(3) 子育て・教育

子育てに関するネットワークづくりや相談体制の強化など、子育て家庭を支援するための取組をいっそう充実させます。また、子どもたちが心豊かに学ぶことができる教育環境を整えます。そして、地域が一体となって子育てに関わることで、安心して子どもを産み育てることができるまちをつくります。

2 希望と活力あふれる小田原

(1) 地域経済

温暖な気候、肥よくな大地、豊かな水資源の恵みを生かした農林水産業の振興を図ります。また、歴史・文化の蓄積による特色ある資源や優れたものづくりの技術、さらには交通至便性^{※3}の高い立地条件などを最大限に生かした産業振興を図り、多くの人が訪れる活力あるまちをつくります。

(2) 歴史・文化

歴史や風土に培われながら継承されてきた史跡や伝統行事など多彩な歴史文化資産を小田原の貴重な財産として未来に引き継ぎます。また、郷土への愛着や誇りを育む市民の創造的な文化活動が活発化することで、さまざまな交流が生まれるまちをつくります。

※3 交通至便性
公共交通機関や道路など、人や物の移動が便利であるという特性。

第2章 まちづくりの目標と政策の方向

3 豊かな生活基盤のある小田原

(1) 自然環境

暮らしに潤いと安らぎを与えてくれる豊かな自然環境を生活のなかで守り育てることにより、自然環境と人の営みが共生するまちをつくります。

(2) 都市基盤

さまざまな交流を生み出し、産業が活性化するための都市基盤を整え、魅力的な都市空間を形成します。また、既存インフラを有効活用するとともに、市民生活を支えるライフライン^(※1)を維持・強化することにより良好な市街地整備を進め、住む人にとっても、訪れる人にとっても快適で機能的なまちをつくります。

4 市民が主役の小田原

(1) 市民自治・地域経営

「自分たちのまちは自分たちでつくる」という気運を高め、市民と行政とが情報を共有しながらそれぞれの役割に応じた取組を進めることで、市民の力や地域の力が十分発揮できる質の高いまち^(※2)をつくります。

※1 ライフライン
都市生活の維持に必要な不可欠な、電気・ガス・上下水道・通信・輸送などの設備。

※2 質の高いまち
住んでいて心が豊かになり、いつまでも住み続けたいと思えるまち。(⇨行政サービスなどの量的豊かさ)

基本構想の体系

実現する将来都市像

「新しい小田原」への3つの命題に取り組むことにより形づくられる将来都市像を定めています。この将来都市像の実現に向けて計画体系を構成しています。

新しい小田原へ3つの命題

大転換期であり未曾有の困難といわれる今、「新しい小田原」への歩みを着実に進めるうえで、しっかりと意識すべき3つの命題を定めています。

**市民の力で
未来を拓く
希望のまち**

- 新しい公共をつくる
- 豊かな地域資源を生かす
- 未来に向かって持続可能である

まちづくりの目標

将来都市像を実現するために、4つのまちづくりの目標を定めています。

- いのちを大切に
する小田原
- 希望と活力
あふれる
小田原
- 豊かな生活
基盤のある
小田原
- 市民が
主役の
小田原

政策分野

まちづくりの目標を受け、8分野の政策の方向を定めています。

- 福祉・医療
- 暮らしと
防災・防犯
- 子育て・教育
- 地域経済
- 歴史・文化
- 自然環境
- 都市基盤
- 市民自治
・地域経営



基本計画

「木兎（みみづく）の家」北原白秋

お屋根は萱で、壁は藁、
小窓のお眼々が右ひたり、
お鼻の入口、這入りゃんせ。
木兎、ぼうぼう、
内から、ぼうぼう。

春はとなりの桃の花。
うしろの竹藪、前の小竹（ささ）
緑のカーテンくぐりゃんせ。
木兎、ぼうぼう、
おじさま、ぼうぼう。

小矮鶏（こちゃぼ）もお椅子で啼いている。
鏡のふちにはてんと虫、
おもちゃの小雉子（こきじ）と遊びゃんせ。
木兎、ぼうぼう、
ごきげん、ぼうぼう。

赤い屋根裏、がらす窓、
海は紫、山は野火、
月夜に寝ながらのぞきゃんせ。
木兎、ぼうぼう、
みんなで、ぼうぼう。

序 章

1 計画の目的

基本計画は、基本構想で示した本市の将来都市像を実現するため、基本理念を踏まえてまちづくりの目標と政策の方向に基づき、基本構想期間の前期分となる6年間で行う施策を体系的に整理し、方向性を示すものです。

2 計画の構成

基本計画は、未来への投資（先導的施策）、施策及び詳細施策により構成し、地域別計画との連動を図ります。

3 計画の期間

基本構想の前期分となる6年間の計画とするもので、計画期間は平成23年度（2011年度）から平成28年度（2016年度）までとします。

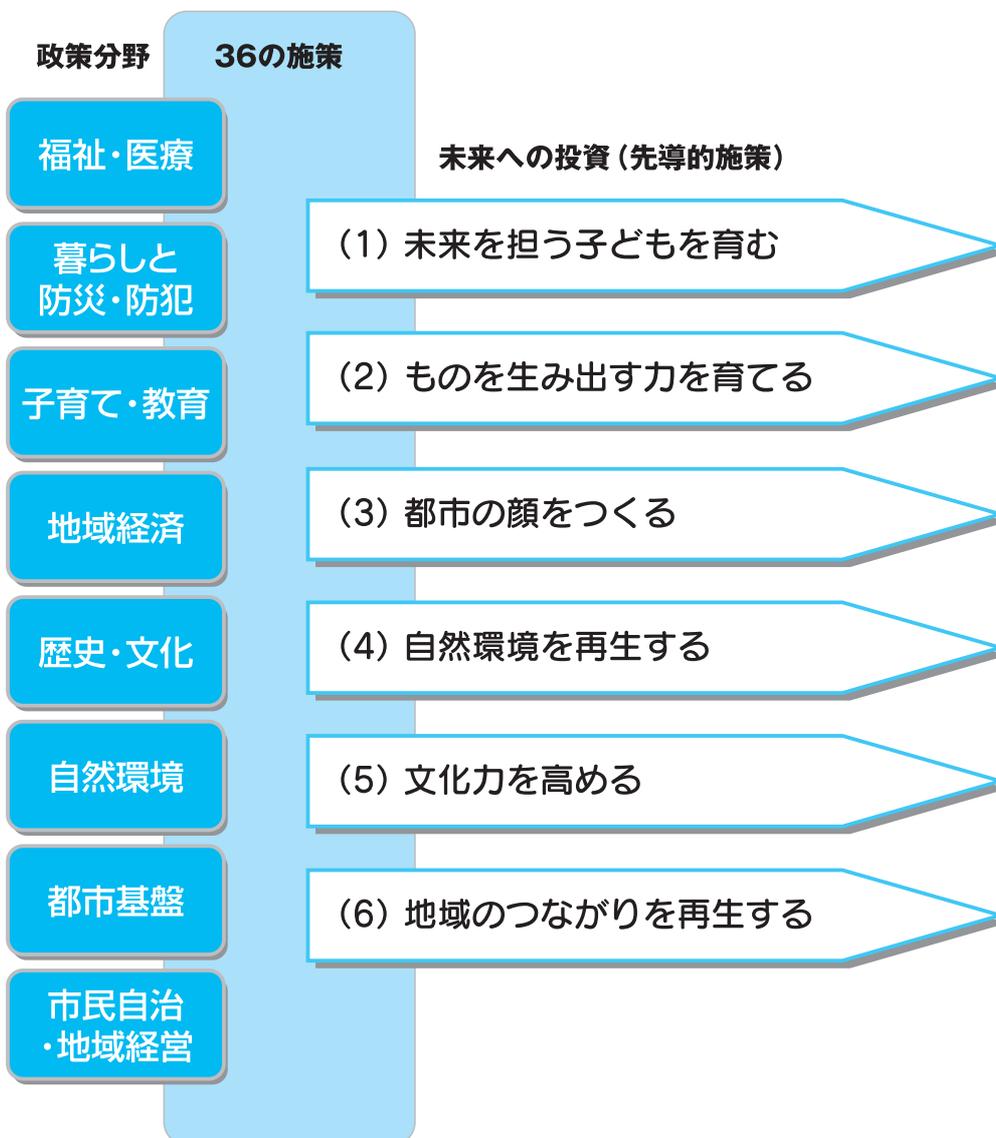
第1章 未来への投資（先導的施策）

1 目的

将来都市像である「市民の力で未来を拓く希望のまち」の実現にあたり、基本計画に掲げる施策のうち、貢献度や波及効果が大きく期待できる施策群を未来への投資（先導的施策）として位置づけることで、基本計画全体を先導し、各施策を有機的に連携させながら事業を進めます。

2 構成

未来への投資（先導的施策）は、未来の小田原をつくるための土台づくりという視点から、次の6つの施策群により構成します。



第1章 未来への投資（先導的施策）

（1）未来を担う子どもを育む

すべての子どもが、家庭や地域において豊かな愛情に包まれながら、夢と希望を抱き、個性豊かにたくましく育つことは、小田原の明るい未来をつくるうえで何より大切なことです。

そこで、地域コミュニティを基礎に子育てのネットワーク化を図り、地域ぐるみで子育てに取り組むとともに、小田原ならではの豊かな地域資源を生かした教育を進めます。そして、子どもたちが健康でいきいきと育ち、ふるさと小田原に誇りと愛着を持って成長できる社会をつくります。



【主な取組】

- 安心して楽しく子育てができる環境づくり
- 地域ぐるみで子育てに取り組む体制づくり
- 子どもの可能性を伸ばす教育環境の整備

（２）ものを生み出す力を育てる

地域で生産された新鮮でおいしい農産物、広大な山林が生産する豊富な木材、相模湾から水揚げされる新鮮な水産物、そしてこのような素材の加工技術、あるいは卓越した技によりものをつくり出す事業者や職人の存在など、小田原には付加価値の高い地域経済の構造をつくるうえで必須な素材生産の現場があり、高度な加工技術や製造能力を数多く擁しています。

そこで、耕作放棄地の解消による生産面積の拡大や多様な担い手の育成、広大な面積を占める山林資源の最大限の活用、そして、ものづくり分野における新規参入の促進や後継者の育成、技術継承への支援など、素材から製造までのトータルな生産力を育て、地域に根を張った安定感のある地域経済を確立します。



【主な取組】

- 地場農林水産物の高付加価値化による地産地消^(※1)の推進
- 地域の特性を生かした活性化策の推進
- ものづくり分野の活性化支援

※1 地産地消
地域で生産されたものをその地域で消費すること。

第1章 未来への投資（先導的施策）

（3）都市の顔をつくる

小田原駅・小田原城周辺は、広域交流拠点としての都市機能、県西地域における消費拠点としての商業地、城下町としての歴史的まちなみ景観、また、それらを取り巻く海や緑、丘といった自然環境など、小田原の魅力が重層的に存在しています。このような特長を生かし、小田原でしか担えない役割をしっかりと果たしていく必要があります。

そこで、中心市街地における都市機能の適正配置を進めるとともに、民間活力が発揮された取組を促すことで、交流と回遊が活発に行われるにぎわいのある中心市街地をつくります。



【主な取組】

- 小田原駅・小田原城周辺のまちづくり
- 中心市街地の活性化
- 回遊性の向上

（４）自然環境を再生する

小田原の豊かな自然環境は、清浄な水や空気をつくって私たちの生存を支え、同時に多様な生態系を維持する基盤であるとともに、地域の経済を担う農林水産業の生産基盤でもあります。また、市街地や郊外など私たちの身近な生活空間にある里山^(※1)や鎮守の森^(※2)、川や海の水辺、農地や生垣なども私たちの暮らしを潤し、魅力ある都市空間をつくり、市民生活の心身の健康を支えています。

そこで、私たちのいのちを健やかに養い、暮らしの潤いと安らぎをもたらす健全で恵み豊かな自然環境の保全と再生を図り、人と自然とが調和したまちづくりを進めることでまちの価値を高めます。



【主な取組】

- 市民協働^(※3)による自然環境の保全と再生
- 緑とせせらぎのあふれる生活空間の創出

※1 里山
地域住民の手によって維持管理されてきた田畑や山林。

※2 鎮守の森
一定の地域や建造物を守護する鎮守神を祭った神社の境内にある森。

※3 協働
相互の立場を尊重し、役割及び責任を分任し、力を存分に出しあい、協力しあうこと。

第1章 未来への投資（先導的施策）

（5）文化力を高める

成熟社会の到来を受け、市民一人ひとりが心の豊かさを実感できるよう文化的環境を整えることが求められています。また、小田原が有する豊富な歴史文化資産の普遍的価値を再認識し、より魅力ある地域資源として磨き上げていくことが必要です。

そこで、芸術文化活動の取組を促し、文化を感受する喜びを広げ、創造する力を高めるとともに、市内外に広く小田原の文化の魅力を発信することで、まちを舞台にさまざまな交流を生み出します。



【主な取組】

- 芸術文化交流の拠点施設の整備
- 市民による芸術文化活動の促進
- 小田原ゆかりの文化の保存と活用

（6）地域のつながりを再生する

安全で安心して暮らせる環境をつくるためには、地域住民相互の支えあいと助けあいが必要であり、地域のつながりはますます重要となっています。

そこで、地域住民が地域の課題解決に向けて自主的、主体的に取り組むことができるよう、その仕組みを構築するとともに、個性にあふれた魅力ある地域づくりを支援します。



【主な取組】

- 地域の課題解決の場づくり
- 顔の見える地域づくり

第2章 施策の展開

まちづくりの目標

1 いのちを大切にする小田原

(政策分野)

(1) 福祉・医療

(施策)

(詳細施策)

1 地域福祉の推進

- ① 地域における包括的な支援体制の充実
- ② 地域福祉活動の充実
- ③ セーフティネットの充実
- ④ 福祉の拠点づくりの推進

2 高齢者福祉の充実

- ① 生きがいつくりと社会参加の促進
- ② 地域における高齢者支援体制の充実
- ③ 介護予防と生活支援サービスの充実
- ④ 介護保険事業の円滑な運営

3 障がい者福祉の充実

- ① 相談の場や情報提供の充実
- ② 障がい者の権利擁護の推進
- ③ 暮らしを支える福祉サービスの充実
- ④ 就労と社会参加の促進

4 健康づくりの推進

- ① 保健予防の充実
- ② 地域ぐるみの健康づくりの支援
- ③ 食育の推進

5 地域医療体制の充実

- ① 地域医療連携の推進
- ② 救急医療の充実
- ③ 在宅医療の充実
- ④ 人材育成の支援
- ⑤ 広域医療圏としての役割分担や機能連携の推進

6 市立病院の機能拡充と健全経営

- ① 医師・看護師の確保
- ② 高度医療の提供
- ③ 急性期医療の充実
- ④ 産科・小児科医療の確保と充実
- ⑤ 経営の効率化

(政策分野)

(2) 暮らしと防災・防犯

(施策)

7 共生社会の実現

(詳細施策)

- ① 人権施策の推進
- ② 男女共同参画社会の実現
- ③ 平和施策の推進
- ④ 多文化共生の推進

8 災害に強いまちづくり

- ① 災害時即応体制の強化
- ② 地域防災力の強化
- ③ 災害被害軽減化の推進
- ④ 危機管理体制の強化

9 消防・救急体制の充実

- ① 火災予防の推進
- ② 消防・救助体制の充実と強化
- ③ 救急・救命体制の充実と強化

10 安全・安心の地域づくり

- ① 地域防犯体制づくりの支援
- ② 交通安全活動の充実
- ③ 暮らしの相談の充実

(政策分野)

(3) 子育て・教育

(施策)

11 子育て環境の充実

(詳細施策)

- ① 子育て家庭への支援の充実
- ② 子育て支援拠点の充実
- ③ 保育環境の整備
- ④ 母子保健・医療費助成の充実

12 青少年育成の推進

- ① スクールコミュニティの形成
- ② 青少年育成指導者層の形成
- ③ 体験・交流学习の充実
- ④ 若者の自立・更生支援の充実

13 学校教育の充実

- ① 「生きる力」を育む教育活動の推進
- ② 小田原の良さを生かした教育の推進
- ③ 家庭・地域と共に歩む教育の充実
- ④ きめ細かな教育体制の強化
- ⑤ 教育環境の整備

第2章 施策の展開

まちづくりの目標

2 希望と活力あふれる小田原

(政策分野)

(1) 地域経済

(施策)

(詳細施策)

14 産業振興と就労環境の整備

- ① 働きやすい環境づくり
- ② 中小企業の経営支援
- ③ 起業家育成と創業支援
- ④ 多様な企業誘致と育成

15 小田原ならではのものづくりの振興

- ① 伝統的な地場産業の支援と育成
- ② 高技術・高品質のものづくりのPR促進
- ③ 新たなブランドの育成

16 商業の振興

- ① 暮らしを支える商店街の再生
- ② 地産地消と連動した商業振興
- ③ 中心市街地のにぎわいづくり
- ④ 新たなまちづくり計画と連携した商業振興

17 観光まちづくりの推進

- ① 観光資源の戦略的な情報発信
- ② 地域の観光資源をつなぐ取組の推進
- ③ 回遊性に配慮したもてなしの空間づくり
- ④ 広域観光の推進
- ⑤ 小田原城址公園の環境づくり

18 農林業の振興

- ① 多様な営農形態への支援と担い手の確保
- ② 生産基盤の強化と耕作放棄地の復元
- ③ 恵まれた条件を生かした地産地消の推進
- ④ 多角的な林産振興
- ⑤ 交流・体験による活性化

19 水産業の振興

- ① 漁場のかん養・育成と漁港整備
- ② 水産物の高付加価値化と担い手支援
- ③ 魚の消費拡大に向けた流通支援
- ④ 交流による小田原漁港周辺の活性化支援

(政策分野)

(2) 歴史・文化

(施策)

(詳細施策)

20 歴史資産の保存と活用

- ① 史跡小田原城跡などの整備
- ② 文化財の保存と活用
- ③ 重要資料展示施設の整備検討
- ④ 歴史都市としてのまちづくりの推進

21 文化・芸術の振興

- ① 市民文化創造の支援
- ② 芸術文化創造拠点の整備
- ③ 小田原ゆかりの文化の保存と活用
- ④ 文化交流の推進

22 生涯学習の振興

- ① 多様な学習の機会と情報の提供
- ② 郷土についての学びの推進
- ③ 学んだ成果を生かす環境づくり

23 生涯スポーツの振興

- ① スポーツに親しむ機会の充実
- ② 地域でのスポーツ活動の支援
- ③ スポーツ活動を支える環境づくり

第2章 施策の展開

まちづくりの目標

3 豊かな生活基盤のある小田原

(政策分野)

(1) 自然環境

(施策)

(詳細施策)

24 環境再生・保全活動の推進

- ① エコシティとしての地域ブランドの確立
- ② 地域の環境再生・保全活動の推進
- ③ 環境学習・環境配慮行動の推進
- ④ 地球環境問題への取組の推進

25 廃棄物の減量化・資源化の推進

- ① ごみの減量化の推進
- ② 資源化の推進
- ③ ごみの適正処理

26 良好な生活環境の保全と形成

- ① 協働による美化の推進
- ② 良好な衛生環境の保持
- ③ 斎場の整備
- ④ 身近な緑と公園の整備

27 自然環境の保全と再生

- ① 森林の再生
- ② 里山の再生と整備
- ③ 水辺環境の整備促進
- ④ 生態系の維持保全

(政策分野)

(2) 都市基盤

(施策)

(詳細施策)

28 快適で魅力ある生活空間づくり

- ① 計画的な土地利用の推進
- ② 景観形成の促進
- ③ 小田原駅・小田原城周辺のまちづくり
- ④ 快適に暮らせる住環境の形成

29 安全で円滑な地域交通の充実

- ① 誰もが移動しやすい交通環境づくり
- ② 円滑な道路交通の確保
- ③ 安全な生活道路の整備と維持管理

30 安定した水供給と適正な下水処理

- ① 安全で安心な水道水の安定供給
- ② 計画的で効率的な下水道の整備
- ③ 災害対策の推進
- ④ 経営効率の向上

まちづくりの目標

4 市民が主役の小田原

(政策分野)

(1) 市民自治・地域経営

(施策)

31 協働による地域経営

(詳細施策)

- ① 市民参画の仕組みの拡充
- ② 地域資源を生かした協働の推進
- ③ 地域コミュニティの強化
- ④ 地域別計画の促進

32 市民活動の促進

- ① 市民活動の支援
- ② 市民活動拠点の充実
- ③ 提案型協働事業の実施

33 情報共有の推進

- ① 情報の発信と提供
- ② 広聴の充実
- ③ 都市セールスの充実
- ④ ICT(情報通信技術)の活用

34 行財政改革の推進

- ① 行財政運営の進捗管理手法の確立
- ② 公共施設の最適化
- ③ 規律ある財政運営
- ④ 競争事業の今後に向けた検討の本格化
- ⑤ 地域主権時代を視野に入れた行政機能の強化

35 地域主権の時代における市職員の育成

- ① 人材の確保
- ② 人材の育成
- ③ 人材の活用

36 広域行政の推進

- ① 県西地域2市8町における広域行政の充実と強化
- ② S.K.Y.広域圏における連携の充実
- ③ 御殿場線沿線地域における連携の充実
- ④ 市町合併への対応

地域別計画

- | | |
|-------|----------|
| 緑地区 | 山王網一色地区 |
| 新玉地区 | 下府中地区 |
| 万年地区 | 桜井地区 |
| 幸地区 | 豊川地区 |
| 十字地区 | 上府中地区 |
| 足柄地区 | 下曾我地区 |
| 芦子地区 | 国府津地区 |
| 二川地区 | 酒匂・小八幡地区 |
| 東富水地区 | 片浦地区 |
| 富水地区 | 曾我地区 |
| 久野地区 | 前羽(橘南)地区 |
| 大窪地区 | 橘北地区 |
| 早川地区 | |

1 いのちを大切に する小田原

「揺籠のうた」北原白秋

揺籠のうたを、
カナリヤが歌うよ。
ねんねこ、ねんねこ、
ねんねこ、よ。

揺籠のうえに、
枇杷の実が揺れる、よ。
ねんねこ、ねんねこ、
ねんねこ、よ。

揺籠のつなを、
木ねずみが揺する、よ。
ねんねこ、ねんねこ、
ねんねこ、よ。

揺籠のゆめに、
黄色い月がかかる、よ。
ねんねこ、ねんねこ、
ねんねこ、よ。

1 地域福祉の推進

目指す姿

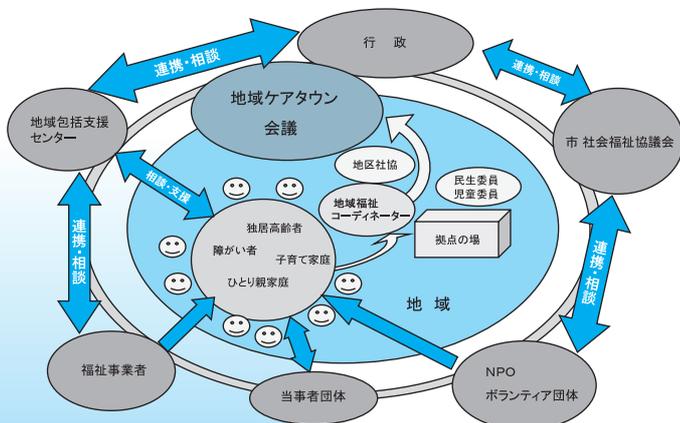
- 地域での助けあいやセーフティネットに支えられ、誰もがいきいきと安心して暮らしています。

現況と課題



- ◆公的な福祉サービスは分野ごとに整備されてきましたが、分野を横断して対応を必要とする事例が増加しています。また、少子高齢化や核家族化、人と人とのつながりの希薄化が進むなか、家族や地域の支えあいも脆弱化しています。誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、お互いに支えあう新たな仕組みづくりが必要です。
- ◆利用者が必要とするサービスを受けるためには、分かりやすい情報提供や身近な相談体制の充実が必要です。既に専門の相談拠点などが整備されていますが、更に身近な場所で気軽に相談ができるような地域の拠点や機能も求められています。
- ◆民生委員児童委員^(※1)や社会福祉協議会^(※2)などが中心となり、多様な地域福祉活動が行われていますが、地域での福祉ニーズを受け止め、福祉サービスや関係機関へとつなげる調整機能を持った新たな担い手の育成が必要です。
- ◆社会保障制度を適正に運用していますが、厳しい経済情勢が続くなか、誰もが安心して暮らしていくためには、セーフティネットの更なる充実が求められています。

ケアタウンの姿



(資料：福祉政策課)

基本方針

- 制度的な枠組みを越え、地域、行政、事業者、ボランティアなどが連携し、地域全体で支えあうまちケアタウンづくりを進めます。また、安定した暮らしと健康を支える社会保障制度の適正な運用と充実を図ります。

詳細施策

1 地域における包括的な支援体制の充実

民生委員児童委員、社会福祉協議会、自治会、NPO、ボランティア、社会福祉事業者、地域住民など多様な主体の連携強化を図ります。あわせて、身近な地域において気軽に相談ができ、交流できる場づくりや、地域包括支援センター^(※3)、障がい者相談支援事業所^(※4)、子育て支援センター^(※5)など専門の相談拠点の更なる連携を推進することで、地域全体で支えあうまちケアタウンの構築を図ります。

2 地域福祉活動の充実

地域福祉の新たな担い手の育成や福祉活動の支援を通じて、多様な主体の自立的な活動を促します。

3 セーフティネットの充実

年金、医療制度の適正な運営に努めるとともに、生活困窮者の暮らしの安定と自立を支援します。

4 福祉の拠点づくりの推進

老朽化した社会福祉センターのあり方を含めた総合的な福祉拠点の整備や、福祉と医療の機能連携の仕組みなどについて検討します。

※1 民生委員児童委員

地域住民の福祉の向上のために、民生委員法に基づいて活動する。民生委員は地域の児童問題を受け持つ児童委員も兼ねている。

※2 社会福祉協議会

地域住民やボランティア、行政機関の協力を得ながら「福祉のまちづくり」を目指した活動を行う民間の社会福祉団体。

※3 地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの専門の職員が高齢者やその家族の相談に応じ、必要なサービスの調整など総合的な支援を行う拠点。

※4 障がい者相談支援事業所

本市と足柄下郡3町の共同で、障がい者やその保護者を対象に相談事業を実施する施設。市内4ヶ所に設置。

※5 子育て支援センター

育児相談、育児情報の提供、子育てひろばの開催、子育てサークルへの支援、関係機関との連絡調整などを行う子育て拠点。

2 高齢者福祉の充実

目指す姿

- 高齢者の介護予防意識が高まり、生きがいを持った元気な高齢者が地域に活力をもたらしています。
- 介護や支援が必要となった高齢者も、住み慣れた地域で安心して暮らしています。

現況と課題



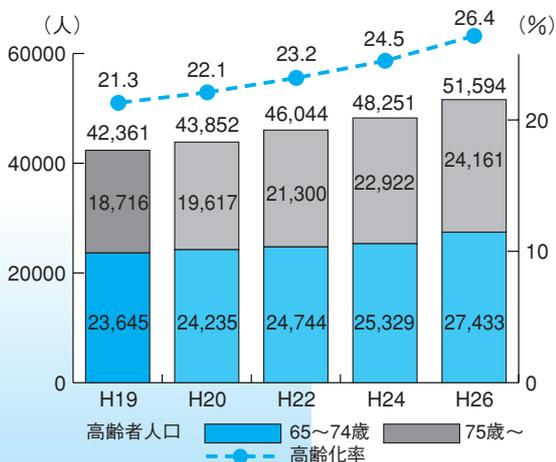
◆本市の高齢化率^(※1)は、平成19年度に21%に達し、いわゆる超高齢社会^(※2)となり、団塊の世代が高齢期を迎える平成26年度には、26.4%に達する見通しです。また、要支援・要介護認定者数は、平成12年度の介護保険制度^(※3)創設時から増加を続けており、特に、要支援や要介護1といった軽度の認定者の増加が際立っています。

◆少子高齢化と核家族化が進むなか、高齢者が生きがいを持って暮らせる地域づくりを進めることが求められています。また、高齢者の主体的な活動を促し、その豊富な経験や知識を地域に生かすことが重要です。

◆高齢者の自立した暮らしを維持するためには、要介護状態への進行や重度化を防ぐことが必要です。また、介護や支援が必要になっても、尊厳を保ちながら住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域での支えあいや事業者、福祉・医療関係機関の連携を図るとともに、高齢化する家族介護者の負担を軽減することが必要です。

◆介護保険事業は、安定的かつ適正に運営しなければなりません。また、介護サービスの供給基盤^(※4)を確保するとともに、更なる質の向上を目指すことが必要です。

高齢者人口の見通し



(資料：第4期おだわら高齢者福祉介護計画)

基本方針

- 高齢者の生きがいがづくりや社会参加を支援します。また、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう介護福祉サービスの充実を図るとともに、高齢者を地域全体で支える体制づくりを進めます。

詳細施策

1 生きがいがづくりと社会参加の促進

高齢者の生きがいがづくりを促し、主体的な活動や自発的な社会参加を支援します。

2 地域における高齢者支援体制の充実

地域包括支援センター^(※5)の機能を強化するとともに、さまざまな主体が連携して高齢者を地域全体で支える体制づくりを進めます。また、家族介護者の身体的、精神的、経済的負担を軽減するさまざまな支援を行います。

3 介護予防と生活支援サービスの充実

食生活の改善や運動習慣の普及などを通じて、高齢者の日常生活に必要な心身の機能を保持し、介護を要する状態になることを予防します。また、状態に応じた生活支援サービスを提供し、寝たきりやひとり暮らし高齢者の在宅生活を支援します。

4 介護保険事業の円滑な運営

介護サービスの供給量を適切に確保し、その質の向上に取り組むことなどにより、介護保険事業を円滑に運営します。

※1 高齢化率
65歳以上の高齢者の人口が総人口に占める割合。

※2 超高齢社会
一般的に高齢化率が7%を超えると「高齢化社会」、14%を超えると「高齢社会」、21%を超えると「超高齢社会」とされる。

※3 介護保険制度
被保険者が納める保険料と国・都道府県・市町村からの公費を財源に、介護が必要となった人に対して介護サービスを提供することで、高齢者の介護を社会全体で支えあう仕組み。

※4 介護サービスの供給基盤
介護サービスの事業者、介護従事者。

※5 地域包括支援センター
高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの専門の職員が高齢者やその家族の相談に応じ、必要なサービスの調整など総合的な支援を行う拠点。

3 障がい者福祉の充実

目指す姿

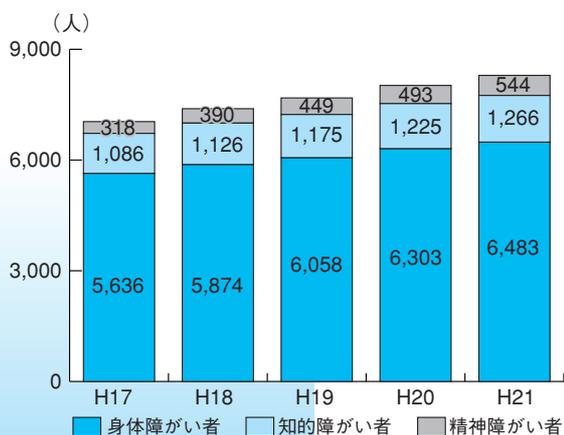
- 企業や地域社会が障がい者の就労や社会参加を積極的に受け入れています。
- 障がい者が地域社会の一員として生きがいを持ち、必要とする支援を選択して、安心して暮らしています。

現況と課題



- ◆本市の障がい者数は、身体、知的、精神のいずれの障がい区分においても増加傾向にあります。また、障がい者本人や家族の高齢化も進んでおり、障がい者を地域で支える体制や仕組みづくりが必要です。さらに、発達障がい^(※1)や高次脳機能障がい^(※2)など、制度のはざまにある障がい者への対応が求められています。
- ◆障がいのある人も、ない人も共に生きる社会こそが当たり前の社会であるというノーマライゼーションの理念を誰もが理解し、行動していくことが重要です。
- ◆障がい者福祉の施策は、障がい者が必要とするサービスを自ら選択・決定する制度に変わっています。あわせて、施設や病院での生活から、地域での自立した生活を目指す方向に変わっています。そこで、障がい者が適切にサービスを選択できるよう、相談・情報提供体制の強化が今まで以上に重要になります。
- ◆障がい者が地域で安心して暮らし続けるためには、住まいの確保や生活を支えるサービスの充実が必要です。
- ◆障害者自立支援法^(※3)の施行により、身体、知的、精神の3障がいのサービスの提供主体や種類が一元化されましたが、実際には障がい種別によりサービス供給体制に差があります。また、障害者自立支援法以外の制度では種別による差が残っており、こうした制度の見直しや充実が求められています。
- ◆障がい者は就職や就労の継続が困難な場合が多く、適切な訓練の機会やアドバイスの提供、企業などに対しての障がい者雇用の推奨や啓発を行うことが必要です。また、地域活動や文化活動などさまざまな活動への参加などにより、障がい者も地域の一員として生きがいを持つことができるような社会づくりに取り組むことが必要です。

障がい者数の推移



(資料：障がい福祉課)

基本方針

- 企業、学校をはじめ地域全体にノーマライゼーションの理念を啓発します。また、障がい者の暮らしを支えるサービスや支援を拡充するとともに、就労や社会参加の促進など障がい者を地域で支える環境を整えます。

詳細施策

1 相談の場や情報提供の充実

障がい者の地域での自立した生活を支える相談の場や情報提供の充実を図ります。

2 障がい者の権利擁護の推進

障がいの特性や心のバリアフリー^(※4)の啓発を行います。特に、子どもの段階から障がいは特別なものではないという意識づくりを進めます。

3 暮らしを支える福祉サービスの充実

障がい者の住まいの確保や暮らしを支えるサービスの充実を図ります。また、地域全体で障がい者を支える体制や仕組みづくりを進めます。

4 就労と社会参加の促進

地域の事業所や各種団体に対する協力要請を進め、障がい者の職場実習や就労の機会の拡大を図るとともに、障がい者の社会参加が進むよう各種支援を拡充します。

※1 発達障がい
自閉症や学習障がい、注意欠陥多動性障がいなどの障がいの総称で、脳機能の発達に関連する障がい。先天的な要因によって乳幼児期にその症状が現れる。

※2 高次脳機能障がい
主に脳の損傷によって起こるさまざまな症状で、記憶障がいや注意障がいなどがある。

※3 障害者自立支援法
障がい者及び障がい児がその有する能力や適性に応じ、自立した生活を営むことができるようにすることを目的とした法律。

※4 心のバリアフリー
障がいや障がい者に対する知識不足や偏見、誤解などの心の障壁（バリア）を解消していくこと。

4 健康づくりの推進

目指す姿

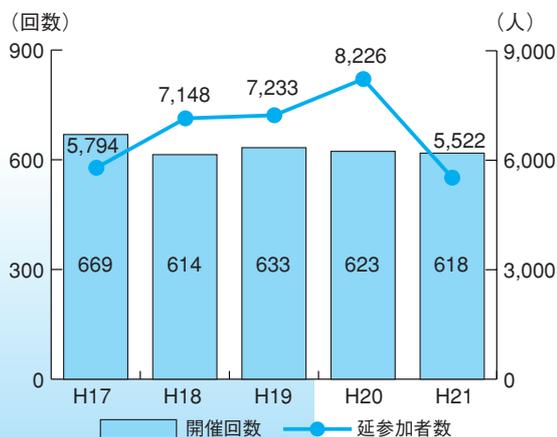
- 市民一人ひとりが、健康への自覚と認識を深め、生涯にわたって元気に暮らしています。

現況と課題



- ◆近年の心疾患、脳血管疾患、糖尿病などの生活習慣病の増加を受け、平成20年度から特定健診・特定保健指導^(※1)が始まりましたが、この受診率を上げる取組が必要です。また、がんによる死者数は増加傾向にあり、がん検診の受診率を上げる取組も必要です。
- ◆社会経済情勢の変化に伴い、自殺者やうつ症状の人が増加していることから、地域が一丸となっていのちを守るための取組を充実させていくことが必要です。
- ◆近年、食の安全・安心や生活習慣病の未然防止など、食への関心が高まっています。健康づくりを進めるためには、望ましい食生活や適度な運動習慣を身につけるなど個人の努力が重要です。あわせて、食育^(※2)の推進や地域ぐるみの健康づくりが求められています。
- ◆市民一人ひとりが、健康状態が悪化する前に気づき、行動ができるよう、健康づくりに関する知識を習得する機会の充実や情報の周知が必要です。

健康相談の実施状況



(資料：健康づくり課)

基本方針

- 自分の健康は自分で守るという健康意識を高め、市民一人ひとりの心身の健康づくりを支援します。また、生涯を通じた総合的な保健・疾病予防対策を進めます。

詳細施策

① 保健予防の充実

健康に関する個別相談や訪問指導を通じて、市民一人ひとりの心身の健康づくりを支援します。また、生活習慣病などの早期発見と早期指導に向け、特定健診・特定保健指導やがん検診の受診を促します。さらに、さまざまな感染症の知識の普及啓発に努めるとともに、予防接種を推進します。

② 地域ぐるみの健康づくりの支援

地域ぐるみの健康づくりを支援します。また、健康づくりに関する情報を広く提供し、市民の健康意識の向上を促します。

③ 食育の推進

家庭や地域、学校などにおいて、「食」に関する正しい知識や判断力を身につけ、健全な食生活を実践し健康増進を図る取組を進めます。

※1 特定健診・特定保健指導
40～75歳の医療保険加入者を対象に、生活習慣病の発症や重症化の予防を目的として行うメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健診。また、その受診結果が一定の基準に該当する方に対して生活習慣を見直すよう支援を行うこと。

※2 食育
さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

5 地域医療体制の充実

目指す姿

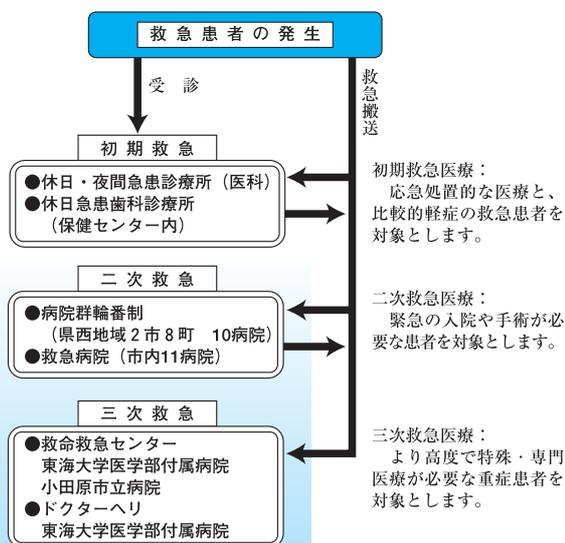
- 市民がかかりつけ医を持ち、医療機関の適正な利用が図られています。
- 医療ニーズに応じて、誰もがいつでも適切な医療を受けることができます。

現況と課題



- ◆ 高齢化や核家族化、あるいはライフスタイルの変化に伴い、夜間受診の増加や軽症患者であっても大きな病院へと集中する傾向があり、休日・夜間急患診療所や広域二次病院群輪番制^(※1)当番病院における医師の負担が増大しています。
- ◆ 救急医療を安定的に維持するため、また、安心して在宅医療が受けられるためには、かかりつけ医を普及させ、かかりつけ医と専門的な機能を持つ病院との役割分担と連携を進める必要があります。
- ◆ 初期救急医療は休日・夜間急患診療所が対応し、二次救急医療は広域二次病院群輪番制により対応しています。三次救急医療は、市立病院救命救急センターが東海大学医学部附属病院高度救命救急センターと連携して対応しています。また、救急車による搬送が困難な場合はドクターヘリ^(※2)により搬送しています。
- ◆ 高齢者のみの世帯の増加や診療報酬体系^(※3)下における入院期間の短期化などにより、在宅医療のニーズはますます増大すると予測されます。

本市における救急医療体制



(資料：健康づくり課)

基本方針

- 医療機関の役割分担と連携を進めるとともに、医療に携わる人材の育成を支援し、地域医療体制の充実を図ります。

詳細施策

① 地域医療連携の推進

医療機関の役割分担と連携を進め、市民が身近な地域で安心して医療を受けられるよう地域医療連携を進めます。また、医療や疾病に関する情報提供や医療相談窓口機能の充実を図るとともに、かかりつけ医の普及に努め、適正な受診を促します。

② 救急医療の充実

休日・夜間急患診療所による初期救急医療の提供や、広域二次病院群輪番制を維持するとともに、市立病院による急性期医療^(※4)と後方支援体制^(※5)との連携を図り、救急医療を充実させます。

③ 在宅医療の充実

入院から在宅への移行をスムーズに行い、患者が必要な医療を受けられるよう、在宅医療に関わる医療機関の連携と人材の養成や確保に向けた仕組みづくりを支援します。

④ 人材育成の支援

保健・医療・福祉ニーズの多様化、高度化に対応するため、地域医療サービスを担う質の高い看護職などの育成を支援します。

⑤ 広域医療圏^(※6)としての役割分担や機能連携の推進

地域医療を広域で支えることで、良質かつ適切な医療が安定して提供できる仕組みについて検討します。

※1 広域二次病院群輪番制
休日・夜間の入院や手術を要する救急患者の治療のため、県西地域2市8町区域内の10病院のうち、内科系、外科系各1病院が輪番で対応している。

※2 ドクターヘリ
救急用の医療機器を装備した専用のヘリコプター。救急医療の専門医と看護師が同乗し、救命措置を行いながら救命救急センターまで搬送する。

※3 診療報酬体系
保険診療を行う医療機関や薬局が、医療保険から受け取る治療費などを診療報酬という。保険診療の範囲、内容や個々の診療行為の価格は点数で定められている。

※4 急性期医療
病気や外傷などの発症から、症状がある程度緩和する段階までに提供される医療。

※5 後方支援体制
急性期を過ぎた入院患者の受け入れ先となる病院や介護保険施設、在宅医療。

※6 広域医療圏
隣接する複数の地方公共団体が連携して良質かつ適切な医療を提供していくための圏域。県西地域では2市8町がその区域。

6 市立病院の機能拡充と健全経営

目指す姿

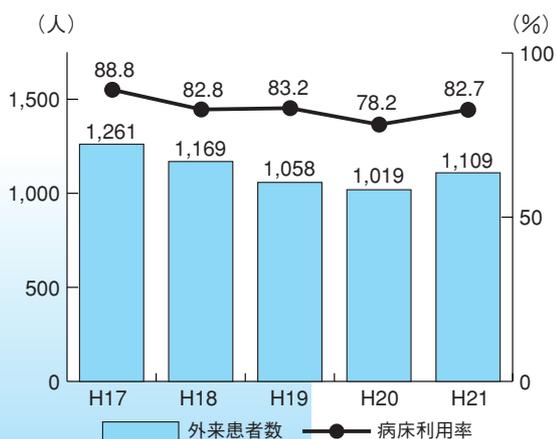
- 高度で専門的な医療を安定的に提供することで地域医療を支え、市民の安心感を高めています。

現況と課題



- ◆市立病院は、救命救急センター^(※1)、地域周産期母子医療センター^(※2)、地域がん診療連携拠点病院^(※3)、地域医療支援病院^(※4)などの指定を受け、県西地域における基幹病院として高度で専門的な医療を提供しています。
- ◆全国的な医師不足などの影響で、一部診療科では休診や診療制限を余儀なくされており、更なる医師の確保が求められています。また、高度医療への取組や患者の高齢化などにより看護体制の充実が求められています。
- ◆安心して子どもを産み育てられる環境を守るため、産科、小児科の機能の確保や充実が求められています。
- ◆良質な医療の提供とあわせて経営の改善を図り、効率的で安定した病院経営に取り組むことが必要です。

市立病院の外来患者数(1日平均)と病床利用率の推移



(資料：医事課)

基本方針

- 県西地域の基幹病院としての急性期医療^(※5)及び高度医療を充実させます。また、病院の健全経営に努めます。

詳細施策

1 医師・看護師の確保

医師や看護師の勤務環境の整備や奨学金制度の充実、看護学校などとの連携により、高度医療や急性期医療を担う医師や看護師の確保と育成に努めます。

2 高度医療の提供

高度医療機器の更新や導入、施設の整備などにより、高度で良質な医療を提供します。

3 急性期医療の充実

急性期医療を担う基幹病院として救命救急センターや集中治療室を充実させます。また、初期、二次医療を担う地域の医療機関との機能分担と連携体制を強化します。

4 産科・小児科医療の確保と充実

全国的に不足が心配される産科、小児科医師の確保に努めるとともに、周産期医療の高度化に努めます。

5 経営の効率化

院内の情報システムの整備や経営分析を行い、医療の質や患者サービスの向上、経営の効率化を図ります。

※1 救命救急センター
二次救急で対応できない複数診療科領域の重篤な患者に対し、高度な医療技術を提供する三次救急医療機関。

※2 地域周産期母子医療センター
産科と小児科などを備え、妊娠、出産期に関わる比較的高度な医療行為を行うことができる医療施設。

※3 地域がん診療連携拠点病院
質の高いがん診療を全国で等しく実施できるようにするため、地域におけるがん診療の連携・支援を推進する拠点となる病院。

※4 地域医療支援病院
紹介患者に対する医療提供、医療機器などの共同利用の実施、地域の医療従事者の研修などを通じ、かかりつけ医などを支援する機能を備えた病院。

※5 急性期医療
病気や外傷などの発症から、症状がある程度緩和する段階までに提供される医療。

7 共生社会の実現

目指す姿

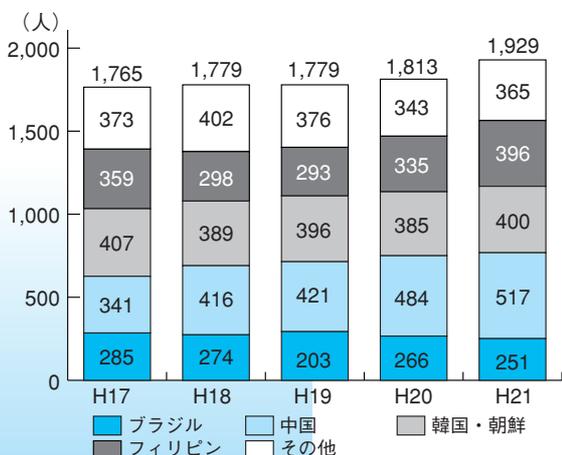
- 誰もが尊重しあい、それぞれの多様性を認めあいながら、共にいきいきと暮らしています。

現況と課題



- ◆近年、人権問題は多様化、複雑化しており、人権教育や啓発に積極的に取り組む必要があります。また、いじめや虐待、ドメスティックバイオレンス、近隣トラブルなどに悩む人が増えており、適切に対応できる相談・支援体制の強化、充実が必要です。
- ◆家庭、地域、職場には、性別による役割分担の意識が残っています。また、配偶者からの暴力なども社会問題となっていることから、男女が個人として尊重され、その人が持っている本来の力を十分に発揮できる社会を実現する取組が必要です。
- ◆本市は、美しい地球と人類の輝かしい未来を守り、恒久平和を実現するため、平成5年に小田原市平和都市宣言を行いました。今後も戦争の記憶と平和の大切さを次世代に伝え、平和都市宣言の意思をつなげていく必要があります。
- ◆国際都市として、外国人来訪者へのホスピタリティ^(※1)の向上はもとより、地域に住む外国人に対して、国籍などを問わずにすべての人が認めあい、尊重しあう社会の実現が求められています。

外国人登録者数の推移



(資料：戸籍住民課)

基本方針

- すべての人が、互いの文化や人権を尊重し、認めあい、共に生きていく平和な地域社会を実現するための取組を進めます。

詳細施策

① 人権施策の推進

人権問題について正しい理解を深め、互いの人権を尊重しあえるよう意識啓発や人権教育を行うとともに、さまざまな問題を解決していく取組を進めます。

② 男女共同参画社会の実現

男女が自立した個人として尊重され、あらゆる分野で平等に参画し、個人の能力を十分に発揮できる社会を実現する意識づくりと環境づくりを進めます。

③ 平和施策の推進

平和都市宣言の理念の実現に向けて、平和施策を進め、市民の平和に対する意識を高めます。

④ 多文化共生の推進

外国籍住民との相互理解を深め、共に地域の一員として暮らしていく社会をつくる取組を進めます。

※1 ホスピタリティ
心のこもったもてなし。

8 災害に強いまちづくり

目指す姿

- 住宅や公共施設の耐震化が進み、災害による被害が最小限に抑えられています。
- あらゆる危機に迅速に対応できるような市民と行政、または市民同士の協力体制が確立されています。

現況と課題

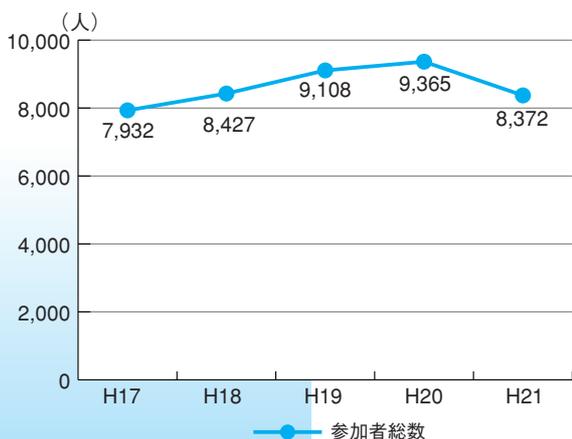


◆近年、東海地震^(※1)、神奈川県西部地震^(※2)の切迫性が指摘されています。東海地震においては市域一帯が地震防災対策強化地域^(※3)に指定され、大地震による甚大な被害が起こることが想定されています。また、激しい気候変動がもたらす台風や集中豪雨により、洪水や土砂災害の危険性が増しています。

◆災害に強いまちづくりを進めるためには、建築物の耐震化や河川改修など災害被害を軽減化する災害予防対策と、関係機関や近隣市町との連携による災害発生時の迅速で的確な災害応急対策が必要です。

◆本市では、自治会ごとに自主防災組織^(※4)があり、防災リーダーが配置されています。地域によっては、防災訓練などの参加者が固定化し、自主防災組織の活動が停滞する傾向が見られるなど、地域における防災力の強化が課題となっています。

地区自治会連合会防災訓練参加者総数の推移



(資料：防災対策課)

基本方針

- 防災関係機関、近隣市町、自主防災組織が共に連携しながら、迅速かつ計画的な危機管理・災害対策を実施し、災害に強いまちづくりを進めます。

詳細施策

① 災害時即応体制の強化

社会情勢の変化に応じて地域防災計画や防災マニュアル^(※5)の見直しを進めます。また、近隣市町や防災関係機関との連携強化、地域との情報受伝達手段の強化、防災資機材の充実を進め、地震や津波、風水害などの災害時に即応できる体制の強化を図ります。

② 地域防災力の強化

地域、学校、事業所、行政など多様な主体が連携し、市民の防災意識向上を図ります。また、発災直後の非常時において顔の見える範囲の住民が自主的に協力して行動できる関係を構築します。さらに、実践的な防災訓練などを通じて自主防災組織の強化を図ります。

③ 災害被害軽減化の推進

地震、台風、津波、集中豪雨などによる被害の軽減化に向け、河川改修や土砂災害対策などを行うとともに、建築物の耐震化を促します。また、公共施設や上下水道の耐震化を推進します。

④ 危機管理体制の強化

感染症やテロなどさまざまな危機の発生に迅速に対応できるような組織体制の整備を進めます。また、非常時の相互応援が円滑に進むよう、関係機関などとの連携強化を図ります。

※1 東海地震

駿河湾から静岡県中西部を震源とするマグニチュード8クラスの地震で、約100年から150年の間隔で発生している。

※2 神奈川県西部地震

神奈川県西部を震源とするマグニチュード7クラスの地震で、発生の切迫性が指摘されている。

※3 地震防災対策強化地域

東海地震に備えて制定された法律により、地震防災に関する対策を強化する必要がある地域として指定されている地域。

※4 自主防災組織

「自分たちの地域は自分たちで守る」という精神のもと、地域住民が連携し自主的に防災活動を行う組織。

※5 防災マニュアル

地域防災計画に基づき、行政や地域の取組や役割を明らかにし、災害発生への備えや発災後の初動体制を中心に取りまとめたもの。

9 消防・救急体制の充実

目指す姿

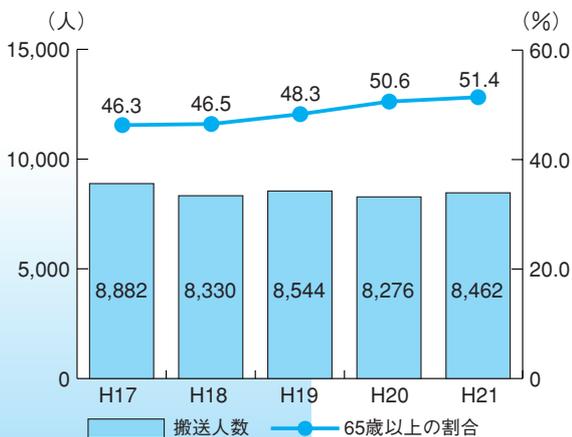
- 防火や救命などに関する自助・共助の取組により、火災や救急事故などによる被害が軽減されています。

現況と課題



- ◆近年、災害が多様化、複雑化しており、市民の安全・安心を確保していくためには、迅速で的確な活動が行える総合的な消防・救急体制の構築が求められています。
- ◆火災の発生を防ぐためには、住宅防火対策など市民一人ひとりが火災の予防に努め、万一火災が発生した場合には、早期発見と初期消火が非常に重要です。今後は、高齢化の進展に伴い、火災時における高齢者の被害が増加することが懸念されます。
- ◆消防法に違反している事業所などに対して、是正を促すための立入検査の充実と強化が必要です。
- ◆近年、高齢化や核家族化、ライフスタイルの変化に伴い、救急需要が拡大しています。そして、救急需要の約半数が軽症であることから、市民が救急への理解を深め、節度ある利用を心がけることが必要です。
- ◆救急需要に対しては、救急救命士^(※1)の育成や緊急時における救急・救助体制の充実、応急手当ができる市民を増やすための広報活動や講習会の拡充などの取組が必要です。

救急搬送の推移



(資料：消防年報)

基本方針

- 消防・救急体制を充実します。また、事業者や地域と連携しながら、市民の防火意識の高揚や救命技術の普及を図ります。

詳細施策

① 火災予防の推進

事業所での自主防火体制の確立や、一般家庭への防火対策の指導や広報を行うことにより、事業所や市民と協調した火災予防意識の高揚を図ります。

② 消防・救助体制の充実と強化

広域化を視野に入れながら、計画的な消防資機材などの整備を行います。また、消防職員の技術向上や業務の効率化、消防団を含めた組織体制の強化を図ります。

③ 救急・救命体制の充実と強化

救急に従事する職員の研修や教育体制の充実、救急資機材などの整備を行います。また、民間救急事業者^(※2)の活用や応急手当普及員^(※3)の育成を行うとともに、救急車の適正利用を促します。

※1 救急救命士

救急現場などにおいて、医師の指示のもとに救急救命処置などの医療行為を行うことができる救急のエキスパート。

※2 民間救急事業者

救急車を利用する状況ではないが、病院や社会福祉施設への移送サービスを必要とする患者を搬送する民間事業者。消防本部では一定要件を満たした者を患者等搬送事業者として認定している。

※3 応急手当普及員

応急手当の指導技術などを身につけた人で、地域や事業所などにおいて普通救命講習の指導に従事する。

10 安全・安心の地域づくり

○ 防犯活動や交通安全活動を通じた地域の顔の見える関係づくりが、暮らしの安全・安心を支えています。

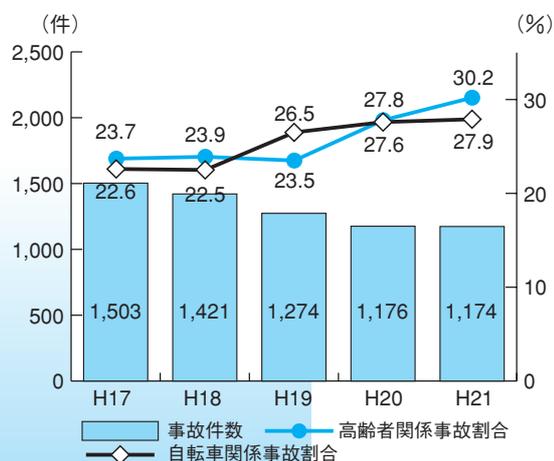
目指す姿

現況と課題



- ◆地域防犯活動に関する調査結果によると、80%以上の自治会が地域防犯活動や児童の見守り活動などに取り組んでおり、PTAや消防団などと連携した活動も各地で行われています。今後も、地域の特色を生かし、地域で活動する多様な主体と連携しながら防犯や交通安全活動を充実させていくことが必要です。
- ◆近年、交通事故の発生件数は減少していますが、高齢者や自転車に關係する交通事故の割合が増加傾向にあります。
- ◆小田原駅周辺の放置自転車の移動台数は全体の約60%を占めています。小田原駅周辺に自転車駐車を整備し、駅利用者への駐輪対策を進めています。新規集客施設などへの自転車駐車場の設置を働きかけていくことが必要です。
- ◆消費者トラブルや日常生活における心配ごとなどが多様化、複雑化してきており、啓発活動による被害の未然防止や、市民が安心して相談できる環境づくりが必要です。

交通事故発生状況（市内）の推移



(資料：小田原警察署)

基本方針

- 多様な主体が連携し、地域の主体的な防犯活動や交通安全活動の充実を図ります。また、暮らしの相談体制の充実により、市民のトラブルや悩みの解決を支援します。

詳細施策

① 地域防犯体制づくりの支援

地域と民間防犯指導員^(※1)、警察、行政などの連携や、地域の主体的な取組への支援により、防犯活動の更なる充実を図ります。

② 交通安全活動の充実

交通事故の多い高齢者や自転車利用者、児童に重点を置いた交通安全教室や啓発事業を行います。また、自転車利用者に対する放置防止の指導や啓発を行います。

③ 暮らしの相談の充実

消費生活に関する契約のトラブルなどの相談に対して、相談者への助言や事業者とのあっせんなど、問題解決のための支援を行います。また、消費者被害を未然に防止するため、情報提供や啓発活動を行います。そして、市民生活全般に関する相談に対して、専門窓口を案内するなどの助言を行います。

※1 民間防犯指導員
小田原警察署長などの委嘱を受けて犯罪抑止活動を行い、地域と警察とのパイプ役も担う。各地区自治会連合会に1名。

11 子育て環境の充実

目指す姿

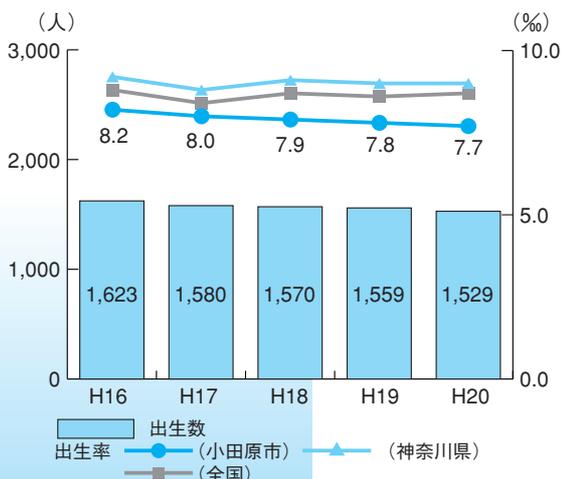
- さまざまなニーズに対応した子育て支援が充実するとともに、子どもたちが地域社会のなかで育まれていることで、地域に笑顔があふれています。

現況と課題



- ◆ 少子化や核家族化、人と人とのつながりの希薄化により、家庭や地域における子育て力が低下しており、安心して子どもを産み育て、子育てに喜びを感じることができる環境づくりが必要です。
- ◆ 子育て家庭の支援拠点である子育て支援センター^(※1)は、多くの人に利用されていますが、サービス内容のいっそうの充実を求める声に対応していく必要があります。また、行動範囲が制限されがちな子育て世帯にとっては身近な地域での支援が重要となることから、子育て世帯も含めたより多くの人が関わる地域の支えあいの仕組みづくりが必要です。
- ◆ 乳幼児期の安定した環境下における生育の重要性とその確保において、保護者、保育機関、地域が、それぞれ果たしうる役割などについて広く認識を共有し、啓発を進めていく必要があります。
- ◆ 幼児期は次世代を担う子どもたちの人間形成の基礎を培う時期であり、子育て環境の充実が求められます。そして、女性の社会進出や経済情勢などにより保育所への入所希望は増えており、待機児童^(※2)の解消を図る取組が求められるとともに、多様な保育サービスや小学校低学年児に対する放課後児童対策が求められています。
- ◆ 安心して子どもを産み、健やかに育てるためには、子どもの発達や育児不安を軽減する支援が重要です。また、経済的負担を軽減する子どもの医療費助成の充実も求められています。

出生数と出生率（人口千対）の推移



(資料：神奈川県衛生統計年報)

基本方針

- 妊娠から子育てにいたるさまざまな支援サービスを充実し、家庭や地域社会が共に支えあい、子どもたちが健やかに成長できる環境づくりを進めます。

詳細施策

① 子育て家庭への支援の充実

地域のなかで孤立しがちな親がお互いに支えあえるよう、子育て団体などと協働^(※3)して、子育てコミュニティ^(※4)の形成や子育てに関する情報提供の充実を図ります。また、ひとり親家庭などへの自立や就労の支援、児童に関する相談体制の充実など、子育てに困難を抱えている家庭への支援を行います。

② 子育て支援拠点の充実

子育て支援センターを増設するとともに、機能の充実を図ることで、安心して子育てできる環境づくりを進めます。

③ 保育環境の整備

多様な保育サービスの充実や施設整備などにより良好な保育環境づくりを進めます。そして、引き続き保育所待機児童の解消を図る取組を進めます。また、障がい児や発達に課題のある幼児に対する療育を充実します。

④ 母子保健・医療費助成の充実

妊娠中から乳幼児期までの一貫した母子保健サービスを提供し、育児支援を行います。また、子どもの医療費助成制度を充実し、子どもを産み育てやすい環境を整えます。

※1 子育て支援センター
育児相談、育児情報の提供、子育てひろばの開催、子育てサークルへの支援、関係機関との連絡調整などを行う子育て拠点。

※2 待機児童
保育所への入所要件を満たし、保育所への入所申請をしているにも関わらず、希望する保育所の施設定員を超過するなどの理由で入所できない状態にある児童。

※3 協働
相互の立場を尊重し、役割及び責任を分任し、力を存分に出しあい、協力しあうこと。

※4 子育てコミュニティ
子育て家庭や地域住民が子育てに関わりながら、相互に情報交換や交流が行われている身近な地域社会、あるいはそのような子育て家庭などの集団。

12 青少年育成の推進

目指す姿

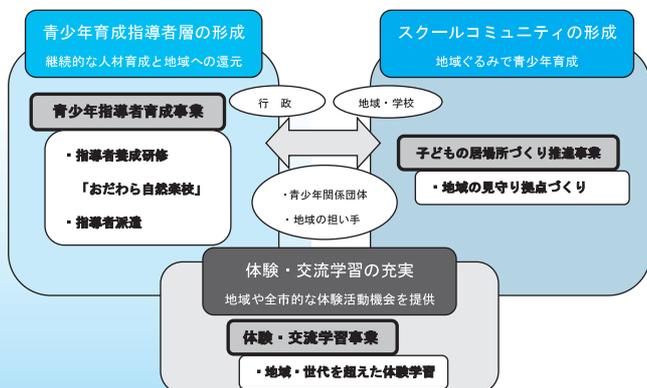
- さまざまな体験などを通して世代を超えた新たなコミュニティが青少年を中心につくられるとともに、地域との関わりのなかで郷土を愛する心が育まれ、健やかにたくましく成長しています。

現況と課題



- ◆子どもたちが日々暮らしている地域コミュニティは、本来、子どもたちの人としての学びと健全育成において重要な役割を担う空間であり環境です。
- ◆少子化や核家族化、ライフスタイルの変化に伴い、家庭の教育力が低下するとともに、人と人とのつながりの希薄化に伴い、地域の教育力も低下するなど、青少年を育てる環境が変化しています。
- ◆学校、家庭、地域がそれぞれの役割を果たしつつ連携し、大人たちが青少年の成長過程により多く関わり、地域ぐるみで青少年の成長を支えていくことが必要です。
- ◆青少年が豊かな人間性を育み、自立心や創造力を養えるよう、日々の暮らしや地域の営みのなかで、自然やさまざまな人と関わりながら多様な体験ができる環境づくりが求められています。
- ◆不登校やいじめ、非行や暴力、ひきこもりなどにより学校や社会になじめなくなった青少年への対策を充実させることが必要です。

「生きる力」の育成と青少年育成支援ネットワーク



(資料：青少年課)

いのちを大切にする小田原

基本方針

- 地域が一体となって青少年育成活動の充実やそれを支える人づくりに取り組み、健やかでたくましい青少年を育てていきます。

詳細施策

① スクールコミュニティ^(※1)の形成

地域に存在し活動するさまざまな個人や団体、事業所などの連携の強化や、子どもたちが安心して集い活動できる場づくりなど、地域の取組を支援し、子どもたちの豊かな育ちの空間を形成します。

② 青少年育成指導者層の形成

地域の担い手でもある青少年リーダー^(※2)や指導者を養成するとともに、そのスキルアップを図ります。また、青少年育成団体の活動を支援します。

③ 体験・交流学习の充実

豊かな自然をはじめとしたさまざまな地域資源を活用しながら、学校や地域が連携した体験・交流学习の機会を提供します。

④ 若者の自立・更生支援の充実

不登校や引きこもり、ニート^(※3)、非行など社会への適応に困難を抱える若者が自立の道へと立ち戻ることができるよう、きめ細やかな相談・指導体制の充実を図るなど、関係機関と連携したさまざまな支援を行います。

※1 スクールコミュニティ
主に小学校区において、地域の多くの人々が協力し、居場所づくりや情報の共有を通して、地域ぐるみで子どもたちを見守り育てていく取組。

※2 青少年リーダー
小・中・高校生の学校や学年を越えた交流や社会とのふれあいの場を提供し、青少年と社会のパイプ役となる人。

※3 ニート
学校を卒業した後も就職や進学をせず、就職する意欲も見られない若者。

13 学校教育の充実

目指す姿

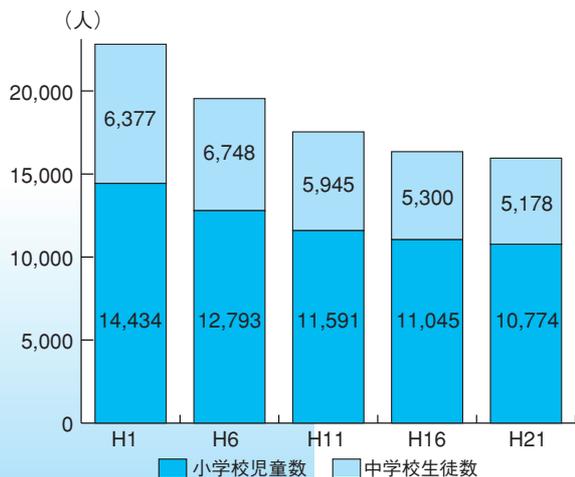
- 豊かな人間性と健やかな体、確かな学力を持った子どもたちが育ち、社会の一員としての自信と誇りを持ち、それぞれの未来を拓くために、たくましく生きています。

現況と課題



- ◆子どもたちの「生きる力」を育むためには、豊かな人間性、健やかな体、確かな学力をバランスよく育てることが必要です。
- ◆科学技術が進歩し、生活の利便性が急速に向上した反面、人と人とのつながりが失われつつあります。子どもたちは学校や家庭、地域のなかでさまざまな人から多くのことを学びながら成長しており、各学校がそれぞれの特性を生かし、地域ぐるみで子どもたちを見守り、育てていく仕組みを整えることが必要です。
- ◆校舎の老朽化や、国際化、情報化の進展などに対応した教育環境の整備が必要です。
- ◆いじめや不登校などのさまざまな課題の解決を図るには、教職員が自らの力を伸ばすとともに、子どもたち一人ひとりを大切に、きめ細やかな教育を進めることが必要です。

小学校児童数と中学校生徒数の推移



(資料：学校基本調査)

基本方針

- 子どもたちの成長を、学校、家庭、地域が共に支えあい、自ら学び創る力、社会と関わる力を培い、思いやりの心を持った元気な子どもを育てます。

詳細施策

① 「生きる力」を育む教育活動の推進

基礎的な学力を身につけさせるとともに、自ら考え判断し、表現する力を育みます。また、思いやる心や感動する心など、豊かな人間性を育むとともに、たくましく生きるための健康や体力づくりを進めます。

② 小田原の良さを生かした教育の推進

自然や歴史文化など素晴らしい地域資源を生かした小田原ならではの教育を進めます。そして、子どもたちが郷土を知り、郷土への愛着を深めるとともに、いのちの大切さや社会規範をしっかり伝え、小田原市民であることへの誇りを育みます。

③ 家庭・地域と共に歩む教育の充実

地域の多様な主体が連携した教育や特色ある学校づくりを進め、子どもたちの教育を地域ぐるみで支えます。また、幼稚園、保育園、小学校、中学校の連携を進めます。

④ きめ細かな教育体制の強化

低学年の少人数学級編制^(※1)を進めるなど、きめ細かな指導を行います。また、障がいの有無に関わらず、すべての子どもたちが共に学ぶ教育の実現に向けた支援教育や相談体制の充実を図ります。さらに、教育現場でさまざまな課題への対応にあたる教職員の資質向上や専門家の活用を図ります。

⑤ 教育環境の整備

安全・安心で快適な環境のなかで学ぶことができるよう、学校施設の長寿命化を図るとともに、教育ニーズに応じた施設の整備と充実に努めます。また、地域と協働^(※2)して、子どもたちの健康・体力づくりや地域コミュニティの醸成などの効果が期待できる小学校の校庭の芝生化に取り組みます。

※1 少人数学級編制

小学校1、2年生時においては、学校生活への適応能力と学習習慣を身につけることがとても重要であることから、1クラスの児童数が35人を超えた場合には1クラス増やして35人以下の学級にする制度。

※2 協働

相互の立場を尊重し、役割及び責任を分任し、力を存分に出しあい、協力しあうこと。

2 希望と活力あふれる小田原

「あわて床屋」 北原白秋

春は早うから川辺の葦に、
蟹が店出し、床屋でござる。
チョッキン、チョッキン、チョッキンナ。

小蟹ぶつぶつ石鹸（しゃぼん）を溶かし、
親爺自慢で鋏を鳴らす。
チョッキン、チョッキン、チョッキンナ。

そこへ兎がお客にござる。
どうぞ急いで髪刈っておくれ。
チョッキン、チョッキン、チョッキンナ。

兎ア気がせく、蟹ア慌てるし、
早く早くと客ア詰めこむし。
チョッキン、チョッキン、チョッキンナ。

邪魔なお耳はびよこびよこするし、
そこで慌ててチョンと切りおとす。
チョッキン、チョッキン、チョッキンナ。

兎ア怒るし、蟹ア耻よかくし、
為方（しかた）なくな穴へと逃げる。
チョッキン、チョッキン、チョッキンナ。

為方なくな穴へと逃げる。
チョッキン、チョッキン、チョッキンナ。

14 産業振興と就労環境の整備

目指す姿

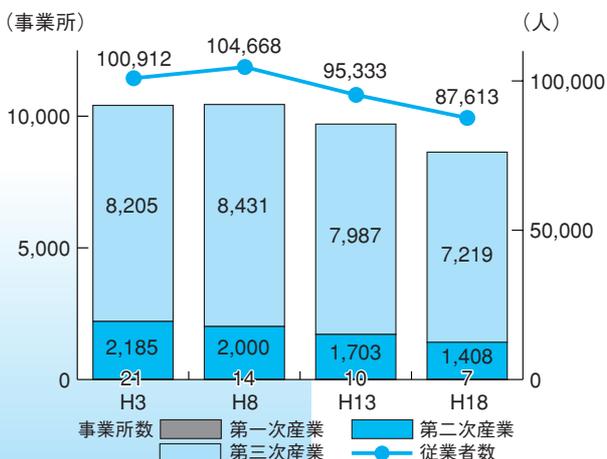
- ライフスタイルに合わせた多様な働き方があり、企業は経営環境の変化に対応した事業を展開しています。

現況と課題



- ◆ 厳しい経済情勢のなか、事業所数の減少、労働者の雇用不安、人口減少など就労環境は大きな転換期を迎えており、働く場の確保と働きやすい環境づくりが求められています。
- ◆ 地域経済の根幹である中小企業が、経営環境の変化に対応した商品やサービスを提供し続けていくためには、経営基盤の強化と経営の安定化を支援するとともに、魅力ある企業活動の創出を進めていくことが必要です。
- ◆ 本市の産業は、化学や情報機器、そして電機分野を中心に発展していますが、平成14年以降、製造品出荷額は減少傾向にあります。小田原に住み働いていくためには、質の高い産業基盤づくりを進めるとともに、既存企業との連携や企業誘致を図り、地域経済を活性化していくことが必要です。

産業別事業所数と従業者数の推移



(資料：事業所・企業統計調査)

基本方針

- 産業の活性化に向けた支援を行うとともに、働きやすい環境づくりを進めます。

詳細施策

① 働きやすい環境づくり

労働関係機関と連携し、働く意欲のある人の雇用機会の拡大や雇用促進を図ります。また、企業と連携し生活と仕事が調和した働きやすい環境づくりを進めていきます。

② 中小企業の経営支援

関係機関との連携のもと、中小企業へのアドバイザー派遣や融資制度などの充実を図り、経営環境の変化に対応した事業展開を支援します。

③ 起業家育成と創業支援

起業に意欲的な人材の育成や発掘を進めるとともに、地域密着性の高い起業家や新分野への事業進出などを支援します。

④ 多様な企業誘致と育成

豊かな環境や既存企業の技術力など小田原の強みを発信し、新たな価値を創出する企業活動の集積を図ります。また、情報交換やニーズ把握、協力体制の構築など、既存企業との連携を強化するとともに、企業の地域貢献活動を支援します。

15 小田原ならではのものづくりの振興

目指す姿

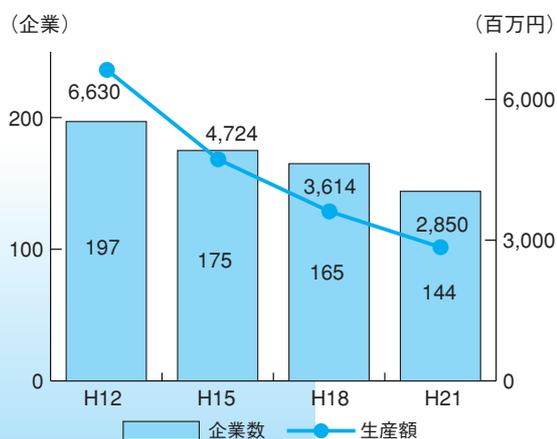
- 小田原固有のものづくりに支えられたなりわい^(※1)が継承され、そこから生み出される製品などに市民が愛着と誇りを持っています。

現況と課題



- ◆小田原には地域資源の活用により育まれた木製品、水産練製品、漬物、塩干など多くの地場産業^(※2)が根づいています。これらは、江戸時代の人々の交流を通して集積、発展してきた経緯があり、まちの歴史や文化を象徴する多彩な産業群を形成しています。
- ◆地場産業を形成する個々の事業所は、規模が小さく、単独での後継者の確保、人材育成、新たな市場開拓などの取組を行うことが困難な状況にあります。また、地場製品の生産額も低迷を続けています。
- ◆地域固有の魅力ある伝統産業は、代々その技術と文化を受け継いできており、未来に継承していくことが重要です。しかし、そのためには生活者に受け入れられる新商品の開発など需要拡大の取組が必要です。

木製品製造業の推移



(資料：小田原地方木製品製造業実態調査報告書)

基本方針

- 伝統的な地場産業の匠の技を継承していくとともに、優れたものづくり技術の情報発信や農商工連携によるブランド化の推進などを通じて、小田原固有のものづくりの付加価値を高めていきます。

詳細施策

① 伝統的な地場産業の支援と育成

伝統的な地場産業に関するものづくり技術の活用・継承の取組や新たな担い手の確保・育成を支援します。また、国内に限らずアジアを主眼とした海外市場の研究などマーケティングに取り組めます。

② 高技術・高品質のものづくりのPR促進

小田原の優れたものづくり技術や高品質の商品を、さまざまな機会や媒体を通じて内外に広く紹介します。また、交流や連携の場づくりを通して、事業分野や取引先の拡大、あるいは新たなコラボレーションを創発します。

③ 新たなブランドの育成

農商工連携などの異業種間の交流を推進し、小田原の持つ自然、歴史、文化から生み出される工芸品や加工品、農林水産品など地場産品のブランド化を図ります。

※1 なりわい

自然環境や歴史との密接な結びつきのうえに成り立ち、地域の生活文化を特徴づける地場の産業。かまぼこ、ひもの、塩辛、漆器、梅干、和菓子、寄木、木象がんなど。

※2 地場産業

特定の地域にその立地条件を生かして定着し、特産品を製造している産業。

16 商業の振興

目指す姿

- 商店街が地域コミュニティの核としてにぎわい、そこで生活に必要なサービスが提供されています。
- 中心市街地では多くの市民や来訪者の行き交う姿が見られ、にぎわいに満ちています。

現況と課題



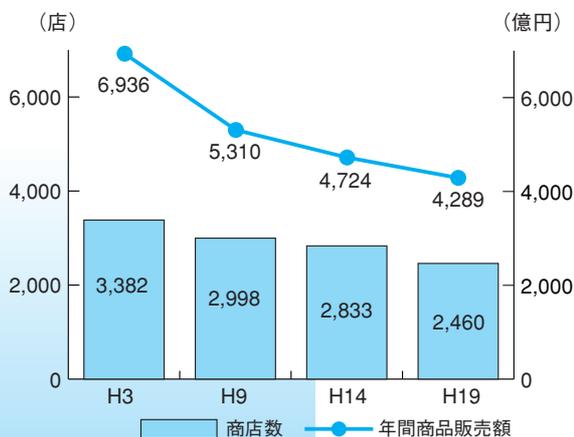
◆地域コミュニティに根ざした事業者は、さまざまな地域活動の担い手でもあります。また、商店街は希薄化しつつある地域内でのコミュニケーションを支える貴重な拠点であり、地域の安全と安心を支える役回りも担うなど、地域にとっては重要な機能を果たしています。そのため、その経営が成り立つよう配慮・支援していく必要があります。

◆本市の商業は、小田原駅周辺が一大商業地として発展してきましたが、近年、消費拠点は郊外の大型店にシフトしています。商店数は昭和63年以降、そして年間商品販売額は平成3年以降、減少の一途をたどっており、活力ある商業圏を市域全体として形成していく必要があります。

◆消費ニーズや流通の多様化、後継者不足などを背景に小規模商店が減少するなど、商店街を取り巻く環境は厳しさを増しています。そうしたなかであっても、超高齢社会^(※1)を迎え、徒歩生活圏における商業機能を持続的に確保していく必要があります。

◆中心市街地は、商業地としての魅力が低下しており、蓄積されている歴史、文化、産業などの地域資源を最大限に活かしてにぎわいを創出し、商業の活性化につなげていく必要があります。

商店数と年間商品販売額の推移



(資料：商業統計調査)

基本方針

- 消費ニーズに柔軟に対応する力をさまざまな主体が共に育み、交流やにぎわい創出の取組を通じて、暮らしを支える商業機能を再生していきます。

詳細施策

1 暮らしを支える商店街の再生

超高齢社会の進展を見据え、地域コミュニティ機能を強化するなど商店街活性化に向けた特色ある主体的な取組の支援や、商店会の組織力・企画力強化への支援など、徒歩生活圏での暮らしを支える商店街づくりを進めます。

2 地産地消^(※2)と連動した商業振興

地場農産物や水産品などの取り扱いを推奨し、地産地消志向の消費者と地元商業とのつながりづくりを進めます。また、商業者や生産者が連携した地場産マーケットなどの取組を支援するなど、地場製品の流通促進や販路拡大を進めます。

3 中心市街地のにぎわいづくり

市民や来訪者のニーズへの対応や、歴史・文化と交流を中心とした新たな価値を持つ商業活性化への取組を促し、商店街や商業者の力が最大限に発揮される環境づくりを進めます。

4 新たなまちづくり計画と連携した商業振興

都市計画法関連計画^(※3)を基調に、中心市街地活性化基本計画や、歴史的風致^(※4)維持向上計画などを連動させ、小田原らしい、回遊性の高い、魅力的な中心市街地を形成します。また、まちづくりの担い手となるまちづくり会社^(※5)などによる新たな商業空間づくりを支援します。

※1 超高齢社会

一般的に高齢化率が7%を超えると「高齢化社会」、14%を超えると「高齢社会」、21%を超えると「超高齢社会」とされる。

※2 地産地消

地域で生産されたものをその地域で消費すること。

※3 都市計画法関連計画

計画的なまちづくりに関する基本的方針や目標、具体的な規制やルールなどを定めた諸計画。都市マスタープランなど。

※4 歴史的風致

地域固有の歴史や伝統を反映した人々の活動と、歴史的価値の高い建造物や周辺の市街地とが一体となっており、作り出す良好な環境。

※5 まちづくり会社

中心市街地の活性化に関連する事業目的を持つ会社形態の組織。

17 観光まちづくりの推進

目指す姿

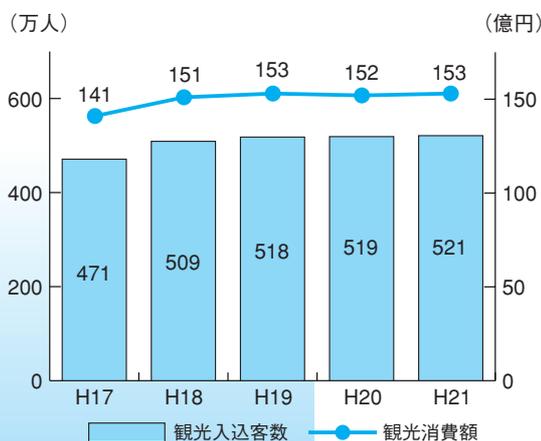
- 小田原の地域資源の魅力や地域の温かいもてなしにふれた多くの観光客が、何度も小田原を訪れています。

現況と課題



- ◆小田原駅には5つの鉄道路線が乗り入れるとともに、市内には第一級の観光資源や県西地域の核となる集客施設を有しており、その求心性の高さがまちの魅力になっています。
- ◆モノの豊かさより心の豊かさを大切にするといった人々の価値観の変化に伴い、観光の形態やニーズも多様化しています。観光施設やスポットだけではなく、市民の暮らしぶりやもてなしの心、年中行事や文化、庭先の緑や往来への心遣いなども、これからの観光資源として注目されています。
- ◆更なる観光誘客を図り、経済の活性化につなげていくためには、従来型の観光資源に加え、新たな切り口や視点で小田原の地域資源を戦略的に情報発信していくことが必要です。
- ◆小田原には、小田原城周辺だけではなく、国府津・曾我丘陵、酒匂川を中心とする足柄平野、箱根連山につながる片浦の海岸線など、潜在的な観光資源を持つ地域が多くあります。また、歴史的な出来事の舞台となった場所や小田原ゆかりの人物なども、小田原ならではの観光資源として注目されています。そこで、地域の幅広い関係者が一体となって、地域の誇れる資源を掘り起こし、多くの人々に訪ね歩いてもらうことが望めます。
- ◆小田原を観光で訪れる人々に、まちなみやなりわい^(※1)、地域住民との交流を楽しんでいただくため、観光資源の魅力を高めるとともに、回遊の利便性に配慮することが必要です。
- ◆国際的な観光地である富士箱根伊豆交流圏の一角をなし、国内屈指の観光拠点を抱える地域として、広域的な連携のもとに、風光明媚な場所や歴史資産、もてなしの心など、外国人観光客にとって魅力的な要素を生かした誘客活動を更に進めることが必要です。
- ◆小田原城は、小田原の観光のシンボルであり、多くの市民や観光客が訪れています。そこで、何度訪れても満足していただけるよう、城址公園やその周辺も含め更に魅力を高めていくことが必要です。

観光入込客数と観光消費額の推移



(資料：観光課)

基本方針

- 小田原を観光で訪れる人々にとって魅力があり、市民が誇りを持てる地域資源を生かした観光まちづくりを進めます。

詳細施策

1 観光資源の戦略的な情報発信

小田原の持つ自然、歴史、文化、そこから生み出される特産品などの地域資源を最大限に生かした観光まちづくりを進めます。また、なりわいや暮らしそのものを小田原スタイルとして伝え、多様な価値観に訴える効果的な情報発信を行うことにより、交流人口の拡大を図ります。

2 地域の観光資源をつなぐ取組の推進

自然景観や季節の花、史跡・旧跡、まちなみ、名産品、邸園文化^(※2)などの魅力的な観光資源を、食、買い物、人々とのふれあいなどと合わせて楽しみながら訪ね歩いてもらうウォーキングタウン小田原の実現を市民と共に目指します。

3 回遊性に配慮したもてなしの空間づくり

小田原に観光で訪れる人々に、まちなみやなりわい、地域住民との交流を楽しんでいただくとともに、レンタサイクルや回遊バスなど自家用車に頼らない回遊スタイルを促進し、誰もが利用しやすいもてなしの空間づくりを進めます。

4 広域観光の推進

県境を越えた箱根・湯河原・熱海・あしがら観光圏^(※3)やS.K.Y.広域圏^(※4)などの枠組みにより、多様な地域資源の魅力を最大限に発揮させるための取組を進めます。また、国際的な観光地としての魅力を情報発信することで、外国人観光客の更なる誘客を図ります。

5 小田原城址公園の環境づくり

小田原城及び小田原城址公園は、来訪者に歴史・文化や自然などの魅力を楽しんでいただけるよう、史跡と緑の共生に配慮した管理、整備を行うとともに、にぎわいのある交流やいこいの場としての活用を図ります。

※1 なりわい

自然環境や歴史との密接な結びつきのうえに成り立ち、地域の生活文化を特徴づける地場の産業。かまぼこ、ひもの、塩辛、漆器、梅干、和菓子、寄木、木象がんなど。

※2 邸園文化

地域の歴史文化を育み、人々の心に残る景観を形づくってきた政財界人・文人らの邸宅や庭園（邸園）にまつわる文化を指す造語。神奈川県では、相模湾沿岸14市町を舞台に市民団体と共に邸園文化圏再生構想を進めており、市内でも邸園交流の活動が見られる。

※3 箱根・湯河原・熱海・あしがら観光圏

神奈川県西部地域及び熱海市の11市町の行政と観光関連事業者や団体が連携して滞在型の観光地づくりを目指す圏域。平成22年4月28日、観光圏整備法に基づいて国に認定された。

※4 S.K.Y.広域圏

静岡県（S）、神奈川県（K）、山梨県（Y）の3県にまたがる富士箱根伊豆地域の略称。それぞれの頭文字をとってS.K.Y.広域圏と呼ぶ。

18 農林業の振興

目指す姿

- 安定した農業経営が確立され、耕作放棄地が減少するとともに、小田原の農産物を求めに多くの人を訪れ、交流施設や直売所がにぎわっています。
- 地域の森林から良質な木材が産出され、暮らしのなかで木のぬくもりがあふれています。

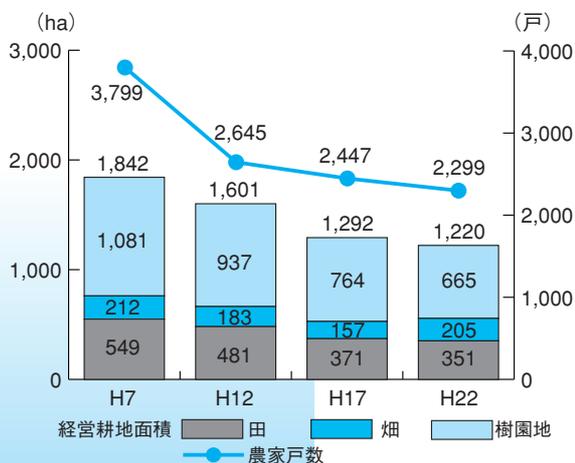
現況と課題



希望と活力あふれる小田原

- ◆ 農産物の消費落ち込みや輸入農産物の増加、激しい産地間競争などによる価格の低迷、就農者の高齢化の進展、後継者・担い手不足など、農業経営を取り巻く環境は年々厳しくなり、耕作放棄地も増加しています。
- ◆ 増加傾向にある耕作放棄地の解消に向けては、専業農家だけでなく、多様な担い手による農業活動が不可欠であり、兼業農家による営農や、市民による新規就農、市民農園、都市住民らによる週末農業など多様な担い手の確保が必要です。
- ◆ 農業経営を存続していくためには、収益が確保できる農業への転換が不可欠です。農作業の効率化に向け、農道・用排水路などの生産基盤の整備を進めるとともに、規模の拡大や農作物の高付加価値化などにより経営の安定化を図ることが必要です。また、新規就農の取組も重要です。
- ◆ ライフスタイルが変化するとともに、生産現場への関心が高まり、生産者と消費者との交流や農業体験の機会の充実が求められています。こうした交流や体験を通じて、耕作放棄地を解消するなど小田原の豊かな農地を守っていくことが必要です。
- ◆ 青果市場は、県西地域に農産物を安定供給する中心的な役割を担っており、取扱高は横ばい状態が続いています。食の安全・安心指向から、地場産品や有機野菜のニーズは高まっており、地域の小売店や飲食店との連携を進め、地場農産物の消費拡大を図っていくことが必要です。
- ◆ 木材価格の低迷と生産コストの増大など、林業が通常の経済活動のなかで成立できない状況が続いており、市域の約4割を占める森林に手が入らず、深刻な害虫被害も進んでいます。
- ◆ 多様な主体による森林再生活動が取り組まれています。森林の多面的な機能を維持していくためにも、地域材の活用や森林空間の利活用について、その可能性を多角的に検討していく必要があります。

経営耕地面積と農家戸数の推移



(資料：農林業センサス)

基本方針

- 多様な担い手を確保、育成、支援し、耕作放棄地の復元も含め高付加価値農業を促進します。そして、豊かな地産地消^(※1)を実現し、いのちあふれる小田原の都市ブランドを高めます。

詳細施策

1 多様な営農形態への支援と担い手の確保

認定農業者制度^(※2)を中心とした経営の合理化、あるいは農産物のブランド化や有機農業の推進など、農作物の高付加価値化を支援し経営体制強化を支えます。また、後継者対策や多様な形態での営農支援など、担い手の確保を進めます。また、足柄平野一帯が協力して担い手の確保策や営農支援を行う（仮称）農業支援センターの設置に取り組みます。

2 生産基盤の強化と耕作放棄地の復元

営農意欲の高い地域を中心に、ほ場整備^(※3)や農道・用排水路整備など農作業の効率化に向けた生産基盤の整備を進めます。また、増加傾向にある耕作放棄地の解消に向けては、地元建設業者などの技術を生かしながら復元のための支援を積極的に行い、市全体の農地の生産力の大幅な向上を図ります。

3 恵まれた条件を生かした地産地消の推進

生産者の顔の見える農業・畜産業を推奨するとともに、多様な主体が連携し地産地消や食育^(※4)の取組を進めます。また、安全・安心な農産物の安定供給に向け円滑な市場運営を進めます。

4 多角的な林産振興

地域材の可能性を多角的に評価し、建築材や木工材など多様な分野で活用する需要開発の研究を進め、資源の循環に配慮しつつ、身近な暮らしのなかから木づかい^(※5)を推進します。また、公共施設での木材利用を積極的に進めます。

5 交流・体験による活性化

農地貸借や市民農園の開設支援など都市農業^(※6)の推進を通じて耕作放棄地の解消を進めます。また、グリーン・ツーリズム^(※7)など各地域の農産資源を生かしたさまざまな交流や体験の機会を創出し、地域の活性化を図ります。

※1 地産地消
地域で生産されたものをその地域で消費すること。

※2 認定農業者制度
農業経営基盤強化促進法に基づき、経営者自身が作成する農業経営改善計画（5年後の経営目標）を市町村が認定し、さまざまな支援をする制度。

※3 ほ場整備
生産性の向上と農村環境の整備などを目的に行う農地の区画の変更を中心とした農地基盤の整備。

※4 食育
さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

※5 木づかい
木材を利用した製品を積極的に取り入れ、森づくり、林産振興を活発化していくこと。

※6 都市農業
一般的に、首都圏など都市近郊において、消費地に近い利点を生かして営まれる農業。

※7 グリーン・ツーリズム
農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

19 水産業の振興

目指す姿

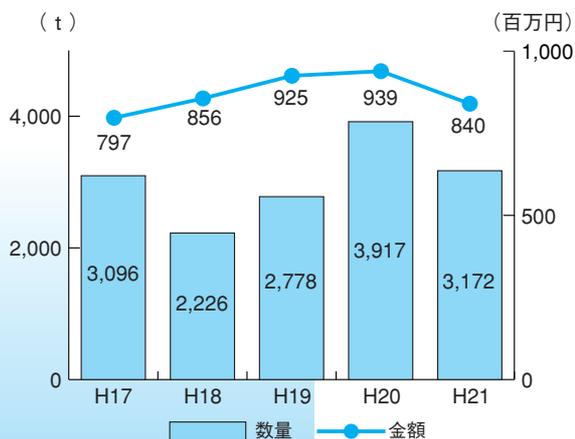
- 漁業者らが育てた好漁場から豊富な水揚げがあり、鮮魚や水産加工品の市場が活況を呈し、おいしい魚を求めて多くの来訪客でにぎわっています。

現況と課題



- ◆本市の漁業は定置網漁が主体であることから、不安定な漁獲や自然災害のリスクもあり、経営が安定していません。水産資源の減少に対しては、稚魚の放流や生育環境の整備を進めており、栽培漁業^(※1)に対する意識は高まっています。
- ◆拠点となる漁港は、防災機能を高める観点からも施設を充実させていく必要があります。
- ◆漁獲高の減少とあいまって就業者の高齢化が進展し、漁業経営を取り巻く環境は年々厳しくなっています。そこで、漁獲物の高付加価値化や水産加工品の販路拡大など、漁業者や水産加工業者と連携した経営安定化に向けた取組が必要です。
- ◆水産市場は、県西地域に水産物を安定供給する中心的な役割を担っていますが、取扱高は横ばい状態が続いています。
- ◆ライフスタイルが変化し魚の消費量が低迷していますが、食の安全・安心志向から、地場産物のニーズは高まってきており、地域の小売店や飲食店との連携も進め、地場水産物の消費拡大を図っていく必要があります。
- ◆小田原の豊かな水産資源や食文化を持続させていくためには、地域特性を生かした交流や体験の機会を関係者が一体となって創出し、活性化を図っていく必要があります。

水揚げ状況の推移



(資料：水産海浜課)

基本方針

- 新鮮な水産物が安定供給できるよう漁場のかん養・育成を進め、水揚げ・流通体制を適正に保つとともに、魚をたくさん食べる食文化の振興や多様な加工産業を支援していきます。

詳細施策

① 漁場のかん養・育成と漁港整備

限りある水産資源の保護と育成を進めるとともに、効率性・持続性の観点から生産基盤としての漁場・漁港の整備を進めます。

② 水産物の高付加価値化と担い手支援

蓄養水面^(※2)、流通加工施設、交流促進施設の整備を通じて漁獲物の高付加価値化や水産加工品の販路拡大を図るとともに、担い手育成も含めた経営体制の強化を図ります。

③ 魚の消費拡大に向けた流通支援

地場鮮魚や加工品の消費拡大に向け、多様な主体が連携し地産地消^(※3)や食育^(※4)の取組を進めます。また、安全・安心な水産物の安定供給に向け円滑な市場運営を進めます。

④ 交流による小田原漁港周辺の活性化支援

市民や都市住民とのふれあいの場として小田原漁港周辺を観光資源として活用するとともに、水産資源を生かしたさまざまな交流や体験の機会を創出し、活性化を図ります。

※1 栽培漁業

稚魚や稚貝を海に放流し、成魚・成貝に成長した時点で漁獲する漁業。

※2 蓄養水面

活魚や高鮮度水産物を安定的に供給できるようにするため、漁港に造った魚介類を一時保管するいけす。

※3 地産地消

地域で生産されたものをその地域で消費すること。

※4 食育

さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

20 歴史資産の保存と活用

目指す姿

- 先人から受け継がれた小田原の歴史資産が、市民の誇りとなるとともに、多くの人を引きつけています。

現況と課題



- ◆小田原城跡本丸・二の丸は、史跡小田原城跡整備の理念と方針や史跡小田原城跡本丸・二の丸整備基本構想に基づいて整備を進めています。また、城郭遺構である八幡山古郭・総構は、八幡山古郭・総構保存管理計画に基づいて適切に保存・管理し、整備、活用を進めています。
- ◆石垣山一夜城の城跡は、保全対策を進めるとともに、早川石丁場群は、国指定史跡に値する遺跡であり、周辺と一体となった整備、活用を進める必要があります。
- ◆国指定史跡を保存し、整備、活用を進めるうえでは、公有地化を図ることも重要です。
- ◆市内270か所を超える埋蔵文化財包蔵地（遺跡）では、開発行為に伴って発掘調査を行っています。調査件数は増加傾向にあり、発掘調査や記録整理の円滑な実施が課題となっています。
- ◆市内には、史跡のほかにも、数多くの歴史的建造物や民俗芸能などの有形・無形の文化財があります。地域に残るさまざまな文化財を適切に保存・活用し、より多くの市民に貴重な地域資源として認識してもらう必要があります。
- ◆郷土文化館、市立図書館などには、郷土文化に関連する貴重な資料が所蔵・展示されています。しかし、施設の老朽化や収蔵条件の悪さから、その適切な保全環境の確保が課題となっています。

指定文化財等の件数

平成23年2月1日現在

区 分		国指定	県指定	市指定	合計	
指定文化財	重要文化財	絵画	1	2	6	9
		彫刻	2	7	3	12
		工芸品		1	6	7
		古文書			23	23
		考古資料		1	3	4
		歴史資料		1	16	17
		建造物		5	10	15
		有形民俗文化財			4	4
	無形民俗文化財	1	2	3	4	
	史跡名勝	史跡	2	1	11	14
天然記念物	天然記念物	1	4	23	28	
合 計		7	24	108	139	
国登録有形文化財					15	
小田原ゆかりの優れた建造物					4	

(資料：文化財課)

基本方針

- 小田原の貴重な地域資源である歴史資産の調査や保存、整備を進めるとともに、市民や来訪者が小田原の歴史を深く理解できるように公開し、活用します。

詳細施策

① 史跡小田原城跡などの整備

小田原城跡本丸・二の丸の整備と、八幡山古郭・総構の保存、整備、活用を進めます。また、早川石丁場群や石垣山一夜城周辺地域の歴史的、文化的景観の整備を進めます。

② 文化財の保存と活用

埋蔵文化財の発掘調査と記録を進めるとともに、有形・無形の文化財などを適切に保存・管理します。また、発掘調査の成果や小田原城跡の整備状況、文化財の公開を進めます。

③ 重要資料展示施設の整備検討

郷土文化に関する貴重な資料を収集、保存、展示している郷土文化館や市立図書館の施設のあり方について、整理統合などを視野に検討を進めます。

④ 歴史都市としてのまちづくりの推進

歴史的風致^(※1)維持向上計画に基づき、歴史上価値の高い建造物や歴史・伝統を反映した人々の活動などの維持、向上を図ります。そして、古代から現代に至るまで幾重にも重なる歴史のうえに形成された歴史都市としてのまちづくりに取り組みます。

※1 歴史的風致

地域固有の歴史や伝統を反映した人々の活動と、歴史的価値の高い建造物や周辺の市街地とが一体となってつくり出す良好な環境。

21 文化・芸術の振興

目指す姿

- 芸術文化に対する意識が高まり、創造性豊かな市民の主体的な活動の裾野が広がっています。
- さまざまな分野で、国内外の地域や人々との交流や連携が活発に行われ、まちに活気を生み出しています。

現況と課題



◆ゆとりや潤いを求める価値観の変化に伴い、文化・芸術に対する関心が高まっており、市民の主体的な芸術文化活動への支援が求められています。そして、そのあるべき姿を示し、実現するための道のりと具体的施策を描くことが必要です。

◆小田原には、長い歴史や優れた活動実績を誇る芸術文化団体が多数存在しています。しかし、芸術文化活動における参加者の高齢化や固定化が進み、新たな担い手や若い世代の参加促進が課題となっており、その裾野を広げるとともに、新たな担い手の育成が必要です。

◆市民の芸術文化活動の場としての市民会館は設備が老朽化し、その機能や利便性も低下してきており、新たな芸術文化活動の拠点施設の整備が必要です。

◆小田原は、中世には関東最大の城下町、近世には東海道屈指の宿場町、近代には政財界人の別荘地として繁栄したことから、人々の暮らしに根ざした伝統文化やなりわい文化^(※1)、城跡、別邸建築^(※2)などの歴史資産、文学資産を数多く有しています。これらの魅力を身近に感じられる環境づくりを進めるとともに、交流を促し、まちに活力を生み出すことが必要です。

◆国内外の姉妹都市^(※3)との交流を通じて他地域の文化を知り、小田原を再認識することで、国際的視野を持ち、郷土に誇りを持った青少年が生まれ、より豊かで活力あるまちづくりに寄与しています。こうしたさまざまな交流は、市民が主体となり、さまざまな分野で活発化することが必要です。

小田原市美術展覧会の実施状況



(資料：生涯学習課)

基本方針

- 小田原の芸術文化創造の拠点を整備します。そして、市民主体による芸術文化活動の裾野を広げるとともに、多様な文化交流を進めます。

詳細施策

① 市民文化創造の支援

文化振興ビジョンを策定し、市民文化活動の強化を図ります。また、市民の主体的な文化活動や交流を支援するとともに、子どもたちへの多様なアプローチを進めるなど、新しい担い手の発掘と育成を図ります。

② 芸術文化創造拠点の整備

市民に愛される芸術文化創造の拠点としての市民ホールを整備し、多様で豊かな芸術文化活動を促進します。

③ 小田原ゆかりの文化の保存と活用

歴史に育まれた小田原ゆかりの文化を守り伝え、北原白秋^(※4)の童謡をはじめとした文学遺産や由緒ある建築物などの資産をしっかりと生かしたまちづくりを進めます。

④ 文化交流の推進

国内外の姉妹都市を中心とした市民レベルの交流を促し、他地域の文化の理解を深めるとともに、さまざまな分野での文化活動の活発化を図ります。さらに、地域や大学などとの世代間交流を図るなど、多彩な交流を進めます。

※1 なりわい文化

かまぼこ、ひもの、漆器、梅干、和菓子、寄木など生活から生まれ、その地域の生業として受け継がれてきた文化。

※2 別邸建築

明治から昭和にかけて建築された政財界の要人たちの別邸。老樗荘（松永安左エ門）、清閑亭（黒田長成）など。

※3 国内外の姉妹都市

国内：昭和55年、栃木県旧今市市との姉妹都市提携が行われた。その後、今市市を含む5市町村が合併した新しい日光市と平成18年、改めて姉妹都市提携が行われた。

国外：昭和56年、アメリカ合衆国カリフォルニア州チュラビスタ市と姉妹都市提携が行われた。

※4 北原白秋

明治から昭和にかけて活躍した文学者、詩人。大正期に小田原に居住し多くの童謡作品を創作した。「赤い鳥小鳥」、「揺籠のうた」、「からたちの花」、「この道」などの作品がある。

22 生涯学習の振興

目指す姿

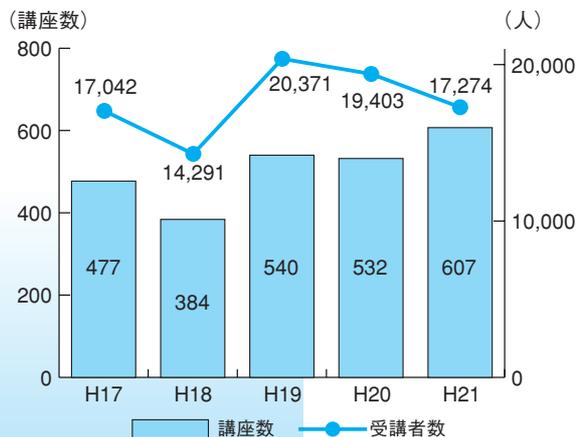
- 郷土に誇りを持つ心豊かで多彩な人材が、さまざまな場で活躍しています。

現況と課題



- ◆価値観が多様化し、精力的な学習活動によって知識や技術、交流の範囲を広げる人が増えています。一方では、新たに学習に取り組む意欲が低い人や具体的な学習の目標や方法を見出せない人もいます。そこで、市民が多様な選択をしながら人生を設計していくことができるよう、さまざまな学習や学び直しの機会を提供することが必要です。
- ◆市民と行政がそれぞれの役割を担い、社会的な課題や市民ニーズに対応した学習機会や場を提供するとともに、市民の学習活動に必要な情報を的確に提供することが必要です。
- ◆地域主権の実現に向け、主体性を持ってまちづくりに取り組む人材が求められています。そこで、小田原の自然、歴史・文化や二宮尊徳など多くの地域資産を学ぶことで、郷土に対する誇りや愛着を育て、まちづくりへの参画意欲を醸成していくことが必要です。
- ◆近年、電子書籍が登場し、紙媒体の書籍離れが進む可能性があります。そうした流れのなかでの図書館の役割や機能について、新たな価値を見出していく必要があります。
- ◆学習の成果がさまざまな形で広く認められることにより、学習者の意欲が高まり、より高度で継続した学習活動につながります。こうした循環を地域社会への貢献につなげる取組が求められています。

生涯学習講座の実施状況



生涯学習講座数・受講者数は、おだわらシルバークラス大学講座、生涯学習センター講座、きらめき出前講座、きらめき☆おだわら塾講座の合計

(資料：生涯学習課)

基本方針

- 市民による主体的な生涯学習活動を基本に、市民の生涯を通じた学ぶ意欲を支え、多様な学習の機会を提供します。また、学んだ成果を適切に生かすことができる環境を整えます。

詳細施策

① 多様な学習の機会と情報の提供

市民、行政、教育機関などとの連携により、社会的な課題や市民ニーズに対応した多様な学習の場や機会、情報などを提供するとともに、市民の主体的な生涯学習の運営を促します。また、これからの時代に求められる図書館の役割や機能について検討します。

② 郷土についての学びの推進

二宮尊徳をはじめとする先人など恵まれた地域資源を活用し、郷土について知り、学ぶ機会を提供し、小田原ならではの学習を進めます。

③ 学んだ成果を生かす環境づくり

学習活動の成果を発表する場や、学習の記録を認定する仕組みをつくるなど、より質の高い継続した活動へとつなげるための環境をつくり、まちづくりに意欲を持って取り組む人材を育成します。

23 生涯スポーツの振興

目指す姿

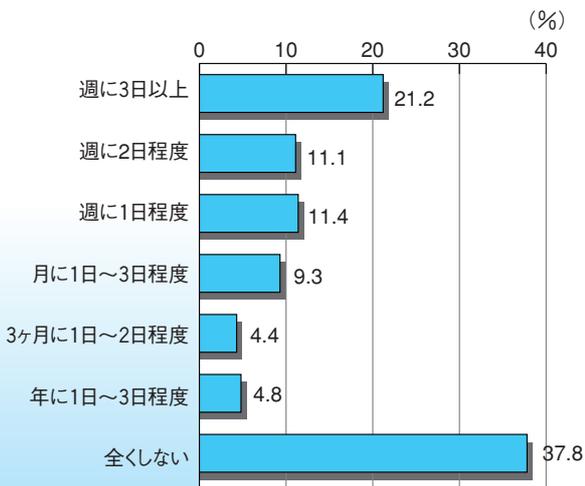
- 子どもから高齢者まで多くの市民が、健康維持、趣味や生きがいがづくりなど、それぞれの目的を持って日常的にスポーツに親しんでいます。

現況と課題



- ◆本市のスポーツ活動に関する調査によると、30分以上の運動を週1回以上行った人が43.7%、運動をまったくしない人が37.8%となっています。今後は、スポーツをする人の割合の向上はもとより、健康維持の観点からも、まったくしない人の割合を減らすよう、スポーツ活動のきっかけづくりが必要です。
- ◆ウォーキングなどの身近で気軽に楽しめるスポーツ志向が高まっています。また、スポーツ観戦を楽しむことやスポーツイベントの運営サポートで充実感を味わうこともスポーツへの参加として捉える動きも見られ、スポーツへの関わり方にも広がりが見られています。
- ◆子どもたちのスポーツ活動の機会が減少し、子どもの体力向上が全国的にも大きな課題になっています。そのため、子どもたちがスポーツ活動を気軽に、そして継続的に行うことができる仕組みづくりが求められています。
- ◆小田原アリーナや酒匂川スポーツ広場などの各種スポーツ施設では、多様化するニーズへの対応やスポーツ観の変化を踏まえた運営が必要です。

運動を1日30分以上行っている頻度
(小田原市スポーツアンケート結果 平成20年2月)



(資料：スポーツ課)

基本方針

- 誰もがスポーツに関心や興味を持ち、スポーツに親しむ機会やきっかけをつくとともに、市民のスポーツ活動を支えるための仕組みや環境を整えます。

詳細施策

① スポーツに親しむ機会の充実

スポーツを始めるきっかけづくりとなるニュースポーツ^(※1)やウォーキングの普及、スポーツ教室の開催など、子どもから高齢者まで、誰もが、どこでも、いつまでもスポーツに親しめる機会を提供します。

② 地域でのスポーツ活動の支援

誰もが身近な地域でスポーツに親しめるよう、関係団体が連携した取組を促進するなど、地域で取り組むスポーツ活動を支援します。

③ スポーツ活動を支える環境づくり

効果的な情報提供やスポーツ施設の整備、利用者サービスの向上、効率的な管理運営に向けた体制の強化を図るなど、市民の主体的なスポーツ活動を支える環境づくりを進めます。また、老朽化の進行や利用状況などを踏まえ、スポーツ施設のあり方を検討します。

※1 ニュースポーツ
子どもから高齢者まで誰でも気軽に親しむことができるスポーツ。インディアカ、ペタンク、グラウンドゴルフ、スポーツ吹矢など。

3 豊かな生活基盤のある小田原

「赤い鳥小鳥」北原白秋

赤い鳥、小鳥、
なぜなぜ赤い。
赤い実をたべた。

白い鳥、小鳥、
なぜなぜ白い。
白い実をたべた。

青い鳥、小鳥、
なぜなぜ青い。
青い実をたべた。

24 環境再生・保全活動の推進

目指す姿

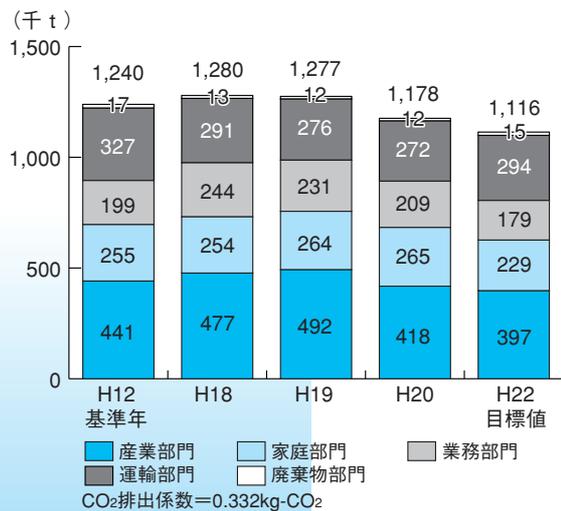
- 地域ぐるみの環境再生・保全活動が活発になり、市民一人ひとりが環境に配慮した行動を実践しています。

現況と課題



- ◆小田原は山、里、川、海など豊かな自然に恵まれていますが、ライフスタイルの変化などにより徐々に荒廃し、かつては豊かだった身近な自然環境も、開発や都市化の波にさらされ、失われつつあります。
- ◆身近にある豊かな自然環境は、地域の人々に潤いを与えるだけでなく、そこで暮らす人々の生存を支える財産として改めて価値が見直されつつあり、その再生や保全、活用が求められる時代となっています。
- ◆近年、地球温暖化はその深刻さについての認識が増し、関心も高まっています。市民一人ひとりが身近な問題として考え行動していくためには、市民、事業者、行政が一体となった取組を進めていくことが必要です。

部門別二酸化炭素排出量の推移



(資料：小田原市地球温暖化対策地域推進計画)

基本方針

- 身近な自然環境を次世代に引き継ぐため、市民の主体的な環境再生・保全活動を促し、持続可能な環境共生（循環・低炭素・自然共生）型の地域づくりを進めます。

詳細施策

① エコシティとしての地域ブランドの確立

空気や水を守る森づくり、環境に配慮した農業の推進、生ごみ堆肥化、クリーンエネルギー^(※1)の推進など、自然環境との共生型社会につながるあらゆる取組が行われるエコシティとして、積極的かつ広範な情報発信と行動提案を行い、環境先進都市・小田原の地域ブランドを高めます。

② 地域の環境再生・保全活動の推進

市民活動としての積極的な環境再生・保全活動を地域ぐるみの身近な取組へと発展させます。そして、私たちの日常生活にとって大切な存在である里山^(※2)や鎮守の森^(※3)、農地、水路、水辺など、身近な自然環境の豊かさと美しさを地域住民自身が守る環境共生型の地域づくりの確立に向けた取組を進めます。

③ 環境学習・環境配慮行動の推進

家庭や地域、学校などさまざまな場において身近な自然とのふれあいや環境学習を進め、市民一人ひとりの意識を高め、環境に配慮した行動の実践を促します。また、日常生活や経済活動のなかで取組が可能な環境配慮型の行動について、小田原独自の環境認証基準を設け、地域ぐるみの行動を進めます。

④ 地球環境問題への取組の推進

自然環境を生かしたクリーンエネルギーの導入や資源の地域内循環の構築など、地球温暖化防止に向けた取組を地域ぐるみで進めます。

※1 クリーンエネルギー
廃棄物によって、環境を汚染することのない太陽光、地熱、風力、水力などのエネルギー。

※2 里山
地域住民の手によって維持管理されてきた田畑や山林。

※3 鎮守の森
一定の地域や建造物を守護する鎮守神を祭った神社の境内にある森。

25 廃棄物の減量化・資源化の推進

目指す姿

- 環境負荷の少ないライフスタイルが定着し、家庭や事業所から排出されるごみが少なくなっています。

現況と課題



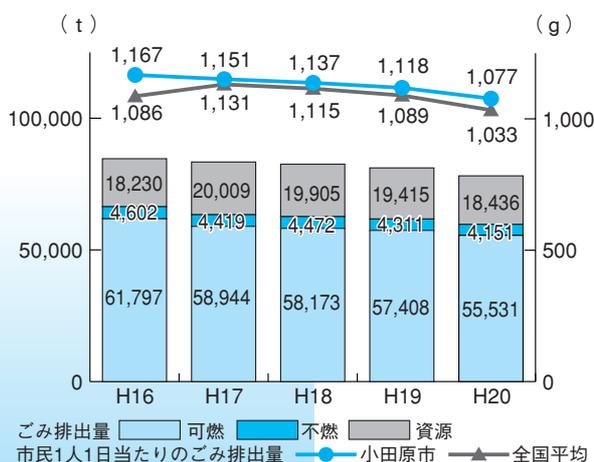
◆物質的な豊かさや、快適性、利便性を求めてきた結果、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会が形成されてきましたが、一方で、こうした時代の流れは環境に大きな負荷を与えています。このような状況から脱するため、廃棄物の発生抑制とその循環的利用を図る持続可能な資源循環型社会^(※1)の構築が差し迫った課題となっています。

◆本市では、平成9年にごみの分別改革を行い、ごみ排出量を大幅に減らすとともに、全国でも高い水準の資源化率を達成しました。その後、平成17年にその他紙などの分別収集を実施し、減量化を図りました。現在は、少しずつ減少していますが、1人1日当たりのごみ排出量は、全国平均よりも多い状況です。

◆ごみの問題は、市民一人ひとりが自分の問題と捉え、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）、ごみとなるものを断る（リフューズ）、修理して使う（リペア）の5R^(※2)を基本として減量化、資源化を進めていくことが必要です。また、減量化、資源化の意識啓発を図るとともに、ごみの適正処理を進めることが必要です。

◆焼却施設をはじめ、リサイクルセンターなどの一般廃棄物処理施設の適正処理機能を維持していくためには、計画的な修繕と早期の施設整備が必要です。また、広域化による環境負荷の低減や効率性を十分検証したうえで、適正な処理体制と施設整備の検討を進めていくことが必要です。

ごみ排出量の推移



(資料：環境政策課)

まちづくりの目標

豊かな生活基盤のある小田原

基本方針

- 市民、事業者、行政がそれぞれの役割を認識し、日常生活や経済活動において廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用などに努め、環境負荷の少ない持続可能な資源循環型社会づくりを進めます。

詳細施策

① ごみの減量化の推進

5Rを基本とした経済活動やライフスタイルへの転換を啓発するなど、発生抑制や再使用に重点を置いたごみの減量化を進めます。また、事業ごみについては、排出基準や制度の見直し、ごみの有料化を検討します。

② 資源化の推進

更なるごみの分別の徹底を図るとともに、生ごみの堆肥化による地域内循環や焼却灰の資源化などを進め、資源化率の向上に努めます。また、公共建設発生土を有効活用することで再資源化を図ります。

③ ごみの適正処理

委託化など民間活力の活用を進め、収集・運搬・処分体制の効率化を図るとともに、廃棄物処理施設の適正な管理・運営を行います。また、資源化や分別の徹底に向けては小さな地域単位での分別収集及び資源化作業を基本とし、焼却や最終処分など効率化が求められる部分については広域化も視野に施設整備や手法を検討します。

※1 資源循環型社会

環境への負荷を減らすため、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、それを有効に使うことによって、廃棄されるものを最小限におさえる社会。

※2 5R

リデュース (Reduce) リユース (Reuse) リサイクル (Recycle) の3Rに、リフューズ (Refuse) リペア (Repair) を加えたもの。

26 良好な生活環境の保全と形成

目指す姿

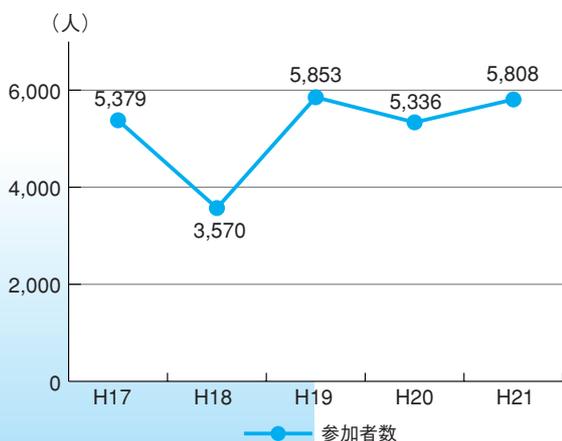
- まちには花と緑があふれ、いつもきれいで住みよい状態に保たれています。
- 暮らしの衛生が守られ、市民は快適に生活しています。

現況と課題



- ◆ポイ捨て、落書き、ペットの糞の始末、歩行喫煙、深夜花火などが迷惑行為として社会問題化しており、その対応として、平成21年に小田原市きれいなまちと良好な生活環境をつくる条例を施行しました。
- ◆良好な生活環境に恵まれたまちをつくるためには、市民一人ひとりの美化意識を高揚させるとともに、市民、事業者、行政がよりいっそうパートナーシップを強めて美化活動を進めていくことが必要です。
- ◆現在の斎場は老朽化が著しく、高齢化の進行に伴う大幅な利用増が見込まれます。そのため、既存施設の改修や、新たな施設整備が必要です。
- ◆都市化の進展に伴い、市街地の緑が減少し、自然を感じられる身近な場所が少なくなっています。緑に囲まれた歩道や公園などの潤いや安らぎを感じることのできる空間の創出が求められています。

クリーンさかわ参加者数の推移



(資料：地域政策課)

まちづくりの目標

豊かな生活基盤のある小田原

基本方針

- 市民、事業者、行政とのパートナーシップにより、まちの美化や公園の維持管理を進めるとともに、良好な生活環境を保持するための取組を進めます。

詳細施策

① 協働^(※1)による美化の推進

市民の環境美化意識を更に高め、市民、事業者、行政が連携して、不法投棄、ポイ捨て、落書きなどのないきれいなまちづくりを進めます。

② 良好な衛生環境の保持

し尿処理、害虫駆除など公衆衛生環境の保持に努めます。また、ペットの飼い主のマナー向上を中心に、人とペットとの共生に向けた取組を進めます。

③ 斎場の整備

施設利用の増加や利用者ニーズに適切に対応するため、新たな斎場の整備を広域的に進めます。

④ 身近な緑と公園の整備

沿道緑化やオープンガーデン^(※2)などの市民の主体的な緑化の取組を支援します。また、身近な公園や緑地を拡充し、その整備・維持管理については、地域住民と行政が一体となった取組を進めます。

※1 協働
相互の立場を尊重し、役割及び責任を分任し、力を存分に出しあい、協力しあうこと。

※2 オープンガーデン
個人の庭を（一定期間）一般公開すること。

27 自然環境の保全と再生

目指す姿

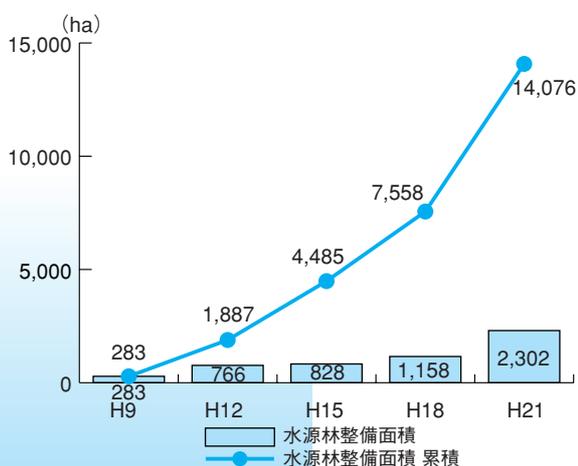
- 小田原の豊かな自然環境のなかで、あらゆるいのちが健やかに生き、人々は生存の基盤が守られ、お金に換えられない豊かさを享受しています。

現況と課題



- ◆郷土の先人たちが酒匂川治水を完成させて現在の豊かで安全な暮らしの礎を築いてくれました。そして私たちは、50年後、100年後を視野に、この地で暮らすであろう私たちの子孫に対し、豊かな自然の恵みを今よりもより豊かに残せるよう、最大限の努力を重ねる義務があります。
- ◆竹材利用などの減少により放置竹林が増加するとともに、森林の荒廃化が進み、水源としてのかん養機能や二酸化炭素吸収源としての機能保持が課題となっています。また、ライフスタイルの変化や後継者不足から、四季折々の風景や多様な生物、生活文化の伝承の場であった里山^(※1)が失われつつあります。
- ◆暮らしや産業活動に欠かせない水資源を供給する酒匂川を維持していくためには、水源の森を含め上流域から下流域までが一体となった保全活動に取り組むことが必要です。また、本市の海岸のうち約8割を占める砂浜海岸は侵食が進んでおり、この再生を通じて憩いの場の創出や海岸後背地の安全性を確保していくことが必要です。
- ◆豊かな生態系を維持していくためには、希少な動植物の生息地や水、大気、地下水、土壌などへの影響を的確に把握し、継続的に対策を講じていくことが必要です。また、治水対策による護岸工事などは、生物多様性^(※2)を保全する工法を取り入れるなど、環境の保全と開発の調和を図る取組が必要です。
- ◆豊かな生物多様性を持つ森林などの自然環境づくりは、それを求めて訪れる交流人口の拡大と、そこでの活動や生産物を通じた経済活動の発展へとつながり、地域振興に帰結します。

水源の森林づくりの進捗状況（神奈川県）



(資料：神奈川県自然環境保全センター)

まちづくりの目標

豊かな生活基盤のある小田原

基本方針

- 山、里、川、海など暮らしを支える豊かな自然環境や、そのつながりのなかで多様な生物が営む地域全体の生態系を守り、再生していきます。

詳細施策

① 森林の再生

植林や交流体験など森にふれあう機会を積極的に取り入れ、枝打ちや間伐を支援します。また、スギ、ヒノキといった針葉樹主体の森に比べ、水源かん養機能^(※3)が高く、多様な生物を育むことのできる落葉広葉樹を主体とした森林の再生を促します。さらに、豊かな海づくりに向けた森林づくりを進めます。

② 里山の再生と整備

市民が身近に親しめる自然空間として、また、さまざまな活動や学習のフィールドとしての里山の再生に向け、地域と連携した取組を進めます。

③ 水辺環境の整備促進

治水や水質の安全性を保ちつつ、水辺に親しめる多自然川づくりや、市民の憩いの場としての砂浜海岸の再生事業を促します。また、酒匂川から取水する京浜地区や県央地区の住民と交流を深め、水源林整備や河川環境保全などへの活動を協力して進めます。

④ 生態系の維持保全

希少な動植物を守り育てる活動や、水、大気、地下水、土壌など環境保全の取組を市民、事業者、行政が一体となって進めます。また、野猿などの鳥獣被害防止対策を進めます。

※1 里山
地域住民の手によって維持管理されてきた田畑や山林。

※2 生物多様性
生物種の多さとそれらによって成り立っている生態系。さらに、生物の遺伝子の多様さまでを含めた生命の豊かさを包括的に表す広い概念。

※3 水源かん養機能
森林に降った雨水を土壌で貯留し、ゆっくりと流れ出すことにより、河川の流量を安定させ、水質を浄化する機能。

28 快適で魅力ある生活空間づくり

目指す姿

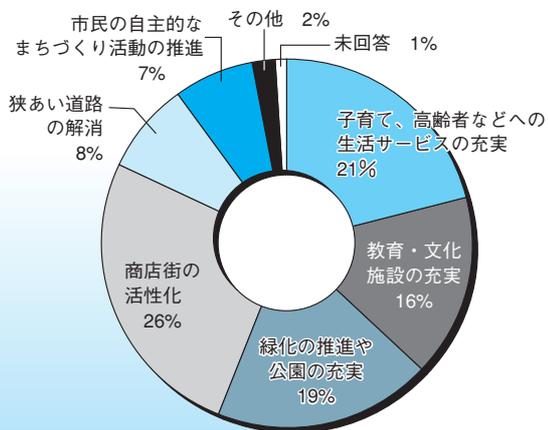
- 市民が快適に暮らし、まちに愛着を持って住み続けたいと思っています。

現況と課題



- ◆人口減少や少子高齢化の動向を的確に捉え、都市機能の集約化を図り、量的充足から質的充足に重点を置いたまちづくりに移行していく必要があります。
- ◆本市では、景観計画や屋外広告物の取組を進め、小田原城周辺の景観形成を図ってきました。今後は、自主的な景観形成活動の支援を拡充し、景観意識の向上を図っていく必要があります。また、価値ある景観資源の保全と活用を図り、次世代に継承していく必要があります。
- ◆小田原駅・小田原城周辺は、歴史と文化を宿すかつての城下町の構造を色濃く残し、一方では、広域ターミナルとしての小田原駅とその周辺に発展してきた中心市街地の特性を有しています。そうした特性を踏まえ、回遊性や利便性に十分配慮した空間づくりにより、小田原の可能性が最大限に発揮されるまちづくりを進めることが求められています。
- ◆本市は、県内でも恵まれた住環境を形成していますが、暮らしの質を高めていくうえでは、生活空間のバリアフリー化の推進や、その快適性の向上が重要になります。また、今後の人口減少社会を見据えた定住促進を図るためには、住宅単体のみならず住環境全般を捉えていく必要があります。

小田原の街なかに望むものは？
(街なか居住に関するアンケート結果 平成17年9月)



(資料：市街地整備課)

まちづくりの目標

豊かな生活基盤のある小田原

基本方針

- 市民ニーズや人口減少、少子高齢化の動向を的確に捉え、快適で魅力ある生活空間づくりを進めます。

詳細施策

① 計画的な土地利用の推進

人口減少、超高齢社会^(※1)を踏まえ、都市づくりの課題に応じた規制や誘導による計画的な土地利用の推進を図ります。また、地域住民が中心となって進める地区のルールづくりを支援し、地域特性を生かしたきめ細かなまちづくりを進めます。

② 景観形成の促進

暮らしの潤いとなる身近な景観形成や地域の自主的な景観形成活動を支援します。また、歴史まちづくり法^(※2)の活用などにより、地域の資産である歴史的建造物を次世代に継承するための体制や周辺環境を整えます。さらに、景観への配慮の視点から、小田原城周辺の建築物の高さなどについて更なる検討を進めます。

③ 小田原駅・小田原城周辺のまちづくり

小田原駅周辺の都市空間と小田原城周辺の自然に囲まれた歴史的空間が近接している魅力を最大限に生かし、回遊を生み出す場としての空間づくりを進めます。また、歩いて楽しくなる都市廊^(※3)などの検討を進めるとともに、小田原駅周辺への居住を促進し、生活者によるにぎわいで街なかの活性化を図ります。

④ 快適に暮らせる住環境の形成

公共空間や建築物のバリアフリー化など快適な住環境の形成を進めます。また、小田原ならではの恵まれた地域特性を生かした住まい方の提案など、定住の促進を図ります。

※1 超高齢社会

一般的に高齢化率が7%を超えると「高齢化社会」、14%を超えると「高齢社会」、21%を超えると「超高齢社会」とされる。

※2 歴史まちづくり法

歴史や伝統を反映した活動と、歴史的な建造物やまちなみが一体となって織りなす風情や情緒を生かしたまちづくりを支援する法律。平成20年施行。正式名：地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律

※3 都市廊

街路に面する屋根つき歩廊、あるいは、上部に中層建物がある歩廊。

29 安全で円滑な地域交通の充実

目指す姿

○ 計画的な道路整備と維持管理により、安全で円滑な道路交通が確保され、公共交通により誰もが便利に移動しています。

現況と課題

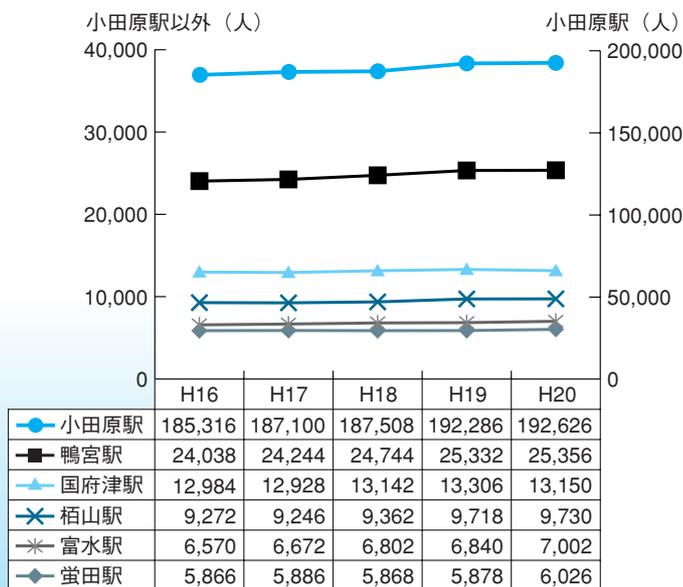


◆超高齢社会^(※1)の到来により、高齢者などの移動手段を確保していくことがいっそう必要になります。しかし、バス交通については利用者の減少からサービスが低下していくことが懸念されます。公共交通については、市民一人ひとりがその価値を再認識し、18の鉄道駅がある本市の強みを生かし、地域ぐるみで支えていく必要があります。

◆著しい交通渋滞箇所は減少しつつありますが、依然として通勤時間帯や大型商業施設周辺で渋滞が見られます。経済的、環境的側面から道路ネットワークを形成していくことが必要であり、同時に自動車交通需要の適正化に取り組む必要があります。

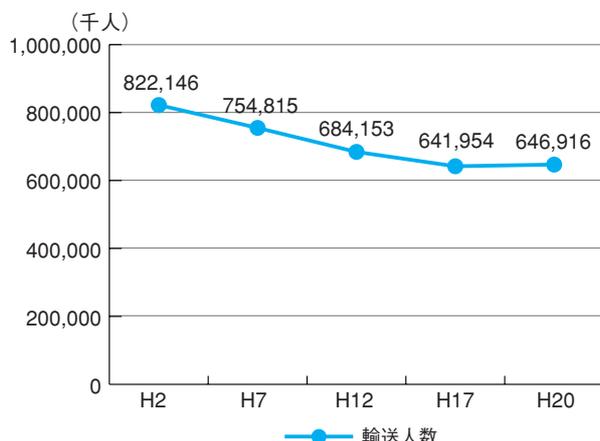
◆住宅地には救急車や消防車の進入が困難な狭い道路が存在しています。また、道路の維持管理については、行政のみの取組には限界があることから、市民の協力を得ながら地域における身近な道路の管理体制を確立していく必要があります。

市内各駅の1日平均乗降客数の推移
(1日平均乗降客数5,000人以上の駅)



(資料：神奈川県交通関係資料集)

乗合バス年間輸送人数（神奈川県）の推移



(資料：国土交通省関東運輸局)

まちづくりの目標

豊かな生活基盤のある小田原

基本方針

- 公共交通、自動車、自転車、徒歩それぞれの交通手段がバランスよく連携し、誰もが移動しやすい交通体系を構築していきます。

詳細施策

① 誰もが移動しやすい交通環境づくり

地域の交通事情を踏まえ、公共交通や自転車、歩行者を優先した交通環境づくりを進めます。また、関係機関と連携し、鉄道駅や駐車・駐輪場の改善、交通ネットワークの充実を図ります。そして、小田原駅周辺は、自動車交通や駐車場のあり方、レンタサイクルなどの回遊性を高める移動手段など、来訪者の利便性を高める交通対策を検討します。

② 円滑な道路交通の確保

渋滞や混雑の解消に向け、幹線道路の整備や交差点改良を進めるとともに、国や県と連携し地域間の交流や連携を支える広域的な道路網の整備促進を図ります。

③ 安全な生活道路の整備と維持管理

狭い道路の拡幅や老朽化が進む橋りょう、道路施設の計画的な修繕など、安全な生活道路の整備を進めるとともに、地域住民と一体となった道路維持管理体制の強化を図ります。

※1 超高齢社会

一般的に高齢化率が7%を超えると「高齢化社会」、14%を超えると「高齢社会」、21%を超えると「超高齢社会」とされる。

30 安定した水供給と適正な下水処理

目指す姿

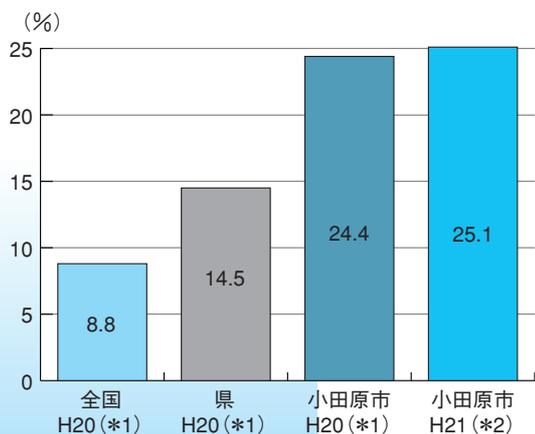
- 海や河川は水質のきれいな状態が保たれており、いつでもおいしい水が飲めます。

現況と課題



- ◆本市の水道事業は、酒匂川表流水や地下水を水源とし、橘地区を除く市域に給水しています。施設の多くが老朽化しており、施設の計画的な更新、地震災害などに強い施設づくりや出水不良対策^(※1)などが必要です。
- ◆本市の下水道は、市が運営する寿町終末処理場（旧西部処理区）と、県が運営する酒匂川流域下水道の酒匂川右岸・左岸処理区で処理しています。旧西部処理区は今後、酒匂川流域下水道事業へ編入する計画となっていますが、費用対効果を踏まえた統合時期の検討が必要です。
- ◆下水道事業の人口普及率^(※2)は県内でも低いことから、今後も計画的かつ効率的な下水道整備を進めることが必要です。また、浸水対策や老朽管の長寿命化が課題となっています。
- ◆最近では、節水意識の高まりや企業におけるコスト削減などの影響から使用水量が減り、料金収入が減少傾向にあります。そのため、よりいっそうの事業の効率化を進めるとともに、健全な財政運営を行っていくことが必要です。

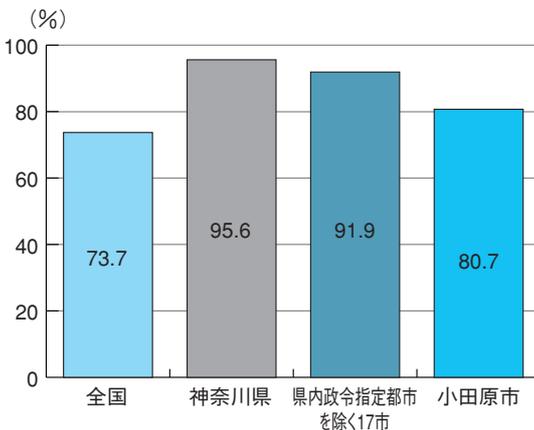
水道管路の耐震化率の比較



*1：平成20年度 水道統計より

*2：「水道事業ガイドライン」に基づく業務指標算出結果より

下水道人口普及率（平成21年）の比較



(資料：下水道総務課)

基本方針

- 安全・安心な水道水を安定供給するため、水道施設の計画的な維持更新を進めます。また、美しい川や海を守り、快適な生活環境を保持するため、下水道の計画的な整備を進めます。

詳細施策

1 安全で安心な水道水の安定供給

施設の維持更新、管路の耐震化、出水不良対策を計画的に進め、安全で安心な水道水を安定供給します。

2 計画的で効率的な下水道の整備

人口減少などの動向を考慮し、合併処理浄化槽^(※3)との経済性比較や地域特性を踏まえ、計画的かつ効率的に下水道の整備を進めるとともに、老朽化した施設や管きよの適切な維持管理を行います。また、旧西部処理区の酒匂川流域下水道への編入について検討します。

3 災害対策の推進

集中豪雨による浸水被害を未然に防ぐため、水路（雨水きよ）の整備を進めます。また、災害や老朽破損事故などによるライフライン^(※4)への被害に迅速に対応できるよう、上下水道の応急復旧体制の強化を図ります。

4 経営効率の向上

民間委託などにより業務の効率化や経費削減を図るとともに、適正な料金の設定に努めます。また、下水道事業の必要性を周知し、水洗化率の向上に努めます。

※1 出水不良対策

鉄錆による赤水が発生している地区や水の出が悪い地区の配水管の改良を行うこと。

※2 人口普及率

公共下水道人口普及率(%)
= 下水道が使用できる区域内人口 ÷ 小田原市の人口 × 100

※3 合併処理浄化槽

し尿や台所排水など生活に伴い発生する汚水を処理し、下水処理場以外に放流するための設備。

※4 ライフライン

都市生活の維持に必要な不可欠な、電気・ガス・上下水道・通信・輸送などの設備。

「からたちの花」 北原白秋

からたちの花が咲いたよ。
白い白い花が咲いたよ。

からたちのとげはいたいよ。
青い青い針のとげだよ。

からたちは畑（はた）の垣根よ。
いつもいつもとおる道だよ。

からたちも秋はみのるよ。
まるいまるい金のたまだよ。

からたちのそばで泣いたよ。
みんなみんなやさしかったよ。

からたちの花が咲いたよ。
白い白い花が咲いたよ。

4 市民が主役の小田原

31 協働による地域経営

目指す姿

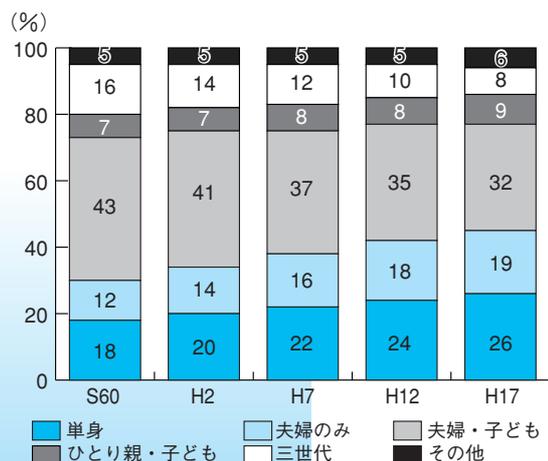
- 地域において生じた課題を地域住民が協力しあって自主的に対応し解決しています。
- 市民と行政とが対等の立場でそれぞれの役割と責任に応じ、連携してまちづくり活動を展開しています。

現況と課題



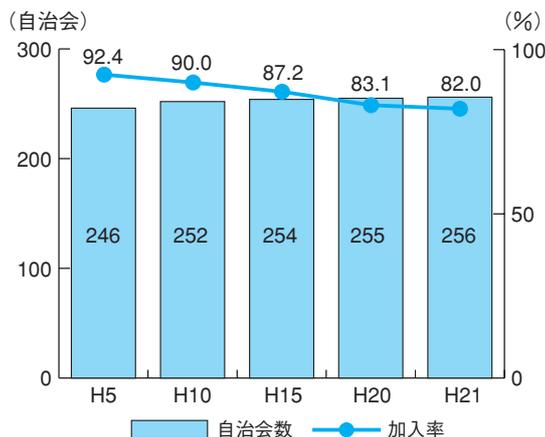
- ◆本市では、多くの事業や政策づくりに多様な市民参加の手法を取り入れてきました。今後も、市政運営における市民参画を進めるとともに、さまざまな主体が協働^(※1)してまちづくりを進めるための取組が求められています。
- ◆少子高齢化や小世帯化、人と人とのつながりの希薄化により地域で支えあう力が低下していることから、多くの市民がまちづくりの担い手として参画し、課題を自ら解決していく取組を進めることが必要です。
- ◆地域では、福祉、防災、防犯、環境美化、青少年育成など、さまざまな分野で活動を行っていますが、それぞれの地域の実情に応じた体制を整備し、より身近な問題にきめ細かく対応していくことが求められています。また、これらの仕組みづくりにおいては、地域活動や市民活動団体などが相互に連携し、新たな担い手を育成していくことが重要です。
- ◆地域における活動拠点については、まちづくりをめぐる環境の変化などを踏まえ、地域センター^(※2)や地区公民館に加え、学校やその他の公共施設などを活用し、整備を進めることが必要です。

世帯構成割合の推移



(資料：国勢調査)

自治会数と加入率の推移



(資料：地域政策課)

基本方針

- 政策立案段階からの市民参画を定着させるとともに、地域の課題を地域で解決する仕組みづくりを進めます。

詳細施策

① 市民参画の仕組みの拡充

市民と市職員が対等な形で建設的に議論できる場づくりや、情報共有を進めることで、政策立案段階からの市民参画を定着させます。

② 地域資源を生かした協働の推進

実践の場で活躍している団体を中心に、市民力による自由な発想と活力を導入し、多様な主体が連携して人材、歴史、自然などの地域資源の特長と潜在力を引き出すことで、小田原の新たな価値を見出していきます。

③ 地域コミュニティの強化

地域における主体的なまちづくりや課題解決に向けた取組が地区自治会連合会の区域において円滑に進められるよう、地域内のさまざまな活動間の連携を促進するとともに、担い手の育成を支援します。あわせて、地域の情報を共有し、地域との協働を進めるため、市職員の地域への対応体制や行政内部での連携体制を強化します。また、地域活動の拠点の確保に努めます。

④ 地域別計画の促進

地区自治会連合会の区域ごとに作成された地域別計画を促進するとともに、個性豊かな魅力ある地域づくりへの取組を支援します。

※1 協働

相互の立場を尊重し、役割及び責任を分任し、力を存分に出しあい、協力しあうこと。

※2 地域センター

地域づくり活動、文化・生涯学習活動の場となる比較的大規模な施設。川東タウンセンターマロニエ、城北タウンセンターいずみ、橘タウンセンターこゆるぎの3箇所。

32 市民活動の促進

目指す姿

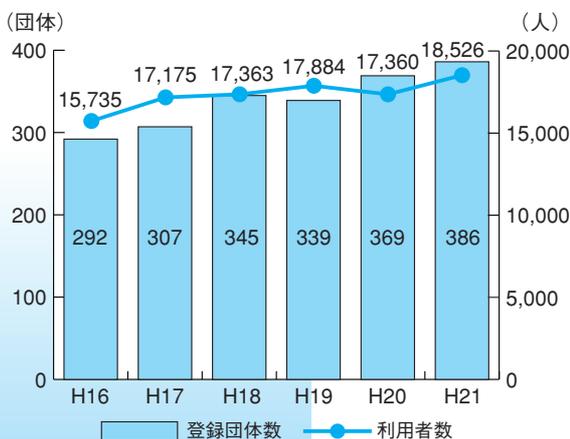
- さまざまなテーマで活動する市民活動団体が連携しながら発展し、新しい公共の担い手として活躍しています。

現況と課題



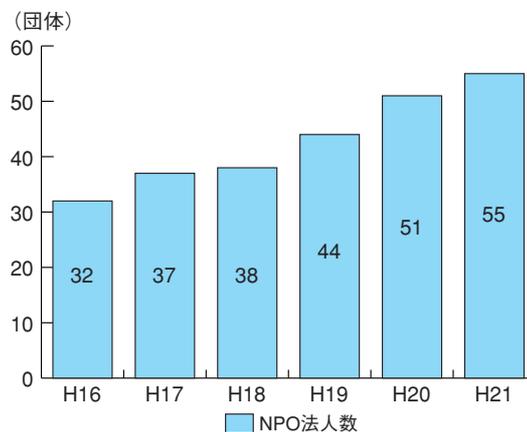
- ◆本市には、市民活動団体が多数存在しており、これまで、多くのまちづくり活動を支えてきました。
- ◆多様な公共的機能をさまざまな主体の連携によって担っていく新しい公共の確かな立ち上げに向け、市民活動団体間のネットワーク形成や情報共有など、市民活動に対する支援や育成の強化が必要となっています。
- ◆新しい公共を展開していくためには、自治会などに代表される地域活動と、さまざまなテーマにおける市民活動との連携が求められています。
- ◆より豊かなまちづくりの実現や、市民ニーズに合った公共サービスを提供していくためには、市民の力の積極的活用と、市民活動団体と行政との協働^(※1)が欠かせないものとなっています。

市民活動サポートセンター登録団体数と利用者数の推移



(資料：地域政策課)

NPO法人数（市内）の推移



(資料：地域政策課)

基本方針

- さまざまな分野における市民活動の活性化と市民活動団体間の新たなネットワークの形成を支援します。また、市民力をまちづくりに生かす市民と行政との協働を推進します。

詳細施策

① 市民活動の支援

市民活動への助成や情報提供などにより、市民活動を支援します。あわせて、市民活動サポートセンター^(※2)を中心とした団体間の新たなネットワークの形成を促進します。

② 市民活動拠点の充実

市民活動の拠点となる市民活動サポートセンターの拡充や機能強化を図ります。

③ 提案型協働事業の実施

市民生活における課題の解決に向け、さまざまな分野で活動する市民活動団体から、その特性を生かした事業の提案を受け、行政と適切な役割分担をすることによって、協働のまちづくり事業を進める仕組みを整えます。

※1 協働

相互の立場を尊重し、役割及び責任を分任し、力を存分に出しあい、協力しあうこと。

※2 市民活動サポートセンター

市民活動団体などのための会議室・作業スペース・印刷機・ロッカーなどを備え、市民活動に関する情報提供や相談などを行う支援施設。

33 情報共有の推進

目指す姿

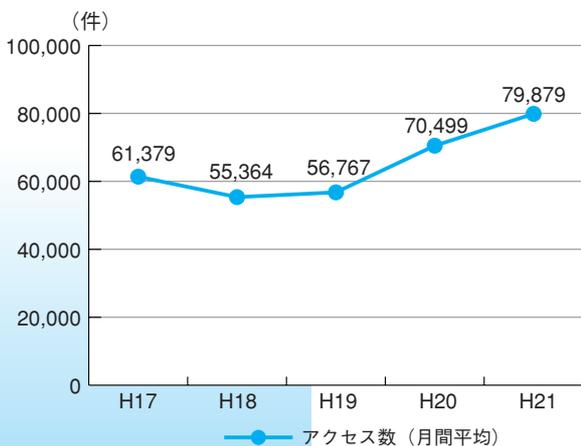
- 小田原で行われていることや小田原の魅力が、市内外の人に分かりやすく伝わっています。
- 市内外で多様なコミュニケーションや交流が生まれるとともに、多くの市民が小田原市民としての誇りを持ちながら、まちづくりに関わっています。

現況と課題



- ◆地域主権の実現に向け、市民と行政が共に小田原のまちづくりを考えていく必要があります。また、市政に関わりたいという市民の意識も高まっています。
- ◆さまざまな活動や暮らしのなかで、ICT（情報通信技術）がコミュニケーションの手段として幅広く活用されています。
- ◆市民と行政、市民と市民とのコミュニケーションの基礎となる情報を的確に発信するとともに、市民が容易に入手し活用できる環境を整え、さまざまな情報を共有することが必要です。
- ◆行政が発信・提供した情報を、市民がきちんと把握でき、意見や考え方を述べ、伝えることができる仕組みが必要です。また、今まで市政に関わったことのない多数の市民の意見や考え方を聴くことも重要です。
- ◆市民が小田原に誇りや愛着を持って住み続けるとともに、小田原を舞台にさまざまな交流を生み出すためには、小田原の地域資源に磨きをかけ、その魅力を市内外に積極的に発信し、次世代に残す仕組みをつくる必要があります。

市ホームページへのアクセス数（トップページ）の推移



（資料：広報広聴課）

基本方針

- 小田原のまちづくりに関するさまざまな情報や小田原の魅力を、市内外に分かりやすく多様な手段で発信します。また、市民が必要とする行政情報が容易に入手できる環境や、幅広い市民の声が行政に届く仕組みを整えます。

詳細施策

① 情報の発信と提供

広報紙、ホームページ、ラジオ、テレビなどを活用し、事業や施策の情報発信を充実させます。また、行政が行う事業やさまざまなデータなどの情報を積極的に公表・提供し、活用できる仕組みや環境を整えます。

② 広聴の充実

市民が行政へしっかりと意見や考えを伝えられる手段を有効に機能させます。

③ 都市セールスの充実

小田原の地域資源や取り組む施策などの情報を、小田原の魅力として市内外に発信し、人々の交流を生み出す取組を積極的に進めます。

④ ICT（情報通信技術）の活用

ICT（情報通信技術）を積極的に活用することで、時代の潮流に合った効果的な取組を進めます。

34 行財政改革の推進

目指す姿

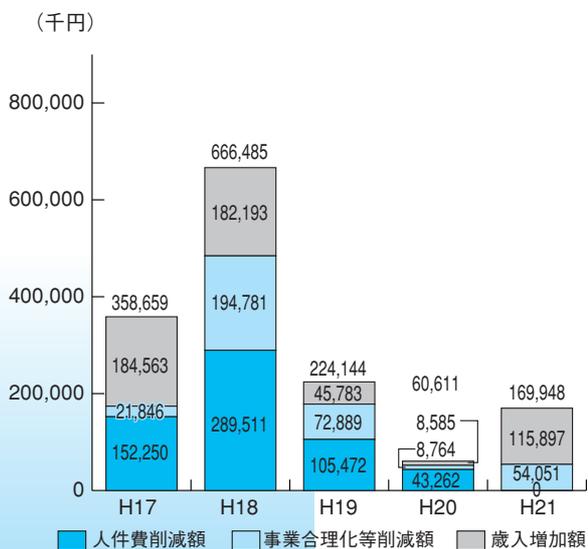
- 行政資源^(※1)が最適に配分され、多様な主体との連携により効率的で質の高い行政サービスが提供されています。

現況と課題



- ◆本市の財政状況は、市債^(※2)などの残高が高い水準にあり、公債費^(※3)の高止まりなど、財政運営に影響を与えています。このため、市債の新規発行を抑制するなど健全財政の維持に努めてきました。
- ◆人口減少、少子高齢化、厳しい経済情勢を背景に、市税の減収、社会保障費の増加が見込まれています。また、市民ニーズの多様化やライフスタイルの変化に伴い、公共に求められるサービスの範囲が拡大しています。
- ◆市民生活の維持・向上や、都市の発展につながる取組の原資を確保するためには、健全で持続可能な行財政運営を確立していく必要があります。
- ◆市民と情報を共有し、市民、行政、多様な主体がそれぞれの役割を踏まえ、拡大する公共サービスへのニーズに適切に対応していく必要があります。
- ◆行政活動の成果を常に検証して事務事業や公共施設のあり方を見直し、最少の経費で最大の効果を上げるよう、限られた行政資源の最適な配分を行う必要があります。

行財政改革による効果額の推移



(資料：行政管理課)

基本方針

- 市民との情報共有を進め、市民、行政、多様な主体の適切な役割分担による公共サービスの提供を促進します。また、行政活動の検証を通して行政資源の配分を最適化し、より効果的かつ効率的な行財政運営を行います。

詳細施策

1 行財政運営の進捗管理手法の確立

施策や事業を評価・検証し、自律的かつ継続的な見直しを行います。また、事業の成果や財政状況などを市民がモニタリングし、評価できる仕組みを導入するほか、市民と行政が協力して財政白書を作成するなど、市民と行政とが情報を共有しながら行財政改革を進めます。

2 公共施設の最適化

全市的な視点から公共施設の適正な配置や、建設・管理運営方法などの見直しを通じて、最少の経費で施設の効用を最大にするとともに、公共施設のライフサイクルコスト^(※4)の低減化を図ります。

3 規律ある財政運営

自主財源を確保するとともに、市債の新規発行を償還元金以内に抑制し、市債残高の減少に努めます。また、歳入に見合った歳出規模への抑制を行う一方、未来に向けて投資が必要な政策分野に対しては、しっかりとした資源配分を行います。

4 競争事業の今後に向けた検討の本格化

競争事業についての更なる経営努力を図るとともに、今後のあり方について、市財政や、市民生活、まちづくりへの影響などさまざまな視点から検討を行います。

5 地域主権時代を視野に入れた行政機能の強化

政策法務^(※5)や内部統制^(※6)、渉外力^(※7)や国県との揺ぎない連携関係など、地域主権時代の自治の主体として総合的な機能強化を進めます。

※1 行政資源

市が行政活動を実施するために必要となる人材（職員）や施設、財源といった資源。

※2 市債

一時的に多額の費用がかかる事業を実施するにあたり、財源確保や財政負担の平準化を図るため、市が金融機関などから長期にわたり借り入れる資金。

※3 公債費

市債の返済金とその利息。

※4 ライフサイクルコスト

建造物の企画、設計から運用、廃棄に至るまで全期間に要する費用。

※5 政策法務

法を政策実現の手段として捉え、地域固有の課題の解決や政策の推進を効果的に図るために、法令を地域の実情に応じて解釈運用し、独自の条例をつくる法的な活動。

※6 内部統制

組織内で不正、違法行為、ミスが発生を防止し、業務が適正かつ効率的に遂行されるように組織を統制するための仕組み。

※7 渉外力

外部と連絡、交渉する能力。

35 地域主権の時代における市職員の育成

目指す姿

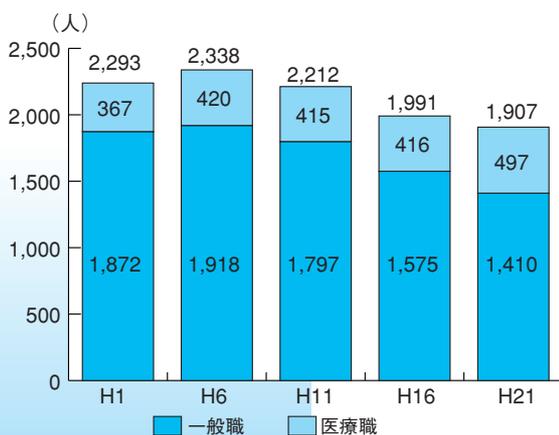
- 職員一人ひとりが、直面する課題について主体的に考え行動し、市民の最良のパートナーとして市民と共に新しい小田原の創造に取り組んでいます。

現況と課題



- ◆地域主権時代の到来、地域の課題解決力の強化、民間の発想による事業の立ち上げなど、従来とは異なる広範な活躍が職員に期待されています。
- ◆職員には、市民の声に耳を傾け、市民との協働^(※1)によるまちづくりを進めることができる高いコミュニケーション能力が求められています。
- ◆職員の意欲向上と能力開発を進めるとともに、前例踏襲、横並び志向の組織体質から脱却し、新しい小田原の実現を目指す組織へと変革していく必要があります。
- ◆あふれる情熱とチャレンジ精神を持ち、自ら考え、行動できる人材の確保と育成に取り組む必要があります。
- ◆職員が能力を最大限に発揮しうる人事制度と執務環境を整え、公務能率を高めていく必要があります。

職員数の推移



(資料：職員課)

基本方針

- 新しい小田原の創造への熱い心を持つ人材を確保し、市民の最良のパートナーとなる人材として育成し、地域を担う人材として最大限の活用を図ります。

詳細施策

① 人材の確保

求める職員像を明確にし、人物を重視した採用を積極的に進めます。また、行政運営の効率化を図るため、職員数を適正に管理します。

② 人材の育成

市役所の既存の考え方や慣習にとらわれず、さまざまな能力開発、モチベーションの向上策、市民との対話や共同作業を実践するための研修、実力に応じたキャリアアップなどを推進し、職員のパフォーマンスの最大化を図ります。

③ 人材の活用

適正な人事管理制度を進め、職員の士気を高めるとともに、主体性を持って職務に取り組める環境を整備し、公務能率の向上を図ります。また、市民生活の現場感覚と行政職員としての専門性を重視した市職員のキャリア形成を図り、適材適所による人員配置を行います。

※1 協働
相互の立場を尊重し、役割及び責任を分任し、力を存分に出しあい、協力しあうこと。

36 広域行政の推進

目指す姿

- 地域特性のつながりにより、自然環境や産業、文化などの豊富な地域資源を生かしたさまざまな取組が市町の枠組みを越えて行われています。

現況と課題



- ◆ 県西地域の2市8町は、歴史的、地勢的な面で強い一体性を持って発展してきました。
- ◆ 現在、住民の生活圏は、交通ネットワークの整備やライフスタイルの変化などにより市町の枠を越えて広がっており、行政区域と生活圏域とがかい離しています。
- ◆ 単独の市町村では解決が難しい、環境、福祉、医療、都市基盤などの広域的な行政課題が顕在化しています。
- ◆ 広域的な行政課題に的確に対応するため、神奈川県西部広域行政協議会^(※1)を平成22年4月に設立しました。今後は、民間事業者なども含めた多様な主体が参画し、連携を強化していくことが必要です。

県西地域 2市8町地図



(資料：企画政策課)

基本方針

- 関係市町の緊密な連携により、高度化、複雑化する広域的な課題に的確に対応し、活力ある自立した地域圏の形成を目指します。

詳細施策

① 県西地域2市8町における広域行政の充実と強化

基礎自治体^(※2)を取り巻く社会経済環境の変化への的確な対応や、高度化、複雑化する広域的課題の解決に向けて、県西地域2市8町が共同して調査、研究を進めます。

② S.K.Y.広域圏^(※3)における連携の充実

富士山を中心としたS.K.Y.広域圏内の各市町村と県境を越えて連携し、地域活性化のための取組を進めます。

③ 御殿場線沿線地域における連携の充実

御殿場線を交流の軸とした魅力ある地域を形成するため、民間団体などと連携しながら、沿線地域の活性化に向けた取組を進めます。

④ 市町合併への対応

道州制^(※4)の導入や地域主権改革の流れを見据え、県西地域の中核都市^(※5)として将来の地域の一体化を志向した取組を進めます。

※1 神奈川県西部広域行政協議会

高度化する広域的課題の解決に向けた調査、研究及び将来の一体化を志向した取組の推進を目的とし、県西地域2市8町で構成している協議会。

※2 基礎自治体

行政区域の最小単位である地方公共団体。市区町村。

※3 S.K.Y.広域圏

静岡県(S)、神奈川県(K)、山梨県(Y)の3県にまたがる富士箱根伊豆地域の略称。それぞれの頭文字をとってS.K.Y.広域圏と呼ぶ。

※4 道州制

現行の都道府県制度を廃止し、複数の都道府県を統合した面積規模を持つ広域行政体をつくり、自立のための権限を与える制度。

※5 中核都市

広域的な社会・経済的つながりを持った都市圏、または生活圏の核となる機能を備えた都市。

資料編

主な策定経過	130
新総合計画策定に係る市民アンケート調査	132
ポジティブ（ホールシステム）・アプローチの取組	
おだわらTRYフォーラムの概要	134
地域別計画策定の概要	136
職員の主体的な計画づくりへの関与の概要	140
小田原市総合計画審議会	
小田原市附属機関設置条例（抜粋）	142
小田原市総合計画審議会規則	142
総合計画審議会委員名簿	143
総合計画審議会への諮問	143
総合計画審議会の答申	144
主な個別計画一覧	146

「砂山」北原白秋

海は荒海。
向こうは佐渡よ、
すすめ啼け啼け。もう日はくれた。
みんな呼べ呼べ。お星さま出たぞ。

暮れりゃ、砂山、
汐鳴りばかり、
すすめちりぢり。また風荒れる。
みんなちりぢり。もう誰も見えぬ。

かえろかえろよ、
茱萸原（ぐみはら）わけて。
すすめ。さよなら。さよなら。あした。
うみよ。さよなら。さよなら。あした。

主な策定経過

- 平成20年 7月
- ・庁議において新総合計画策定基本方針を決定
 - ・市長通達「新総合計画の策定について」を全庁に通知
 - ・全庁の所属長と企画主任に新総合計画の策定方針などについて説明
 - ・新総合計画骨子案作成作業に着手
- 8月
- ・庁議において新総合計画策定プロセスにおける市民参画手法を決定
- 9月
- ・自治会連合会会長会議において新総合計画の策定について説明
 - ・新総合計画策定に係る市民アンケート実施（～11月中旬）
 - ・総務常任委員会において新総合計画の策定について報告
 - ・定例記者会見において新総合計画の策定について発表
- 10月
- ・自治会連合会会長会議において地域別計画策定への参画について説明
- 11月
- ・おだわらTRYフォーラムシミュレーション招待状を無作為抽出した市民（1,000人）に送付
- 12月
- ・おだわらTRYフォーラムシミュレーション実施（参加市民：39人）
 - ・全庁の企画主任に現在の取組と今後の市民参画などについて説明
- 平成21年 1月
- ・定例記者会見において新総合計画の策定作業状況などについて発表
- 2月
- ・全庁の企画主任と自主参加職員（228人）により実施計画目的体系化作業を実施
- 4月
- ・庁議において新総合計画骨子案を決定
 - ・全庁の所属長と企画主任に平成21年度の策定プロセスについて説明
 - ・25の地区自治会連合会の区域において地域別計画の策定作業を開始
 - ・おだわらTRYフォーラム招待状を無作為抽出した市民（合計3,000人）に送付
- 5月
- ・全庁の企画主任と自主参加職員（155人）によりおだわらTRYフォーラム職員模擬討議を実施
 - ・おだわらTRYフォーラム討議テーマに係る政策提言の募集を開始（～6月上旬）
- 5月
- ・全庁の企画主任と自主参加職員（80人）によりシナリオづくりワークショップを実施
 - ・総務常任委員会において新総合計画骨子案、市民アンケート調査結果、おだわらTRYフォーラムの実施などについて説明
 - ・37テーマについて、関係職員と自主参加職員（349人）によりシナリオ準備セッションを実施
 - ・全庁の企画主任におだわらTRYフォーラムの実施とシナリオ作成について説明
- 6月
- ・定例記者会見においておだわらTRYフォーラムの開催について発表
 - ・市長のメッセージ映像（新総合計画にかける思い）を全庁に配信
 - ・すべての政策分野についての政策提言の募集を開始（～8月中旬）
 - ・おだわらTRYフォーラムオープニング実施（8月上旬まで土曜、日曜を中心に実施）
- 7月
- ・全庁の自主参加職員によりシナリオの理事者プレゼンを実施（3日間）
 - ・全庁の自主参加職員（139人）により庁内オープン・スペース・ミーティングを実施
 - ・総務常任委員会において新総合計画の策定作業状況について報告
- 8月
- ・庁議において新総合計画の策定作業状況について報告
 - ・おだわらTRYフォーラムエンディング実施
- 9月
- ・全庁の所属長と企画主任に、シナリオ修正、基本計画試案作成、実施計画試案作成、おだわらTRYフォーラムにおける討議結果・政策提言の反映、総合計画「ビジョン21おだわら」の総括などについて説明
- 12月
- ・実施計画について庁内ヒアリングを実施

- ・全庁の自主参加職員（19人）により「協働」についての対話会を実施
- 平成22年 1月
 - ・先導的施策案を庁内に提示し、部局ごとの事業検討を依頼
 - ・全庁の自主参加職員（16人）により「持続可能な市民自治のまち」についての対話会を実施
- 2月
 - ・庁議において第5次小田原市総合計画素案（基本構想・基本計画）、おだわらTRYフォーラムにおける討議結果・政策提言の反映を決定
- 3月
 - ・議員説明会において第5次小田原市総合計画素案（基本構想・基本計画）について説明
- 4月
 - ・第5次小田原市総合計画素案概要版を作成・配布し、パブリックコメントを実施（4月1日～30日）
 - ・議会派別意見交換会を実施
 - ・全庁の自主参加職員（17人）により「組織・機構」についての対話会を実施
- 6月
 - ・庁議において第5次小田原市総合計画行政案を決定
 - ・全庁の部局長、所属長と企画主任に第5次小田原市総合計画行政案、総合計画審議会の設置について説明
 - ・総務常任委員会において総合計画審議会の設置について報告
 - ・第1回総合計画審議会
委員委嘱、会長・副会長選出、諮問など
- 7月
 - ・第2回総合計画審議会
基礎条件説明、基本構想案審議
 - ・第3回総合計画審議会
基本計画案（福祉・医療）審議
 - ・第4回総合計画審議会
基本計画案（暮らしと防災・防犯、子育て・教育）審議
 - ・第5回総合計画審議会
基本計画案（地域経済）審議
- 8月
 - ・第6回総合計画審議会
基本計画案（歴史・文化）審議
 - ・第7回総合計画審議会
基本計画案（自然環境、都市基盤）審議
 - ・第8回総合計画審議会
基本計画案（市民自治・地域経営）審議
 - ・第9回総合計画審議会
基本計画案（先導的施策）審議
基本構想案・基本計画案総括審議
- 10月
 - ・第10回総合計画審議会
答申協議
 - ・第11回総合計画審議会
答申協議
 - ・総合計画審議会から答申
- 11月
 - ・庁議において第5次小田原市総合計画基本構想（案）を決定
- 12月
 - ・市議会12月定例会において第5次小田原市総合計画基本構想を議決
 - ・総合計画の策定プロセスが評価され、平成22年度地域づくり総務大臣表彰を受賞
- 平成23年 1月
 - ・庁議において第5次小田原市総合計画基本計画及び地域別計画を決定
- 2月
 - ・議員説明会において第5次小田原市総合計画を説明



平成22年度地域づくり総務大臣表彰受賞

1. 調査の目的

本調査は、新たな総合計画における「まちづくりの基本理念・将来像」及び「まちづくりの目標」を策定するうえで不可欠な、「小田原の都市イメージ・魅力・課題」、「地域活動への参加意欲」などに係る市民意識の把握を目的とします。

2. 調査の方法

[実施期間]

平成20年9月中旬から11月中旬まで
(配架及びWEBは、10月31日まで)

[調査内容]

本調査は、市民の生の声を幅広く聞くために、選択肢を示した定量調査とするのではなく、自由記述（テキストデータ）による定性調査（問5～8）を主としています。

[調査方法]

サンプル数の確保と世代の偏りを防ぐため、無作為抽出・郵送による方法とはらず、学校や各種団体などを対象として配布・回収しました。加えて、公共施設へのアンケート用紙の配架、本市ホームページ上のWEBアンケートも活用し、幅広く意見を求めました。

[配布数・回収数]

学校や各種団体などに7,030のアンケート用紙を配布し、4,401枚（配架及びWEBによる97件を含む）を回収しました。回収率は62.6%で、無作為抽出による郵送アンケートと比較しても高い回収率となっています。

3. テキストデータ分析の概要

[分析対象]

テキストデータ分析の対象は、自由記述（テキストデータ）の設問のうち、問5～8とします。

[分析方法]

自由記述の設問（問5～8）に対する回答の総文書数は、26,684件となっています。ここでは、テキストデータ（文書）を単語（249,674語）に分割し、その出現頻度や相関関係などをデータマイニングの手法を使って解析することで一定の知見や発想を得るテキストマイニング手法により分析します。分析には、「KH Corder（Version 2.bate.18）」を使用します。

なお、問5については、良いイメージと悪いイメージが混在するため、これらを分けて分析します。

[分析の留意点]

回答者の属性（問1～4）整理では、女性の割合が多いこと、20～40歳代が多い一方、50歳代～が少ないことが明らかになっています。本調査では、本市の人口実態に近づける補正は行わないことから、こうした属性状況を前提とした分析結果であることに留意する必要があります。

問5 現在の小田原についてどのような都市イメージを抱いていますか、箇条書きでご自由にお書きください（良いイメージを抽出）

- ・出現数が多い言葉は、「城下町」（834回）や「歴史」（567回）、「小田原城」・「城」（計458回）で、「小田原城を中心とした歴史ある城下町」が都市イメージとして最も多く記述されていることがうかがえます。また、「海」（313回）、「自然」（264回）、「気候」（102回）といった自然環境に関わる言葉も多く、「豊かな自然（海・山・川）に恵まれたまち」も都市イメージとして多く記述されていることがうかがえます。
- ・出現数が多い言葉の関係性を整理すると、「歴史-城下町」、「豊か-自然」、「観光都市」、「箱根-玄関口」、「都会-田舎」、「住む-やすい」、「かまぼこ-有名」、「交通-便利」となっています。
- ・出現数が多い言葉から、回答を代表する文書を整理すると次のようになります。
 - 小田原城を中心とした歴史ある城下町
 - 豊かな自然（海・山・川）に恵まれたまち
 - 外国人をはじめ多くの観光客が訪れる観光都市
 - 温泉や観光地に近く、箱根や伊豆の玄関口
 - 都会でも田舎でもないまち
 - 温暖な気候で住みやすいまち
 - 新幹線が停まり都心に近く、交通の便が良いまち
 - 魚がおいしく、かまぼこが有名なまち
 - 伝統と文化を大切に、古いものと新しいものがあるまち
 - 小田原駅及びその周辺

問5 現在の小田原についてどのような都市イメージを抱いていますか、箇条書きでご自由にお書きください（悪いイメージを抽出）

- ・出現数が多い言葉は、「小田原駅」（258回）、「城下町」（238回）、「箱根」（149回）、「歴史」（139回）、「観光地-観光-観光都市」（計241回）といった名詞と、「中途半端」（135回）、「活気-少ない」（計237回）、「寂れる-寂しい」（計180回）といった状況を表す言葉で、「小田原駅周辺が寂れて、活気がない」、「歴史ある城下町だが生かしていない」、「中途半端な観光都市」が都市イメージとして多く記述されていることがうかがえます。
- ・出現数が多い言葉の関係性を整理すると、「小田原駅-寂れる」、「城下町-生かす（否定）」、「中途半端-観光都市」、「観光地-通過点」、「都会-田舎（否定）」、「都市-発展（否定）」、「道路-狭い」、「保守的-古い」となっています。
- ・出現数が多い言葉から、回答を代表する文書を整理すると次のようになります。
 - 小田原駅周辺が寂れ、活気がない
 - 歴史ある城下町だが、それを生かせないまち

- 中途半端な観光都市
- 都会でも田舎でもなく中途半端なまち
- 箱根や伊豆の観光地に行く通過点のまち
- 物価や税金が高く住みにくいまち
- 道路が狭く渋滞が多く、交通が不便なまち
- 保守的で閉鎖的な古い考えのまち

問6 10~20年後の小田原がどのような都市になればよいと思いますか、箇条書きで自由にお書きください

- ・出現数が多い言葉は、「安心-安全」(計1,236回)で、「子ども-子育て」(計738回)、「災害-強い」(計789回)、「犯罪-少ない-治安」(計370回)と合わせると、主に、子育て、防災、防犯の面で「安全で安心して暮せるまち」を望んでいることがうかがえます。なお、問5で多く出現していた「歴史」や「観光」は比較的少ない出現数となっています。
- ・出現数が多い言葉の関係性を整理すると、「優しい-安心-暮せる」、「子育て-安心」、「医療-福祉-充実」、「災害-強い」、「犯罪-少ない」、「小田原駅-活気」となっています。
- ・出現数が多い言葉から、回答を代表する文書を整理すると次のようになります。
 - 子どもやお年寄りに優しい、安全で安心して暮せるまち
 - 子どもが伸び伸びと遊べ、安心して子育てが出来るまち
 - 防災対策に優れ、地震などの災害に強いまち
 - 城下町としての歴史や文化を残すまち
 - 緑や公園が多く、豊かな自然(海・山・川)が残るまち
 - 小田原駅周辺が活性化したまち
 - 多くの観光客が訪れ、若い人が集まるまち
 - 道路が整備され、交通の便が良いまち
 - 防犯対策により、犯罪が少なく治安の良いまち
 - 医療(病院)や福祉(施設)が充実したまち
 - 教育に力を入れているまち

問7 小田原の魅力や誇れる点にはどのようなものがあると思いますか、箇条書きで自由にお書きください

- ・出現数が多い言葉は、「歴史」(818回)で、「小田原城」(791回)、「文化遺産」(270回)と合わせると、「豊富な歴史文化を有する城下町」が多く記述されるとともに、特に、「小田原城」については、多くの市民のシンボルであることが伺えます。また、「海」(634回)、「自然」(564回)、「山」(469回)、「気候-温暖」(計381回)といった自然環境に関わる言葉も多く、「豊かな自然(海・山・川)に恵まれたまち」も多く記述されていることがうかがえます。
- ・出現数が多い言葉の関係性を整理すると、「豊富-歴史-文化」、「豊か-自然-緑-多い」、「小田原城」、「新幹線-交通」、「魚-かまぼこ-おいしい」、「気候-温暖-住む-やすい」、「大型商業施設-充実」、「箱根-観光地-近い」

となっています。

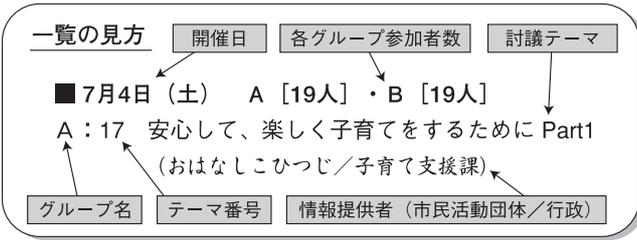
- ・出現数が多い言葉から、回答を代表する文書を整理すると次のようになります。
 - 豊富な歴史・文化遺産を有する城下町(城を除く)
 - 豊かな自然(海・山・川)に恵まれている
 - 小田原城
 - 新幹線が停まり都心に近く、交通の便が良いまち
 - 新鮮でおいしい魚、かまぼこ・干物・梅干などの名産
 - 温暖な気候で住みやすいまち
 - 大型商業施設の充実
 - 温泉や観光地に近く、箱根や伊豆の玄関口
 - 観光資源があるまち
 - 小田原駅及びその周辺
 - 二宮尊徳

問8 小田原のまちづくりには、現在どのような課題や改善すべき点があると思いますか、箇条書きで具体的にお書きください

- ・多種多様な記述となっているため、出現数が多い言葉の関係性整理は大きな括りとしています。
- ・出現数が多い言葉の関係性を整理すると、「鴨宮方面-順礼街道-渋滞-ひどい」、「歩道-道路-狭い」、「車-交通-不便」といった道路交通に関すること、「子ども-安心-遊べる-公園」といった子どもに関すること、「病院-充実-学校」といった公共施設に関すること、「城下町-歴史-アピール」といった地域資源に関することとなっています。
- ・出現数が多い言葉から、回答を代表する文書を整理すると次のようになります。
 - 道路交通に関する課題
 - 鴨宮方面・順礼街道の渋滞がひどい/歩道や道路が狭く危険/バスを増やして欲しい など
 - 活性化に関する課題
 - 小田原駅周辺や商店街の活性化/小田原城は魅力だがまちに活気がない/大型商業施設の集中 など
 - 子どもに関する課題
 - 子どもが遊べる公園が少ない/子育て環境の改善/小児科や産科を扱う病院が少ない など
 - 公共施設に関する課題
 - 市立病院が医師不足で不便/市民会館の建替え/学校の耐震化/公共施設のアクセスが不便 など
 - 地域資源に関する課題
 - 小田原城や歴史・文化のアピール/緑ある公園が欲しい/小田原駅周辺に魅力がない など
 - その他
 - まちづくりへの参加体制づくり/行政の考え方が見えない/働く場と税収の確保 など

おだわらTRYフォーラムの概要

討議テーマ・情報提供団体一覧



■ 6月27日 (土) オープニング [全グループ 174人]

全グループ：おだわらの魅力って何だろう



■ 7月4日 (土) A [19人]・B [19人]

A : 17 安心して、楽しく子育てをするために Part1
(おはなしこひつじ/子育て支援課)

: 52 みんなで守ろう おだわらの道
(建設政策課)

: 44 身近な公園を見直そう
(市民提言会議おだわら/みどり公園課)

B : 45 公園って色々なことができそうだと思いますか？
(もりの恵み～あしがらの森で/みどり公園課)

: 35 二宮尊徳のことをもっと知って欲しい
(二宮尊徳いろりクラブ/生涯学習政策課)

: 15 大切な人を救う力を身に付けよう
(警防課)

■ 7月5日 (日) C [15人]・D [18人]・E [17人]

C : 46 川をもっと身近に感じよう
(菊川をきれいにする会, リバーサイド物語/河川課)

: 12 ごみの分別をさらに進め、資源を有効利用しよう
(小田原市環境ボランティア協会/環境政策課)

: 16 火災のないまちづくりを目指そう
(市民提言会議おだわら/予防課)

D : 21 働くことの大切さを教えよう
(教育指導課)

: 61 自治会について考えよう
(市民提言会議おだわら, もりの恵み～あしがらの森で/
地域政策課)

: 58 ITを利用した行政サービスを展開しよう
(足柄下の教育を考える会/情報システム課)

E : 14 ポイ捨てのないまちにしよう
(市民提言会議おだわら/環境保護課)

: 63 あなたの「貴重な1票」を持って投票に行こう
(選挙管理委員会)

: 28 農業を通した都市住民との交流を広げよう
(あしがら農の会/農政課)

■ 7月12日 (日) F [18人]・G [16人]

F : 48 公共交通機関を利用しよう
(市民提言会議おだわら/都市政策課)

: 03 障害者が就労できる環境を整えよう
(JDSひよこの会, 西湘友の会/障害福祉課)

: 36 スポーツで汗を流そう
(小田原市体育指導員協議会/スポーツ課)

G : 02 障害者の活動の輪を広げよう
(小田原市手をつなぐ育成会, NPO法人スペシャルオリ
ンピックス日本・神奈川, 西湘友の会/障害福祉課)

: 43 緑あふれるまちで暮らそう
(森のなかま/みどり公園課)

: 31 小田原文化って何だろう
(市民提言会議おだわら/文化交流課)

■ 7月18日 (土) H [13人]・I [17人]

H : 60 もっと気軽にボランティア活動に取り組んでみよう
(足柄下の教育を考える会/地域政策課)

: 23 理想の教師像について考えてみよう
(小田原市城山中学校体罰事件被害生徒・保護者の会/教
育指導課)

: 50 街なかに住んでもらうにはどうしたらいいの
だろう？
(国府津商工振興会・まちづくり環境委員会, 市民提言
会議おだわら/まちづくり景観課)

I : 53 もっと知って欲しい公共下水道の効果
(リバーサイド物語/下水道整備課)

: 01 期待しています 高齢者のご活躍
(市民提言会議おだわら/高齢介護課)

: 20 積極的に「食育」に取り組もう
(命を大切にする小田原を創る会/学校教育課)

■ 7月25日 (土) A [15人]・B [20人]

A : 29 もっと海岸で楽しんでみませんか？
(特定非常利活動法人ヴォース・ニッポン/水産海浜課)

: 39 生ごみ堆肥化による地域内循環を進めよう
(西湘EMわいわいネット/環境政策課)

: 08 駅周辺の放置自転車をなくそう
(市民提言会議おだわら/暮らし安全課)

B : 07 みんなでつくろう安全・安心のまちづくり
(小田原市交通安全母の会連絡協議会/暮らし安全課)

: 30 文化芸術活動への市の取り組みを考えてみ
よう
(市民提言会議おだわら, 文化芸術展運営委員会/文化交
流課)

: 25 子どもたちを見守ろう
(おはなしこひつじ/青少年課)

■ 8月1日（土） C [16人] ・ D [12人]

- C : 33 多くの人が訪れるまちにしよう
(もりの恵み～あしがらの森で、酒匂川を伝える会、小田原やんべえ倶楽部、小田原のまちづくりを考える会/観光課)
- : 42 おだわらの森林をもっと身近に感じてみよう
(森のなかま/農政課)
- : 57 地域の期待に応えられる市職員でありたい
(市民提言会議おだわら/職員課)
- D : 24 健全な青少年を育てよう
(びよびよクラブ、CAPを広める会/青少年課)
- : 10 防災に関する情報を共有しよう
(市民提言会議おだわら、西湘災害ボランティアネットワーク/防災対策課)
- : 40 STOP!地球温暖化
(環境を考える市民の会、もりの恵み～あしがらの森で/環境政策課)

■ 8月8日（土） E [13人] ・ F [16人] ・ G [16人]

- E : 41 身近な自然環境を大切にしよう
(森のなかま/環境政策課)
- : 54 「おだわらの水」をもっと飲もう
(営業課)
- : 59 ご近所の顔見知りを増やそう！
(市民提言会議おだわら/地域政策課)
- F : 22 「おだわら大好き！」なおだわらっ子を育てよう
(教育指導課)
- : 51 小田原らしい景観を守り、育て、活かそう
(国府津山の墓地新設に反対する会・緑と環境プロジェクト、市民提言会議おだわら、小田原の美しい景観を考える会/まちづくり景観課)
- : 55 市政に声を届けよう
(広報広聴室)
- G : 49 自転車でもちを走ってみませんか？
(市民提言会議おだわら/都市政策課)
- : 11 ごみを減らそう
(地域のごみ市民会議/環境政策課)
- : 06 市民の健康を守りたい
(健康づくり課)

■ 8月9日（日） H [14人] ・ I [15人]

- H : 18 安心して、楽しく子育てをするために Part 2
(託児ボランティアグループ はらの会/子育て支援課)
- : 38 「本が好きっ！」っていえる子どもに育てよう
(読み聞かせグループ ピーターパン/図書館)
- : 26 こうなればいい小田原の商店街
(小田原市商店街連合会、市民提言会議おだわら/産業政策課)
- I : 47 魅力あふれる小田原駅前に
(市民提言会議おだわら、もりの恵み～あしがらの森で/企画政策課)
- : 09 本当に必要な防災訓練について考えてみよう

(市民提言会議おだわら、小田原市障害者サポートセンター/防災対策課)

- : 04 たばこの害から子どもを守ろう
(小田原医師会 小児科医会/健康づくり課)

■ 8月29日（土） エンディング [全グループ 148人]

- A : 13 もったいないの輪を広げよう
(ときめきクラブ/環境政策課)
- B : 32 城址公園の好きなどを教えてください
(もりの恵み～あしがらの森で、小田原城址公園愛犬家の会/観光課)
- C : 34 生涯学習の振興における協働を考えてみよう
(小田原市生涯学習推進員の会、8月15日を考える会/生涯学習政策課)
- D : 56 県西地域での小田原市の役割を考えたことがありますか
(市民提言会議おだわら/企画政策課)
- E : 27 十郎梅のブランド向上を進めよう
(農政課)
- F : 19 地域ぐるみで子どもの教育を進めよう
(下府中コミュニティShin2/教育総務課)
- G : 05 かかりつけ医を持とう
(健康づくり課)
- H : 62 地域センターを利用しよう
(地域ささえ愛 あみん/地域政策課)
- I : 37 生活に欠かせない図書館であるために
(図書館)

全グループ：あなたは、どんな小田原であれば住みたいと思いますか？



政策提言の募集

おだわらTRYフォーラムの開催にあたって、市民団体などの日々の実践を踏まえた討議テーマに係る政策提言と参加団体(情報提供者)を募集しました。

募集期間：平成21年4月17日～6月5日

政策提言：107件

参加団体(情報提供者)：42団体

第2弾として、討議テーマに限らずすべての政策分野で市民団体などからの政策提言を募集しました。

募集期間：平成21年7月1日～8月14日

政策提言：12件

地域別計画策定の概要

平成21年～22年にかけて、25の地区自治会連合会の区域で、自治会役員を中心に地域に関わりの深い各種団体役員など約750名の方が参加し地域の将来像や自ら取り組む活動などをまとめました。

■ 緑地区

- 9月7日 地域別計画の説明
第1回緑地区まちづくり検討委員会
- 10月 地域の誇り(特色)及び課題などについての意見募集(配布)
9日 第2回緑地区まちづくり検討委員会
- 11月9日 第3回緑地区まちづくり検討委員会
- 12月11日 第4回緑地区まちづくり検討委員会
- 1月12日 第5回緑地区まちづくり検討委員会
- 2月12日 第6回緑地区まちづくり検討委員会
24日 編集会議
- 3月10日 第7回緑地区まちづくり検討委員会



■ 新玉地区

- 7月4日 第1回新玉地区まちづくり検討委員会準備会
7月 アンケートの実施
- 8月5日 第2回新玉地区まちづくり検討委員会準備会
24日 地域別計画に係る説明会
第1回新玉地区まちづくり検討委員会
- 9月 地域の誇り(特色)及び課題などについての意見募集(回覧)
28日 第2回新玉地区まちづくり検討委員会
- 10月26日 第3回新玉地区まちづくり検討委員会
- 11月17日 第4回新玉地区まちづくり検討委員会
- 12月18日 第5回新玉地区まちづくり検討委員会
- 1月27日 第6回新玉地区まちづくり検討委員会
- 2月23日 第7回新玉地区まちづくり検討委員会



■ 万年地区

- 5月9日 自治会長会議において地域別計画の説明
- 8月20日 地域別計画に係るアンケート(連合自治会名)を配布
- 11月6日 自治会長会議において地域別計画に係るアンケート結果をまとめたものを説明
- 1月25日 第1回万年地区まちづくり検討委員会
- 2月25日 第2回万年地区まちづくり検討委員会
- 3月30日 第3回万年地区まちづくり検討委員会

■ 幸地区

- 5月18日 自治会長会議において地域別計画の説明会
- 6月4日 自治会長会議において地域別計画策定に向けた今後の進め方について検討
- 9月30日 地域別計画に係るアンケート(連合自治会長及び市担当者名連名)を配布
- 11月5日 自治会長会議において地域別計画に係るアンケート結果をまとめたものを説明
30日 各種団体へ地域別計画策定に係る説明会及び意見交換会
- 12月14日 第1回幸地区まちづくり検討委員会
- 1月6日 第2回幸地区まちづくり検討委員会
20日 第3回幸地区まちづくり検討委員会
- 2月15日 第4回幸地区まちづくり検討委員会
- 3月23日 第5回幸地区まちづくり検討委員会

■ 十字地区

- 7月8日 地域別計画説明会
- 8月6日 十字地区まちづくり検討委員会設立準備会
- 9月4日 十字地区まちづくり検討委員会設立準備会
- 9月 各自治会において地域の現況、誇り(特色)及び課題の整理
- 10月9日 第1回十字地区まちづくり検討委員会
- 10月 地域の誇り(特色)及び課題などについての意見募集(回覧)
- 11月10日 第2回十字地区まちづくり検討委員会
- 12月11日 第3回十字地区まちづくり検討委員会
- 1月12日 第4回十字地区まちづくり検討委員会
- 2月1日 正副委員長会議
10日 第5回十字地区まちづくり検討委員会

■ 足柄地区

- 8月6日 自治会長会議において地域別計画の説明
18日 地区懇談会において地域別計画の説明
- 11月 地域別計画に係るアンケートの実施及び足柄地区まちづくり検討委員会委員の募集
- 1月17日 自治会長及び公募委員に対する地域別計画策定に係る説明会及び意見交換会
- 2月7日 第1回足柄地区まちづくり検討委員会

- 3月7日 第2回足柄地区まちづくり検討委員会
- 28日 第3回足柄地区まちづくり検討委員会
- 4月18日 第4回足柄地区まちづくり検討委員会



■ 芦子地区

- 5月12日 自治会長会議において地域別計画の説明
- 8月19日 各種団体へ地域別計画策定に係る説明会
- 9月8日 第1回芦子地区の地域別計画に係る検討会議
- 10月13日 第2回芦子地区の地域別計画に係る検討会議
- 11月11日 第3回芦子地区の地域別計画に係る検討会議
- 12月11日 第4回芦子地区の地域別計画に係る検討会議
- 1月13日 第5回芦子地区の地域別計画に係る検討会議
- 2月16日 第6回芦子地区の地域別計画に係る検討会議
- 3月10日 第7回芦子地区の地域別計画に係る検討会議

■ 二川地区

- 4月28日 社会福祉協議会の会議において地域別計画の説明
- 11月13日 二川地区自治会連合会議において地域別計画について検討
- 11月 地域別計画に係るアンケートの実施
- 3月15日 二川地区自治会連合会議において地域別計画について検討
- 26日 二川地区自治会連合会議において地域別計画について検討

■ 東富水地区



- 6月21日 地域別計画の説明
東富水地区まちづくり検討委員会設立準備会
- 8月21日 第1回東富水地区まちづくり検討委員会
- 9月24日 第2回東富水地区まちづくり検討委員会
- 10月22日 第3回東富水地区まちづくり検討委員会
- 11月24日 第4回東富水地区まちづくり検討委員会
- 12月14日 第5回東富水地区まちづくり検討委員会

- 1月28日 第6回東富水地区まちづくり検討委員会
- 2月12日 第7回東富水地区まちづくり検討委員会
- 25日 第8回東富水地区まちづくり検討委員会

■ 富水地区

- 5月22日 富水地区まちづくり検討委員会準備会
第1回富水地区まちづくり検討委員会
- 6月26日 富水地区まちづくり検討委員会 第1回代表者会議
- 7月22日 富水地区まちづくり検討委員会 第2回代表者会議
- 10月14日 富水地区まちづくり検討委員会 第3回代表者会議
- 20日 第2回富水地区まちづくり検討委員会

■ 久野地区

- 5月25日 各種団体代表者会議において地域別計画の説明
第1回久野地区まちづくり検討委員会
- 6月 アンケートの実施
- 22日 第2回久野地区まちづくり検討委員会
- 7月24日 第3回久野地区まちづくり検討委員会
- 9月18日 第4回久野地区まちづくり検討委員会
- 10月23日 第5回久野地区まちづくり検討委員会
- 11月30日 第6回久野地区まちづくり検討委員会
- 12月22日 第7回久野地区まちづくり検討委員会
- 1月 自治会長及び事務局員を中心に地域別計画の編纂
- 2月15日 第8回久野地区まちづくり検討委員会
- 3月 (素案) 地域別計画の地域内での回覧

■ 大窪地区

- 7月12日 地域別計画策定説明会及びまちづくり検討委員会設立協議
- 8月26日 第1回大窪地区まちづくり検討委員会
- 9月30日 第2回大窪地区まちづくり検討委員会
- 10月20日 第3回大窪地区まちづくり検討委員会
- 11月26日 第4回大窪地区まちづくり検討委員会
- 12月1日 編集委員会
- 23日 編集委員会
- 1月15日 編集委員会
- 29日 第5回大窪地区まちづくり検討委員会



■ 早川地区

- 11月7日 早川地区まちづくり検討委員会設立準備会
- 21日 第1回早川地区まちづくり検討委員会

地域別計画策定の概要

- 12月4日 第2回早川地区まちづくり検討委員会
- 21日 第3回早川地区まちづくり検討委員会
- 1月18日 第4回早川地区まちづくり検討委員会
- 2月12日 編集会議
- 20日 第5回早川地区まちづくり検討委員会

■ 山王網一色地区

- 5月22日 自治会長会議において地域別計画の説明
- 6月30日 各種団体に地域別計画策定の説明会
- 第1回山王網一色地区まちづくり検討委員会
- 7月12日 第2回山王網一色地区まちづくり検討委員会
- 10月20日 第3回山王網一色地区まちづくり検討委員会

■ 下府中地区

- 5月12日 自治会長会議において地域別計画の説明
- 6月20日 各種団体へ地域別計画策定に係る説明会
- 第1回下府中地区まちづくり検討委員会
- 6月 地域別計画に係るアンケートの実施
- 7月19日 第2回下府中地区まちづくり検討委員会
- 8月19日 第3回下府中地区まちづくり検討委員会
- 11月26日 第4回下府中地区まちづくり検討委員会
- 1月24日 第5回下府中地区まちづくり検討委員会

■ 桜井地区

- 6月26日 地域別計画説明会
- 7月5日 桜井地区自治会連合会の研修会で地域別計画の説明
- 7月 自治会回覧にて課題発見カードの提出と委員を募集
- 31日 第1回桜井地区まちづくり検討委員会
- 8月28日 第2回桜井地区まちづくり検討委員会
- 9月25日 第3回桜井地区まちづくり検討委員会
- 10月30日 第4回桜井地区まちづくり検討委員会
- 11月27日 第5回桜井地区まちづくり検討委員会
- 1月29日 第6回桜井地区まちづくり検討委員会

■ 豊川地区



- 6月27日 地域別計画説明会及び豊川地区まちづくり検討委員会設立準備会
- 7月30日 第1回豊川地区まちづくり検討委員会
- 9月4日 第2回豊川地区まちづくり検討委員会
- 13日 健康・福祉分科会

- 23日 文化・歴史・教育分科会
- 10月1日 第3回豊川地区まちづくり検討委員会
- 10月 自治会回覧及びアンケートの実施
- 11月2日 第4回豊川地区まちづくり検討委員会
- 16日 分科会長会議
- 11月24日 文化・歴史・教育分科会
- 12月8日 分科会長会議
- 16日 第5回豊川地区まちづくり検討委員会
- 1月27日 第6回豊川地区まちづくり検討委員会

■ 上府中地区

- 5月11日 自治会長会議において地域別計画の説明
- 6月25日 各種団体へ地域別計画策定に係る説明会
- 7月30日 第1回上府中地区まちづくり検討委員会
- 8月17日 第2回上府中地区まちづくり検討委員会
- 18日 第3回上府中地区まちづくり検討委員会
- 24日 第4回上府中地区まちづくり検討委員会
- 9月15日 第5回上府中地区まちづくり検討委員会
- 17日 第6回上府中地区まちづくり検討委員会
- 29日 第7回上府中地区まちづくり検討委員会
- 10月19日 第8回上府中地区まちづくり検討委員会
- 21日 第9回上府中地区まちづくり検討委員会
- 27日 第10回上府中地区まちづくり検討委員会
- 11月11日 第11回上府中地区まちづくり検討委員会
- 18日 第12回上府中地区まちづくり検討委員会
- 20日 第13回上府中地区まちづくり検討委員会
- 12月2日 第14回上府中地区まちづくり検討委員会
- 8日 第15回上府中地区まちづくり検討委員会
- 17日 第16回上府中地区まちづくり検討委員会
- 1月13日 第17回上府中地区まちづくり検討委員会
- 2月1日 第18回上府中地区まちづくり検討委員会

■ 下曾我地区

- 7月21日 各種団体代表者会議において地域別計画の説明
- 下曾我地区まちづくり検討委員会設立準備会(第1回)
- 8月24日 下曾我地区まちづくり検討委員会設立準備会(第2回)
- 第1回下曾我地区まちづくり検討委員会
- 9月16日 第2回下曾我地区まちづくり検討委員会
- 10月14日 第3回下曾我地区まちづくり検討委員会
- 11月18日 第4回下曾我地区まちづくり検討委員会
- 12月15日 第5回下曾我地区まちづくり検討委員会
- 1月 事務局員を中心に地域別計画の編纂
- 20日 第6回下曾我地区まちづくり検討委員会
- 2月 事務局員を中心に地域別計画の編纂
- 19日 第7回下曾我地区まちづくり検討委員会
- 3月 (素案) 地域別計画の地域内での回覧

■ 国府津地区

- 11月7日 国府津地区まちづくり検討委員会設立準備会
- 28日 第1回国府津地区まちづくり検討委員会
- 12月19日 第2回国府津地区まちづくり検討委員会
- 1月23日 第3回国府津地区まちづくり検討委員会
- 2月13日 第4回国府津地区まちづくり検討委員会
- 27日 第5回国府津地区まちづくり検討委員会
- 3月11日 地域別計画編集会議
- 20日 第6回国府津地区まちづくり検討委員会



■ 酒匂・小八幡地区

- 6月10日 地域別計画説明会
- 7月13日 酒匂・小八幡地区まちづくり検討委員会設立準備会
- 第1回酒匂・小八幡地区まちづくり検討委員会
- 8月26日 第2回酒匂・小八幡地区まちづくり検討委員会
- 9月30日 第3回酒匂・小八幡地区まちづくり検討委員会
- 10月29日 第4回酒匂・小八幡地区まちづくり検討委員会
- 11月25日 第5回酒匂・小八幡地区まちづくり検討委員会
- 12月16日 第6回酒匂・小八幡地区まちづくり検討委員会
- 1月26日 第7回酒匂・小八幡地区まちづくり検討委員会
- 2月16日 地域別計画編集会議
- 26日 第8回酒匂・小八幡地区まちづくり検討委員会



■ 片浦地区

- 5月12日 自治会長会議において地域別計画の説明
- 6月27日 第1回片浦地区まちづくり検討委員会
- 7月26日 第2回片浦地区まちづくり検討委員会
- 9月5日 第3回片浦地区まちづくり検討委員会
- 10月11日 第4回片浦地区まちづくり検討委員会
- 1月16日 第5回片浦地区まちづくり検討委員会

■ 曾我地区

- 5月9日 社会福祉協議会会議において地域別計画の説明
- 6月6日 第1回曾我地区まちづくり検討委員会

- 6月 地域内に周知の回覧
- 7月6日 第2回曾我地区まちづくり検討委員会
- 8月6日 第3回曾我地区まちづくり検討委員会
- 9月7日 第4回曾我地区まちづくり検討委員会
- 10月7日 第5回曾我地区まちづくり検討委員会
- 11月7日 第6回曾我地区まちづくり検討委員会
- 12月9日 第7回曾我地区まちづくり検討委員会
- 1月9日 第8回曾我地区まちづくり検討委員会
自治会長を中心に地域別計画の編集
- 2月8日 第9回曾我地区まちづくり検討委員会
- 3月 (素案) 地域別計画の地域内での回覧



■ 前羽（橘南）地区

- 5月30日 各種団体に地域別計画策定の説明会（第1回）
- 6月5日 各種団体に地域別計画策定の説明会（第2回）
- 7月11日 第1回前羽（橘南）地区まちづくり検討委員会
- 8月29日 第2回前羽（橘南）地区まちづくり検討委員会
- 9月26日 第3回前羽（橘南）地区まちづくり検討委員会
- 10月31日 第4回前羽（橘南）地区まちづくり検討委員会
- 11月28日 第5回前羽（橘南）地区まちづくり検討委員会
- 12月17日 第6回前羽（橘南）地区まちづくり検討委員会
- 1月27日 第7回前羽（橘南）地区まちづくり検討委員会
- 2月18日 第8回前羽（橘南）地区まちづくり検討委員会

■ 橘北地区

- 6月16日 自治会長及び各種団体に地域別計画策定の説明
- 8月 地域別計画に係るアンケートの実施及び橘北地区まちづくり検討委員会委員の募集
- 12月18日 公募委員に対する地域別計画説明会
- 1月9日 自治会長会議において公募委員で地域別計画を策定することを説明
- 1月25日 第1回橘北地区まちづくり検討委員会
- 2月4日 第2回橘北地区まちづくり検討委員会
- 2月11日 第3回橘北地区まちづくり検討委員会
- 18日 第4回橘北地区まちづくり検討委員会
- 25日 第5回橘北地区まちづくり検討委員会
- 3月10日 各種団体に（試案）地域別計画の説明
- 3月13日 自治会長会議において（試案）地域別計画の説明

職員の主体的な計画づくりへの関与の概要

総合計画の策定にあたっては、全面的な市民参画とともに、より多くの職員が主体的に計画づくりに関与するため、組織や役職を越えたオープンな対話のプロセスを取り入れるなど、ポジティブ（ホールシステム）・アプローチを実践してきました。

ポジティブ・アプローチ：

人や組織が有する強み・価値・希望・理想といったプラスのエネルギーを生かして素晴らしい未来を実現するため、自分や自組織の最大の可能性としてのありたい姿を描く。そして、そのありたい姿と現実的な達成状況を共有することによって新たな取組を導き出していく。

実施計画目的体系化作業

日時：平成21年2月12日～13日

場所：本庁舎2階展示ロビー

参加者：職員のオープン参加（228人）

目的：これまでの計画策定などにおける関与（所管の壁、担当者の1人作業など）を振り返り、新たな計画策定への関与についての新たな気づきを生むとともに、次年度以降の作業の土台をつくる。また、全庁体制での計画策定の「見える化」を図る。

概要：所属の枠を越えたオープンな場で、職員の自主的な参加により、現在の事務・事業を新しい総合計画の体系として目的別に整理しました。アンケートでは、約8割の参加者がこの作業を有意義だったと感じ、「事業の再認識のきっかけになった」、「目的体系を意識して仕事を進めることは少ないため、施策の領域の濃淡が見え、有益だった」などの声が寄せられました。



シナリオ・プランニング

計画期間に、本市が歩む可能性があるプロセスを、施策ごとに複数のストーリーとして分かりやすく描きました。このシナリオによって、本市の将来に向けた市民と行政との役割のあり方や行動のあり方をイメージできるようになります。作成には多くの職員が担当の枠を越えて対話し、今まで以上に視野を広げて計画づくりに携わりました。

■ シナリオづくりワークショップ

日時：平成21年4月28日

場所：本庁舎7階大会議室

参加者：企画主任または副主任、職員オープン参加（80人）

目的：職員及び市民にとってのシナリオづくりの意義を共有化し、シナリオの作り方を理解するとともに、シナリオづくりの最初のステップを一緒に体験する。

■ シナリオ準備セッション

日時：平成21年5月11日～22日

場所：本庁舎会議室

参加者：施策に関係する職員、職員オープン参加（349人）

目的：新総合計画の37の施策（仮の枠組）ごとにシナリオ準備セッションを開催。シナリオを描く前に、各施策に関連する課の職員が集まり、幅広い視点から対話を行うことによって、各施策（テーマ）を深く掘り下げ、視野を広げるとともに、シナリオを描く素材を得る。ここで得られたアウトプット（簡易レポート）をその後のシナリオ作成に活かしていく。

概要：〈シナリオ準備セッションの参加職員の感想〉

- ・ 普段の職場ではなかなかできない経験でした。職場では、事業を進めるとき、みんなで話しあっていくというより、結論ありきで進んでいくことが多い。今後の参考になりました。
- ・ 日頃の業務より広い視野で見ることができた。今後も視野を広げて業務を進めていきたい。
- ・ 業務では、なぜこの仕事をしているのかという経緯や目的を考える機会がありません。どういう流れで仕事をしているのかということが分かりました。
- ・ こういう場は初めてだった。相手の意見をよく聞く、攻撃的ではない、文句を言わないなど通常の会議と違い、初めての体験でした。



■ シナリオ理事者プレゼン

日 時：平成21年7月6～8日

場 所：本庁舎7階大会議室、生涯学習センターけやきホール

参加者：市長、副市長、職員のオープン参加

目 的：多くの職員が関与して作成したシナリオをもとに、本市の目指すべき姿とそれをどう実現していくかのプロセスを理事者と共有することで相互理解を深める。

概 要：37のシナリオ作成者が、理事者と会場の職員に対して、シナリオの背景やプロセス、行政の関わり方についてプレゼンテーション（プレゼン：7分、対話：7分）をしました。未来を描くうえでの分岐点は何か、誰がどうやってということに着目し、複数のシナリオから行政として1つを選択するとともに、理事者や会場の職員からフィードバックを受け、シナリオに反映しました。



庁内オープン・スペース・ミーティング

～開かれた対話・新しい小田原へ～

日 時：平成21年7月15日

場 所：生涯学習センターけやきホール

参加者：職員オープン参加（139人）

目 的：シナリオ作成過程などを踏まえ、今後の本市をどうしていきたいかについて役職や組織の垣根を越えてオープンに話しあうことによって、より良い小田原の未来をつくることにつなげる。

概 要：参加者は自発的にテーマを掲げ、「市民との協働」、「小田原市の職員像」、「小田原駅前（中心市街地活性化）」など26のテーマについてグループセッションを行いました。



重要テーマについての対話会

■ 「協働」についての対話会

日 時：平成21年12月17日

参加者：職員のオープン参加（19人）

目 的：市民との協働に注目した議論の場を設け、職員が日々の業務を通して感じていることや、実践していることを共有し、さまざまな視点から「協働」を探求する。

【探求の問い】

- ・「協働」という言葉の意味って何でしょうか？
- ・私たちは今どういう「市民との協働」を必要としているのでしょうか？
- ・それはどのようにしたら実現できるのでしょうか？

■ 「持続可能な市民自治のまち」についての対話会

日 時：平成22年1月22日

参加者：職員のオープン参加（16人）

目 的：「持続可能な市民自治のまち」に注目した議論の場を設け、対話を通じて日々の業務を振り返るとともに、さまざまな視点から「持続可能」を掘り下げる。

【探求の問い】

- ・持続可能という言葉からあなたは何をイメージするでしょうか？
- ・あなたは、あなたの子や孫たちにどういう暮らしを引き継ぎたいでしょうか？
- ・持続可能な社会を実現するために、今、最も必要なことは何でしょうか？

■ 「組織・機構」についての対話会

日 時：平成22年4月27日

参加者：職員のオープン参加（17人）

目 的：現場の感覚や長い目で見たとき、組織はどうあるべきかについて探求する。

【探求の問い】

- ・市役所や市職員は何のためにある（いる）のでしょうか？
- ・組織が障害となって困ったことや不満に感じたことはありますか？
- ・あなたは、どんな職場で働きたいと思いますか（働きやすいと思いますか？）

小田原市附属機関設置条例（抜粋）

[昭和54年3月26日 条例第1号]

（趣旨）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定による附属機関の設置に関しては、別に定めがあるものを除き、この条例の定めるところによる。

（設置）

第2条 執行機関の附属機関として、別表に掲げるものを置く。

（委任）

第3条 附属機関の組織、所掌事務及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

附属機関の属する執行機関・・・市長

附属機関・・・小田原市総合計画審議会

設置目的・・・総合計画の策定につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、必要と認める事項について意見を具申すること。

委員の数・・・20人以内

小田原市総合計画審議会規則

[昭和54年3月31日 規則第3号]

（趣旨）

第1条 この規則は、小田原市附属機関設置条例（昭和54年小田原市条例第1号）第2条の規定に基づき設置された小田原市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 審議会は、小田原市の基本構想及び基本計画の策定につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、必要と認める事項について意見を具申するものとする。

（委員）

第3条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから必要の都度、市長が委嘱する。

（1）市議会議員

（2）地方行政機関及び公共的団体の職員

（3）学識経験者

（4）その他市長が必要と認める者

2 委員は、その諮問に係る事項の調査審議が終了したときは解嘱されるものとする。

（会長及び副会長）

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（関係者の出席）

第6条 審議会において必要があると認めるときは、その会議に、議事に関係のある者に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第7条 審議会の事務は、市長が定める職員が処理する。

（委任）

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

1 この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日の前日において、小田原市総合計画審議会条例（昭和42年小田原市条例第2号）による委員であった者は、この規則による委員となる。この場合、当該者は、第3条第2項の規定にかかわらず、同条例による任期終了時まで在任するものとする。

総合計画審議会委員名簿

役職	氏名	所属団体等
会長	い はら よし お 井原 義雄	市議会議員
副会長	いしかわ のぶ お 石川 信雄	小田原市自治会総連合会長
委員 (50音順)	いずいし み の る 出石 稔	関東学院大学法学部教授
	う え だ り つ こ 植田 理都子	市議会議員
	う え の だ い ま さ の り 上野代 政範	小田原市PTA連絡協議会会長
	お お の し ん い ち 大野 真一	市議会議員
	か と う ひ と し 加藤 仁司	市議会議員
	か な い と し の り 金井 俊典	小田原箱根商工会議所小田原青年部会長
	こ ま つ ひ さ の ぶ 小松 久信	市議会議員
	し ら い た か こ 白井 貴子	ミュージシャン・かながわ環境大使・小田原ふるさと大使
	す が ぬ ま と し ふ み 菅沼 敏文	神奈川県西湘地域県政総合センター所長
	す ぎ は ら も と こ 杉原 素子	国際医療福祉大学副学長 小田原保健医療学部長
	す ぎ も と ひ ろ ふ み 杉本 洋文	東海大学工学部建築学科教授
	せ き さ ち こ 関 幸子	NPO法人地域産業おこしに燃える人の会理事長
	た け む ら た だ た か 竹村 忠孝	関東学院大学法学部非常勤講師
	た ま の ま さ お 玉野 雅夫	小田原・足柄地域連合議長
	な わ た よ し ひ こ 名和田 是彦	法政大学法学部教授
	は ら だ と し し 原田 敏司	市議会議員
や す の ゆ う こ 安野 裕子	市議会議員	
よ し だ ま り 吉田 眞理	小田原女子短期大学保育学科教授	

(敬称略)

総合計画審議会への諮問

平成22年6月22日

小田原市総合計画審議会
会長 井原 義雄 様

小田原市長 加藤 憲一

第5次小田原市総合計画基本構想・基本計画案に
ついて (諮問)

第5次小田原市総合計画の策定に当たり、基本構想・基本計画案について、小田原市附属機関設置条例第2条の規定に基づき、貴審議会に諮問いたします。

総計審第4号
平成22年10月29日

小田原市長 加藤 憲一 様

小田原市総合計画審議会
会長 井原 義雄

第5次小田原市総合計画基本構想・基本計画案に
ついて(答申)

平成22年6月22日付け企第33号で諮問のあった第5次小田原市総合計画基本構想・基本計画案について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり答申します。

21世紀を迎え、我が国では、人口減少あるいは少子高齢化の進展が様々な分野における課題の前提条件として取り上げられています。同時に、情報通信技術の進展や規制緩和による産業構造の変化、地域主権の確立に向けた国と地方の関わりを見直しなど、あらゆる面で大きな転換期にあります。こうした急速に変化する社会経済情勢は、小田原市においても当然のこととして様々な分野で市民生活に影響をもたらしています。その結果、多様化・複雑化する市民ニーズへの対応が求められ、この傾向はいつそう強くなるものと思われま

す。こうした時代潮流の中で、個性豊かで活力に満ちた住みよいまちをつくり上げていくためには、小田原市の優れた地勢をしっかりと認識する必要があります。同時に、輝いている地域資源や潜在力を秘めた地域資源などを磨き上げ、次世代に引き継いでいくことが大切です。そして、市民や企業、行政など小田原市に関わるすべての人々が、それらを誇りとして生活や仕事に活かすことで持続可能な地域の発展へと繋がっていくこととなります。これからのまちづくりには、そういう流れが非常に重要であり、総合計画の中で明確に示していく必要があります。

総合計画を意味あるものにするためには、基本理念において将来にわたり市民が幸せに暮らせる小田原市を創るといった長期ビジョンが示されることが重要となります。

このような基本的な考え方から、本答申では、基本構想及び基本計画原案の内容について、次項のとおり大きな方針について意見を述べるものとします。

答申は、前半で総括的な判断を述べ、後半では個別施策に対する意見集約を図るという構成になっています。全体としては、諮問された第5次小田原市総合計画基本構想・基本計画(案)の方向で概ね妥当という結論に至りました。

激変する社会情勢下においても、長期計画としての基本構想及びこれを実現するための基本計画がしっかりと機能しなくてはなりません。そのためには、計画の推進に当たり、基本構想で定めた基本理念が一人でも多くの市民に伝わるように努め、

市民と行政が一丸となってまちづくりに取り組む地域社会が形成されることを期待します。

◇基本構想

「新しい公共」とは、多様な主体が公共的機能を担うことを意味する。「新しい公共」を推進することにより、市民や地域が主体となった実情に応じた個性豊かなまちづくりや、自らの課題解決力を高めることに繋がっていくものとする。したがって、「新しい公共」を掲げる場合、厳しい財政状況を要因として挙げるのではなく、何故、多様な主体が公共的機能を担っていくことが必要なのかという積極的な意志を示されたい。

「新しい公共をつくる」ということで、市民の力・地域の力を最大限発揮するという意味合いは大変よく伝わってくるものの、行政の役割が不明確のままに感じられる。行政の役割としては、人々が動き出すための最初の推進力あるいは繋ぎ手としての考え方もあり、市民と行政との役割分担について可能なかぎり明確にされたい。

◇基本計画

基本計画は、市民と行政との情報共有という大切な役割を果たすものなので、市民が見て分かるような表現で、かつ具体事業などを盛り込んだ形で作った方が望ましい。

また、情報通信技術の進歩に伴い、経済活動だけでなく、市民生活やコミュニティの形成にまで情報化が浸透している状況を捉え、情報化戦略についてそれぞれの施策のところで盛り込む必要がある。

第1章 未来への投資(先導的施策)

先導的施策は、各施策への波及効果や有機的な連携を意図していることから、小田原市独自のアイデアを盛り込み、まちの魅力向上に努められたい。

また、先導的施策が総合計画の中でどのような位置づけになるのかなど、計画体系が分かりやすくなるよう努められたい。

第2章 施策の展開

(1) いのちを大切にす小田原

①福祉・医療

いのちを大切にす社会の実現に向けては、福祉や医療、さらには人と人との支え合いなど広範な分野にわたるトータルなネットワークづくりが重要である。

そこで、「ケアタウン」は、地域で支え合う機能だけでなく、横断的な施策展開が行われる拠点という意味もあり、こうした取組を多様な主体とともに推進していくことが必要である。

また、福祉・医療の環境を整えるには、ハード的な側面だけでなく、むしろ柔軟性に富んだネットワークを形成することが

重要である。そして、それぞれの施設が地域社会に対してどのように貢献できるのかを考え行動していくことで多くの課題が解決できるので、機能的連携に主眼をおいて施策の推進・充実を図られたい。

②暮らしと防災・防犯

局地的な集中豪雨など異常気象による災害の発生が増加し、市民生活の安全と安心が脅かされている。そこで、災害に対する地域レベルでの危機管理体制や援護が必要な方への対策など、災害対策についての指針が示されるべきである。

③子育て・教育

子どもに関する施策については、子どもの視点に立つとともに、次世代を担う子どもを地域ぐるみで育てるといった長期的な展望を持って展開されたい。

そして、童謡や歌は人の心を元気づけ、ひいては児童虐待やいじめ、引きこもりなど様々な心のひずみへの大きな治癒力にもなり得る。小田原市にはたくさんの素晴らしい童謡が生まれていることから、この童謡の素晴らしさを次の世代に絶やさないう希望する。

(2) 希望と活力あふれる小田原

①地域経済

小田原市が未来にわたって元気であり続けるためには、地域内での経済循環と世界をも視野に入れた小田原のブランド化を目指していく必要がある。

企業支援に関しては、既存企業だけでなく、新たに立地する企業にとっても魅力ある都市となるよう、小田原市の魅力や優位性を確立し、強く打ち出していくべきである。

超高齢社会となった今、生活に密着した既存の商店街が果たす役割を再度認識し、商店街の支援についての考え方を示していく必要がある。

まちの形態は、産業や観光、都市計画などあらゆる要素が絡み合って形づくられるものである。特に小田原駅周辺においては、中心市街地活性化の観点からランドデザインを分かりやすく示す必要がある。

観光の要素として、自然、歴史、文化、生業が挙げられているが、生業は小田原らしさの最たる要素の一つであることから、観光としての産業化という視点で打ち出していくことが小田原市の魅力や価値の創造に繋がっていく。

小田原市の潜在的資源のひとつとして「木」が挙げられる。川上での林産振興から川下での木材の利用までトータルな「木づかい」を育てていくことで、新たな経済振興が生まれると考える。そこで、小田原市は木の文化が根づいている地域でもあることから、林業についての方向性や将来ビジョンを示されたい。

②歴史・文化

小田原市は、城下町としてだけでなく、街道の宿場町として

も繁栄した歴史がある。そして、近代に至るまで様々な歴史が重層しており、それが歴史都市としての魅力になっている。小田原市の歴史や文化の魅力として小田原城を中心に捉えている傾向があるが、歴史の重層性こそが小田原市の一番の魅力として表現されたい。

(3) 豊かな生活基盤のある小田原

①自然環境

小田原市は、自然環境に恵まれ、かつ首都圏の一角に位置する地勢から見れば、エコシティとしての地域ブランドを確立することは意義のあることである。エコシティとしての方向性について強調し、市政全般にわたって「エコ」の考え方を浸透させるよう努められたい。同時に、具体的取組についても市を挙げて取り組まれたい。

②都市基盤

サステナビリティ（持続可能性）の視点からも、生活に必要な諸機能を集約し、超高齢社会に合った小回りの効くコンパクトなまちづくり（コンパクトシティ）を目指す必要がある。また、エコシティを地域ブランドとして掲げていることから、エコカーや自転車交通など環境配慮型の交通施策についても捉えていく必要がある。こうした方向性について明確に打ち出されたい。

「都市廊」という概念は新たな発想であり、中心市街地活性化に向けた取組としては注目すべき点である。しかし、街づくりにおける新たな方向性を示すのであれば、もう少し分かりやすい形で強調されたい。

小田原市は中心市街地に都市的・歴史的な魅力が集中していることから、中心市街地における景観形成と、その周辺部の景観のあり方について整理していく必要がある。

(4) 市民が主役の小田原

①市民自治・地域経営

地域主権の流れの中、基礎自治体においては市民の力・地域の力を最大限発揮したまちづくりを進めることが不可欠となる。そこで、市民との協働や地域運営のあり方など小田原市としてのスタイルを確立し、真の意味での市民が主役のまちづくりに向けた弛まざる努力を切望する。

コンパクトシティの概念とあわせて効率的な行財政運営の観点からも、できるだけ既存施設を活用していく方向にすべきである。したがって、既存施設の活用を第一に考え、市民や地域からの新たなニーズに対しては、利便性を優先して公共施設の適正配置を考えるということを打ち出す必要がある。

小田原市として、市町合併については、曖昧な表現を使うことなく、明確に示されたい。

◇個別施策に対する意見

答申には、個別施策に対する137の意見が付されています。

主な個別計画一覧

政策	個別計画名（計画期間）	概要
福祉・医療	ケアタウン構想 （平成22年3月～）	地域福祉の観点から保健福祉分野全体の基本理念を示し、課題解決に向けた地域福祉の取組の方向性をまとめた構想です。
	小田原市地域福祉計画 （平成19年度～平成23年度）	社会福祉法に基づき、地域福祉を推進するための計画です。ケアタウン構想を推進するための地域福祉の取組を示す計画です。
	小田原市営住宅ストック総合活用計画 （平成19年度～平成28年度）	市営住宅の既存ストックの長期有効活用や老朽化した市営住宅の計画的な整備方針を示すとともに、適正な管理運営の方針を明らかにした計画です。
	第4期おだわら高齢者福祉介護計画 （平成21年度～平成23年度）	老人福祉法に基づく「市町村老人福祉計画」と介護保険法に基づく「市町村介護保険事業計画」を一体的に定めた計画です。高齢者福祉施策と介護保険事業の方向性や取組内容を示すことを目的とした計画です。
	おだわら障がい者基本計画 （平成23年度～平成28年度）	障害者基本法に基づき、障がい者の状況などを踏まえ、就労、教育、医療、バリアフリー、ノーマライゼーション理念の啓発などの幅広い分野について、障がい者のための施策を定めた計画です。
	小田原市障害福祉計画 （平成21年度～平成23年度）	障害者自立支援法に基づき、本市の障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業について、サービスの目標見込量や提供体制の確保に関して定めた計画です。
	小田原市食育推進計画 （平成23年度～平成28年度）	食育基本法に基づき、小田原の地域資源を生かすとともに、「食」への感謝の気持ちを深め、健康で心豊かな生活を実現するため、食育関係者や市民が連携を図り、食育活動に取り組むことを定めた計画です。
	小田原市立病院改革プラン （平成21年度～平成23年度）	国の公立病院改革ガイドラインに基づき、市立病院経営の抜本的な改革を実施するための計画です。
暮らしと防災・防犯	小田原市人権施策推進指針 （平成23年4月～）	日常生活のなかで人権に関心を持ち、身近なところから人権問題を解決していくため、諸施策を人権尊重という視点で捉え直し、本市の人権施策を推進するうえでの基本理念や施策の方向を定めた指針です。
	おだわら男女共同参画プラン （平成23年度～平成28年度）	男女共同参画社会基本法に基づき、男女が自立した個人として尊重され、あらゆる分野で平等に参画し、個人の能力を十分に発揮できる社会の実現に向けた取組を定めた計画です。
	小田原市地域防災計画 （昭和39年9月～）	災害対策基本法に基づき、災害予防、災害応急対策及び災害復旧について定め、防災対策を総合的かつ計画的に実施するための計画です。
	小田原市水防計画 （昭和58年2月～）	水防法に基づき、河川、海岸、港湾などの洪水または高潮などによる水害を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、市民などの安全を確保する計画です。
	小田原市耐震改修促進計画 （平成21年2月～平成27年度）	建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、新耐震基準導入前の既存建築物の耐震化を図り、建築物の地震に対する安全性の向上を計画的に促進することを定めた計画です。
	小田原市国民保護計画 （平成19年2月～）	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づき、武力攻撃事態などにおいて、市民の生命、身体及び財産を保護し、生活や経済に及ぼす影響が最小となるよう、避難などの保護措置を定めた計画です。

政策	個別計画名（計画期間）	概要
防災・暮らし 防犯	第9次小田原市交通安全計画 （平成23年度～平成27年度）	交通安全対策基本法に基づき、交通事故のない安全・安心な市民生活の実現に向け、交通安全に関する総合的かつ長期的な施策を定めた計画です。
	小田原市次世代育成支援対策行動計画（後期計画） （平成22年度～平成26年度）	次世代育成支援対策推進法に基づき、急速な少子化の進行や子育て環境の変化に対し、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境を整備するため、地域における子育て支援対策や乳幼児の健康増進などに係る行動を定めた計画です。
	小田原市学校教育推進計画 （平成15年度～平成24年度）	21世紀を担う子どもたちの「豊かな心」と「生きる力」を育むため、小田原の資産や資源を生かし、地域と共に歩む学校教育を実現するための取組を定めた計画です。
子育て・教育	小田原市立小中学校校舎リニューアル整備計画 （平成16年度～）	校舎の老朽化、新しい教育課程、より開かれた学校への対応を可能とする学校施設の質的改善を行うための計画です。
	（仮称）小田原市地域経済振興戦略ビジョン （平成23年度策定予定）	行政と民間（事業者や関連団体など）が目的を共有し、小田原の魅力や活力の向上と事業者の利益の向上を図るために、地域経済振興の基本的な考え方やアプローチを定める指針です。
	小田原市中心市街地活性化基本計画 （平成24年度策定予定）	中心市街地の活性化に関する法律に基づき、地域特性や資源を最大限に活用した中心市街地の活性化を図るための事業を位置づけ、あわせて実施効果の目標を定める計画です。
	小田原市農業振興地域整備計画 （平成8年度～）	農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域内における優良農地の確保と総合的な農業の振興、農村の整備について定めた計画です。
	小田原市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想 （平成12年12月～）	農業経営基盤強化促進法に基づき、効率的で安定的な農業経営の指標や、農業経営者に対する農用地の利用目標、経営改善を図ろうとする農業経営者への支援について、総合的に定めた計画です。
地域経済	小田原市有機農業推進計画 （平成22年度～平成24年度）	有機農業の推進に関する法律に基づき、有機農業における栽培技術の開発や普及、有機農業者などへの支援、市民の理解や関心の増進など、有機農業を推進するための条件整備の取組を定めた計画です。
	史跡小田原城跡整備の理念と方針 （昭和57年4月～）	小田原城跡を永久に保存管理し後世に伝える責務を使命とし、城跡の遺構整備、保存とその活用により市民生活に役立て、さらに歴史的観光価値の最大化を図るという2つの基本理念と取組の方針を定めたものです。
	史跡小田原城跡本丸・二の丸整備基本構想 （平成5年3月～）	史跡小田原城跡整備の理念と方針（昭和57年4月）を踏まえ、史跡小田原城跡本丸・二の丸における諸施設の段階的な移転を図り、遺構を調査し、史跡環境の整備を進めるという方針を定めたものです。
	史跡小田原城跡八幡山古郭・総構保存管理計画 （平成22年3月～）	戦国期の小田原城の姿を今に伝える八幡山古郭及び総構を中心に、遺構の特徴や現況を明確化し、適切に保存管理していく基本方針と将来的な整備と活用の方策を示した計画です。
	史跡小田原城跡本丸・二の丸植栽管理計画 （平成22年5月～）	史跡小田原城跡本丸・二の丸の歴史的景観や遺構の保全を図るとともに来訪者の安全確保や適切な維持管理をするため、植栽の基本的な管理方針を示したものです。
	小田原市歴史的風致維持向上計画 （平成23年度～平成32年度）	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づき、小田原固有の歴史的風致を守り、育て、小田原らしいまちづくりを推進するために必要な事項を定めた計画です。
歴史・文化	小田原市文化振興ビジョン （平成23年度策定予定）	市民の文化芸術活動を振興するとともに、文化の力で小田原の魅力を高め、未来を切り拓いていくための基本的な方向性を定める指針です。

主な個別計画一覧

政策	個別計画名（計画期間）	概要
歴史・文化	小田原市子ども読書活動推進計画 （平成22年度～平成26年度）	子どもの読書活動の推進に関する法律に基づき、家庭、地域、学校、図書館などが連携して、子どもの読書活動を推進するための具体的な方策を定めた計画です。
	小田原市スポーツ振興基本指針 （平成21年度～平成28年度）	生涯スポーツの推進のため、参加する市民が主役となり、「体を動かすことから始める」という視点に立った本市のスポーツ振興の基本的な方向性を定めた指針です。
自然環境	小田原市環境基本計画 （平成23年度～平成34年度）	環境基本法に基づき、環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、達成すべき水準を明らかにした具体的な環境指標や、市、市民、事業者の取組などを定めた計画です。
	小田原市地球温暖化対策推進計画 （平成23年度～平成34年度）	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、市域全体の温室効果ガスの排出の抑制などのための総合的かつ計画的な施策を定めた計画です。
	小田原市一般廃棄物処理基本計画 （平成20年度～平成25年度）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み、排出の抑制方策、分別収集の方法、処理施設の整備などを定めた計画です。
	小田原市緑の基本計画 （平成8年度～平成27年度）	都市緑地法に基づき、緑地の保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に定めた計画です。
都市基盤	小田原市都市計画マスタープラン （平成23年度～平成34年度）	都市計画法に基づき、都市づくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地域別の市街地像、整備方針、諸施設の計画などをきめ細かくかつ総合的に定めた計画です。
	小田原市景観計画 （平成17年2月～）	景観法に基づき、小田原のまちを更に美しく、快適で個性豊かな都市に育て、次代に引き継いでいくため、全市域で景観形成の方針などを示した計画です。
	広域交流拠点整備構想 （平成11年3月～）	小田原駅周辺地区において、県西地域をはじめ交流圏の資源と連携を図りつつ、来訪者や県西地域の人々にとって快適で利便性の高い交流機能の整備を進めていくためのガイドラインです。
	県西地域総合都市交通体系マスタープラン （平成16年度～平成32年度）	都市交通の現況や既存計画を検証し、将来交通量の需要推計を踏まえたうえで、県西地域を一体の都市圏として捉えた総合都市交通体系の基本的な方針を定めた計画です。
	小田原市道路整備計画 （平成10年度～平成30年度）	ネットワーク化を考慮したより効率的な道路整備を図るため、短期、中期、長期に分けた道路整備目標を定めた計画です。
	橋りょう長寿命化修繕計画 （平成23年度～平成25年度策定予定）	道路橋の管理を事後保全から計画的かつ予防的な対応に転換するため、橋りょう点検を踏まえた損傷の事前予測や劣化予測を行い、長期保全的な対応を示す計画です。
	おだわら水道ビジョン （平成21年度～平成30年度）	水道の現状と将来見通しを分析、評価し、水道事業の運営に関する長期的な方向性と施策推進の基本的な考えを定めた計画です。
	小田原市下水道中期ビジョン （平成23年度～平成32年度）	下水道の現状と課題を明確にし、今後10年間に取り組む下水道事業の具体的な施策を示したものです。

政策	個別計画名（計画期間）	概要
市民自治・地域経営	新行政改革プラン （平成23年度～平成27年度）	機動的に行財政改革を実施し、実効性のある経営指向の行財政運営を行うため、事務事業の改善や改革の方向性を示した指針と、その具体的な方策を示した計画です。
	市有施設の管理運営に係る基本方針 （平成23年度～）	市有施設の現状と課題を踏まえ、効果的かつ適正な施設配置や管理運営のあり方について基本的な考え方を示したものです。
	今後の財政運営方針 （平成23年度～平成25年度）	本市の今後の財政状況の見通しを踏まえ、総合計画の実施計画期間を見据えた財政運営に係る基本方針を示したものです。
	IT推進プログラム2011 （平成23年度～平成25年度）	情報通信技術を活用し、市民が利便性を実感できる行政サービスが可能な電子自治体の実現を目指した本市の情報化推進の基本方針です。
	小田原市人材育成基本方針 （平成13年度～）	行政が直面するさまざまな課題に即応できる知識と能力を備えた人材の育成を推進するため、その目標となる職員像と目標達成の方策を示した指針です。

トライ
おだわらTRYプラン

市民の力で未来を拓く希望のまち

平成23年3月 発行

発行
小田原市

編集
小田原市企画部企画政策課
〒250-8555 小田原市荻窪300番地 電話(0465)33-1255

印刷 朝日オフセット印刷株式会社